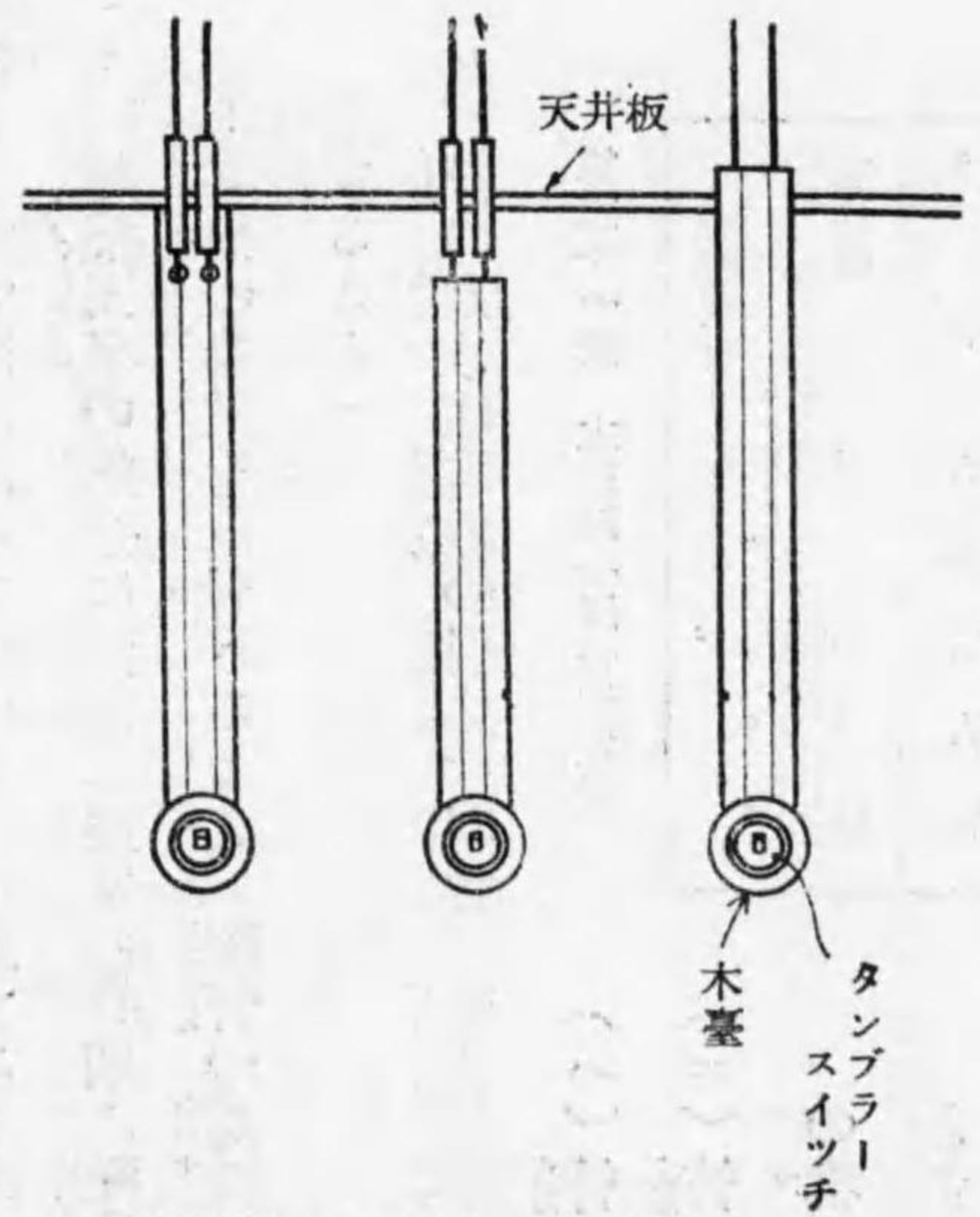


第一百六圖 (其の二) バインドの掛け方 (兩邊掛)

一七八
◎電線相互間は二種以上を離し且碍子の間隔は一米以下とすること、但し梁から梁に飛ばして電線を張る場合の様に電線が他物に沿はない場合には此の間隔を二米迄延ばして

- (イ) 線樋の施設に就ては次の制限がある
- 木線樋工事 (電氣工作物規程) 本則第百十九條参照
- (ロ) 第三種又は第四種絶縁電線を使用する場合の制限
- ◎電線相互間は六種以上を離すこと、碍子の間隔は第二種絶縁電線の場合と變りはない

- ◎隱蔽場所に施設してはならない、但し押入や戸棚の様に點檢の出来る場所ならば差支ない
- ◎線樋は天井や壁を貫通してはならない、但しスイッチ引下げ等の個所に使用する線樋は天井板の個所に於ける短小なる部分に限り貫通しても差支へない (第百七圖参照)
- ◎壁に埋込んではならない
- (ロ) 線樋の身は線樋一本 (一・八米) に付三本以上の木ネジ又は釘にて取付け蓋は四本以上の木ネジにて取付けること



第百七圖 木線樋による引下法三種

- (ハ) 線樋二本を接ぐ場合は蓋と身を三種以上喰違はせること
- (ニ) 電線には第四種絶縁電線を使用し線樋内には接續點を設けてはならない
- 金屬管工事 (電氣工作物規程) 本則第百二十條参照
- 金屬管工事はコンクリート建築に於けるものと同様に大規模のものと木造建築に於けるスイッチの引下個所、一階二階間の立上り個所、引込口と引込開閉器との間の配線等に對する少規模のものと

がある。茲では前記小規模のものに對する工事の要點を記すこととする。

(イ) 建築工事の進捗に注意し適當の時期に配管を行ひ次に電線を引込み最後にスイッチ、コンセント其他の器具を取付けること(配管の爲既に出来上つた壁等を成るべくこはさないで済む様に注意すること)

(ロ) 管の太さは電線の引込、引替に充分餘裕のあるものを選ぶこと(第三十一表參照)

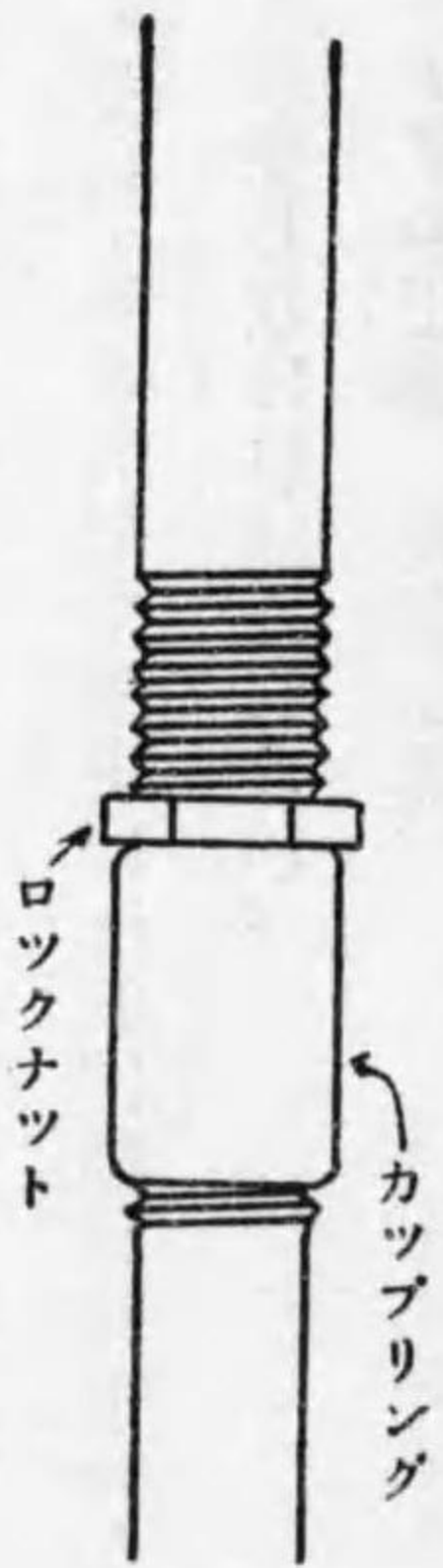
第三十一表 五厘厚金屬管選定表

電線太さ	電線數	一 本	二 本	三 本	四 本
1.6mm		1/8	1/8	1/4	1
2 "		1/8	1/4	1/4	1
5.5mm ²		1/8	1	1	1 1/4
8 "		1/8	1	1	1 1/4
14 "		1/8	1	1	1 1/4

* 接地線の場合に限る

管の屋外端にはサービス・ヘッド(サービス・キャップ)を取付け雨の浸入を防止すること

- (ハ) 管を切つた場合には端口をリーマーの類でさらへる事
- (ニ) 管と管との接続はカップリングによつて行ふこと、現場の都合で管の何れをも廻せない場合には送りカップリングとすること、此の場合にはネジを長く切つた管の側にロック・ナットを入れ固く締めること(第七十圖參照)
- (ホ) 管を曲げる場合には出来るだけ大きな半径で曲げ且潰れない様に注意すること、電線の引入口と引出口との間に於て直角の屈曲箇所は四個よりも多くてはならない
- (ヘ) 管の終端にはブッシングを取付けること、但し引込口配

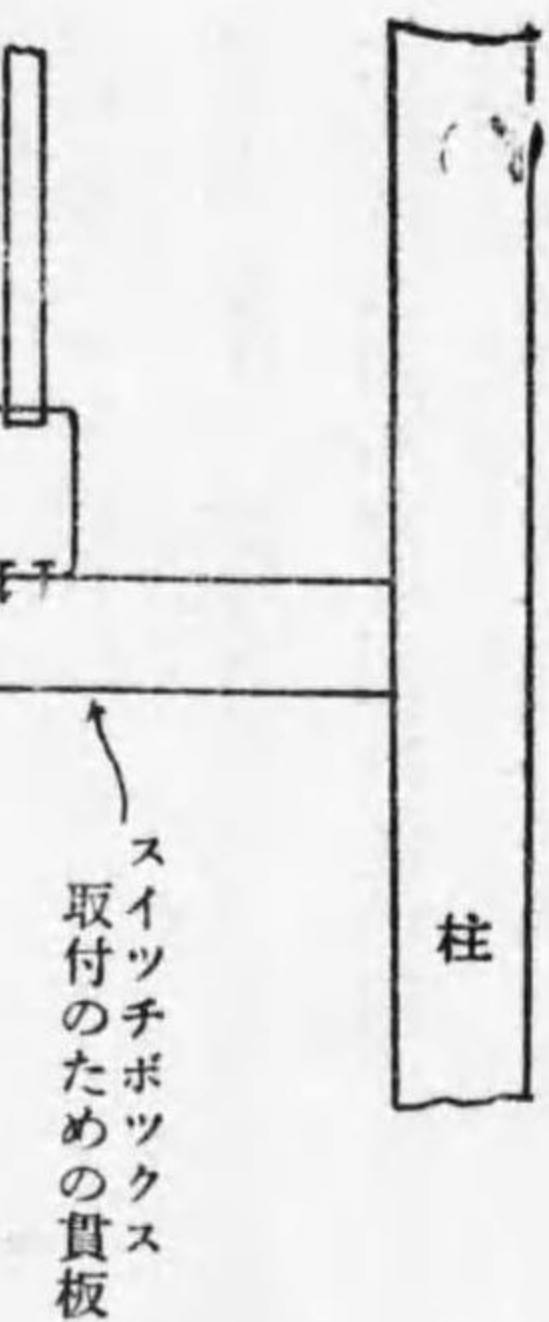


第八十圖 送りカップリング

(ト) 管はサドルを用ゐる木ネジにより取付けるを原則とする、但し現場の状況に應じ他の便宜な方法によつても拘はな

(チ) スイッチ・ボックスを日本壁に取付ける場合には壁塗の前にボックスの側面又は底面の孔を利

用し建物の柱又は貫に釘付すること、現場の状況に應じボックス取付用の貫をわざ／＼打たなければならぬ場合が屢ある(第九十圖參照)



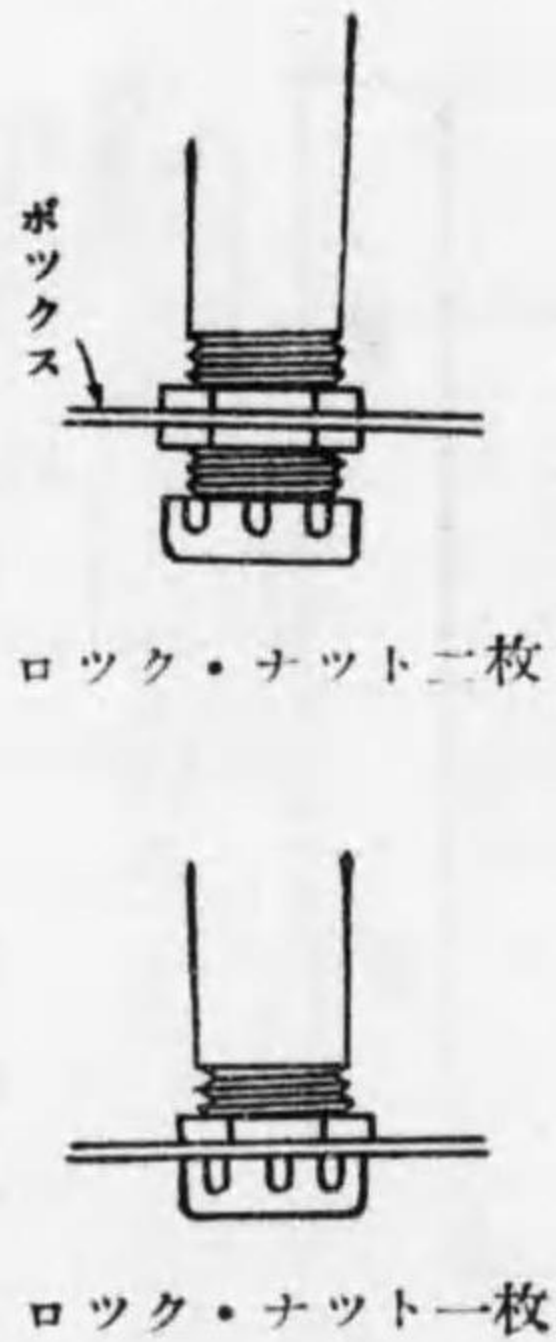
第九十圖 スイッチ・ボックス取付例

(リ) ボックスと管との接続箇所にはロック・ナット二枚を使用し両面より締め更に管端にブッシングを取付けるのを原則とする、但しブッシングと外側ロック・ナットによつて堅固に締着

け得る場合は内側のロック・ナットを省略してもよい(第九十圖參照)

(ヌ) 管は第三種地線工事により接地するのを原則とするが乾燥した場所に施設する長さ五米以下のもの

で瓦斯管、水管、鐵網の如き金屬體と



第一百圖
ボックスと管との
接続

一五種以上離隔して居るものは接地を省略してよい(尙此點について詳細は内線規程第十一版第一〇三條を参照のこと)

(ル) 電線としては第四種絶縁電線を使用する

但しスイッチに對する引下げ等の個所

こと、而して二耗よりも太いものは燃線を使用すること、に於ける短小なものは此の限でない

(ヲ) 電線は往復線を同一管内に藏めること、一本宛別々の管に入れてはならない

金屬線樋工事

金屬線樋はメタルモールディングとも云ひ亞鉛鍍、エナメル塗等により錆止めを施した厚さ約一耗の鐵板を以て作つた露出配線専用の材料で一・六耗の第四種絶縁電線二本用又は四本用程度の太さのものが多く用ゐられて居る。其の施設場所に就ては木線樋と全く同様の制限を受けて居り主として金屬管工事の既設アウトレットボックスより増設する場合の配線用として用ゐられて居る。其の施設方法は金屬管工事と同じで電線には第四種絶縁電線を使用し又線樋の長い場合には之を第三種地線工事により接地しなければならぬ。

ケーブル工事(電纜工事)

屋内配線に於て用ゐられるケーブルには次の如きものがある。

○紙ケーブル

○ゴム鍍装ケーブル

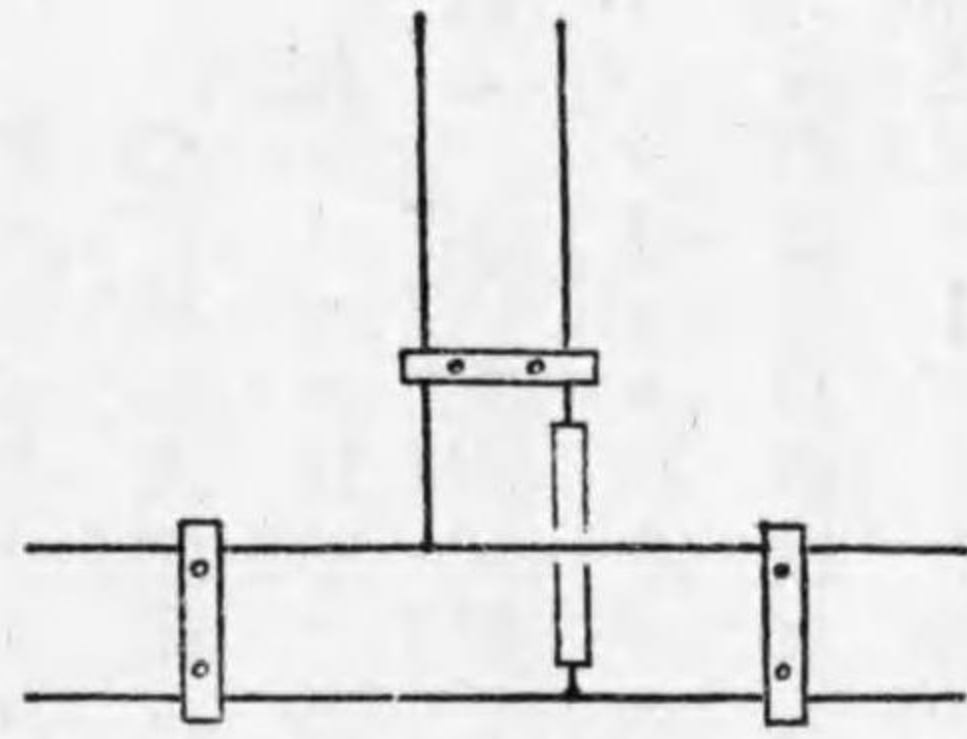
○可撓鍍装電纜(フレキシブル・アーマード・ケーブル)

紙ケーブルは主として地中線用で鉛被ケーブル、ジュート捲ケーブル、鍍装ケーブルの三通りに分れる。屋内配線に於ては高壓電動機の配線等に用ゐられるのみで低壓配線に用ゐられることは殆どない。ケーブルはサドル又は象皮等により造営材に止める事が多く其の鉛被は第三種地線工事により接地を行はなければならぬ。ケーブルとケーブルとの接続點には接続函(ジョイント・ボックス)を用ゐる又ケーブルと碍子引配線との接続點には終端函(ケーブル・ヘッド)を用ゐるのが普通である。ゴム鍍装ケーブルは主として従量需用家の引込口配線用でサドル又はノツプの類を以て造営材に取付けて施設する。而して中途に接続點を設けてはならない。本ケーブルが金屬板、鐵網等を貫通する場合は金屬管又は碍管内に之を挿入することが必要である。可撓鍍装電纜はゴム被覆電線に亞鉛鍍を施した鐵の條片を螺旋狀に捲付けたもので屋内配線専用ケーブルである。未だ本邦に於ては一般に使用せらるるに至らない。

第十節 電線布設一般

(イ) 電線の交叉個所、電線が他物と接近する個所又は電線が他物を貫通する個所には、碍管を挿入し、碍管移動の虞ある場合は、テープ捲又はバインド線を以て碍管の移動を防ぐこと

(ロ) 金属板を貫通する碍管又は引込口の碍管には、引込碍管を用ゐること



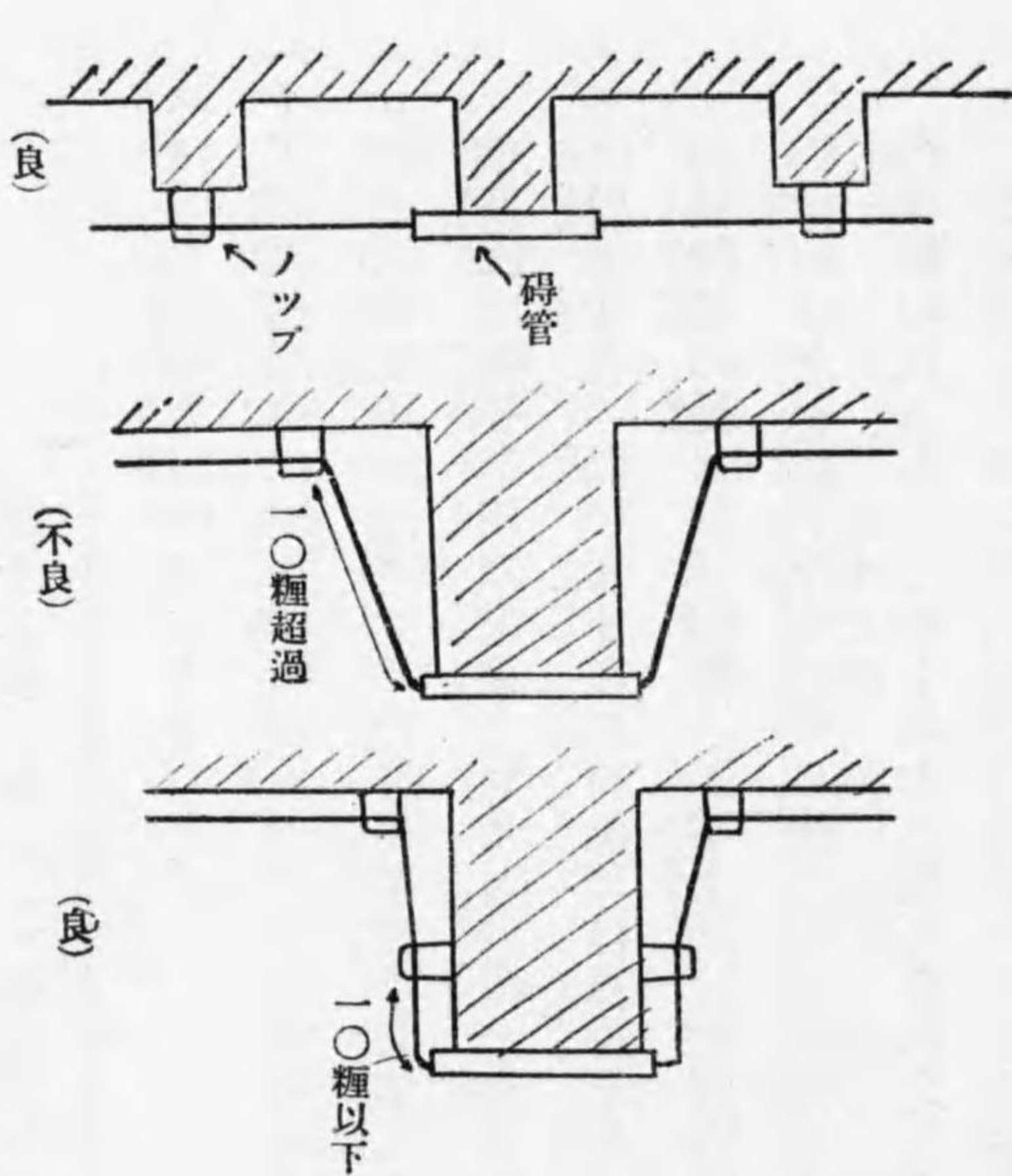
第百十一圖 電線交叉個所の碍管（碍管は下側の電線に挿入の事）

(ハ) 雨の掛る位置の碍管は、外方を下向として電線を下方に彎曲せしめ、雨水の屋内に浸入するのを防止すること

(ニ) 碍管には、外力の加はることなく、且其の端口に於て電線の被覆を損傷する虞のない様、其の中を通過する電線の方向は、碍管の中心の方向と一致させること

(ホ) 電線と弱電流電線（電話線、ベル線の類）、水管、瓦斯管等とは、一〇糎以下とすること（第百十二圖参照）

(ヘ) 電線と弱電流電線（電話線、ベル線の類）、水管、瓦斯管等とは、一〇糎以下とすること（第百十二圖参照）



第百十二圖 碍管に通ずる電線の方向

出の手配を爲す必要がある。

第十一節 電動機配線

二〇〇ボルト三相電動機の配線は次によること。

五糎以上離隔せしめること、但し相互間に絶縁性の隔壁ある場合又は電線に長さ三〇糎以上の碍管を挿入する場合は、差支へない、碍管使用の場合は、其の両端に於て電線を碍子により支持する等確實なる碍管移動防止を爲すこと

(注意) 電線と瓦斯管とは成るべく接近せしめない様努めること、工事止むを得ず〇・九米以内に接近する場合は、瓦斯會社に通知、地方長官（東京府では警視總監）及遞信局長に届

- (イ) 第四種絶縁電線又はケーブルを用ゐる第二種又は第三種絶縁電線を用ゐてはならない
- (ロ) 電動機のフレーム(鐵枠)は第三種地線工事により接地すること
- (ハ) 手元閉閉器(扱ひスイッチ)としては閉閉器函(配電函)と云ふ鐵箱入のものを使ふのが便利である。其の外函は第三種地線工事により接地すること

第十二節 ネオン管燈工事

ネオン管燈の施設は次によること。

- (イ) 一次側配線は變壓器の容量一、〇〇〇ボルトアンペア以下毎に別回線とすること
- (ロ) 二次側配線にはネオン管燈用電線を使用し之を碍子其他の支持物を以て取付け他物を貫通する個所には碍管を用ゐる電線と他物との間を充分離隔すること
- (ハ) 管と管との間の短小な接続線には裸線を用ゐる事が出来る、此の場合は次の制限に従ふこと
 - ◎ 接続線の長さは三〇糎(工事上止むを得ない場合には六〇糎)以下であること
 - ◎ 裸線は之を硝子管内に藏め硝子管と他物とは四糎以上離すこと
 - ◎ 裸線の長さが三〇糎を超る場合には之を藏める硝子管を陶器製の支持物にて堅固に支持すること

- (ニ) 變壓器の外函は第三種地線工事により接地すること

第十三節 高壓配線

高壓電動機を使用する場合等には屋内に高壓配線を施設せねばならぬ。三、三〇〇V高壓屋内配線の施設は次によること

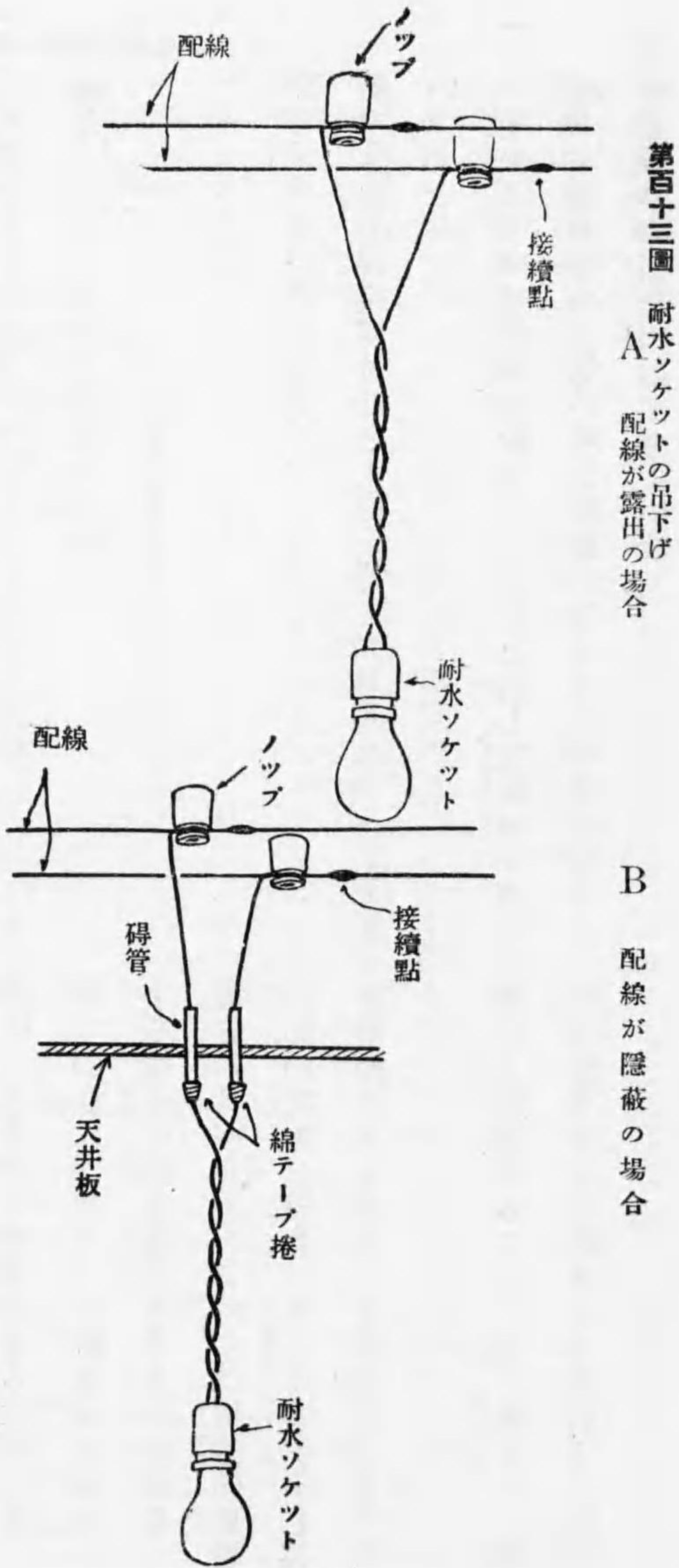
- (イ) 配線は鍍装紙ケーブルを以て施設すること、但し人の觸る虞のない乾燥した露出場所に於ては第四種絶縁電線を用ゐる碍子引工事を以て施設することが出来る
- (ロ) 前號ケーブル及絶縁電線の太さは四糎以上であること、但し計器用變壓器(P.T)等に至る短小なる接続線は此の限りでない
- (ハ) 碍子引工事による場合は高壓碍子を用ゐる碍子の間隔を五米以下(電線が造營材の面に沿ふ場合は一米以下)とし線間二〇糎以上(碍子の間隔一米以下の場合は一五糎以上)、電線と造營材との間一〇糎以上(電線の上部にある造營材とは一五糎以上)を離隔すること
- (ニ) 碍子引工事による電線が造營材を貫通する部分には充分なる長さの高壓碍管を挿入すること
- (ホ) 碍子引工事による高壓電線は低壓電線と三〇糎以上離し且兩回路は容易に識別し得る様施設すること、但し高壓並に低壓電線の支持點間の距離を各一米以下にするときは此の距離を一五

種迄短縮することが出来る
 (ヘ) 碍子引工事による電線は弱電流電線(電話線、メル線等)、水管、瓦斯管其他の金屬體と三〇糎以上離すこと

第十四節 特殊場所の工事

特殊場所とは左の如き場所で夫々特別の工事方法によらなければならない。以下其の要點を記すこととする。

- 濕氣ある場所
- 塵埃ある場所
- 腐蝕性瓦斯又は溶液の發散する場所
- 爆發又は燃焼し易い危険の物質を發生製造若くは貯藏する場所
- 自動車々庫
- 興行場
- 濕氣ある場所
- (イ) 濕氣ある場所とは風呂場(濕氣なき洋風浴室を除く)、床下、蕎麥屋の釜場の様に濕氣の多い場



第百十三圖

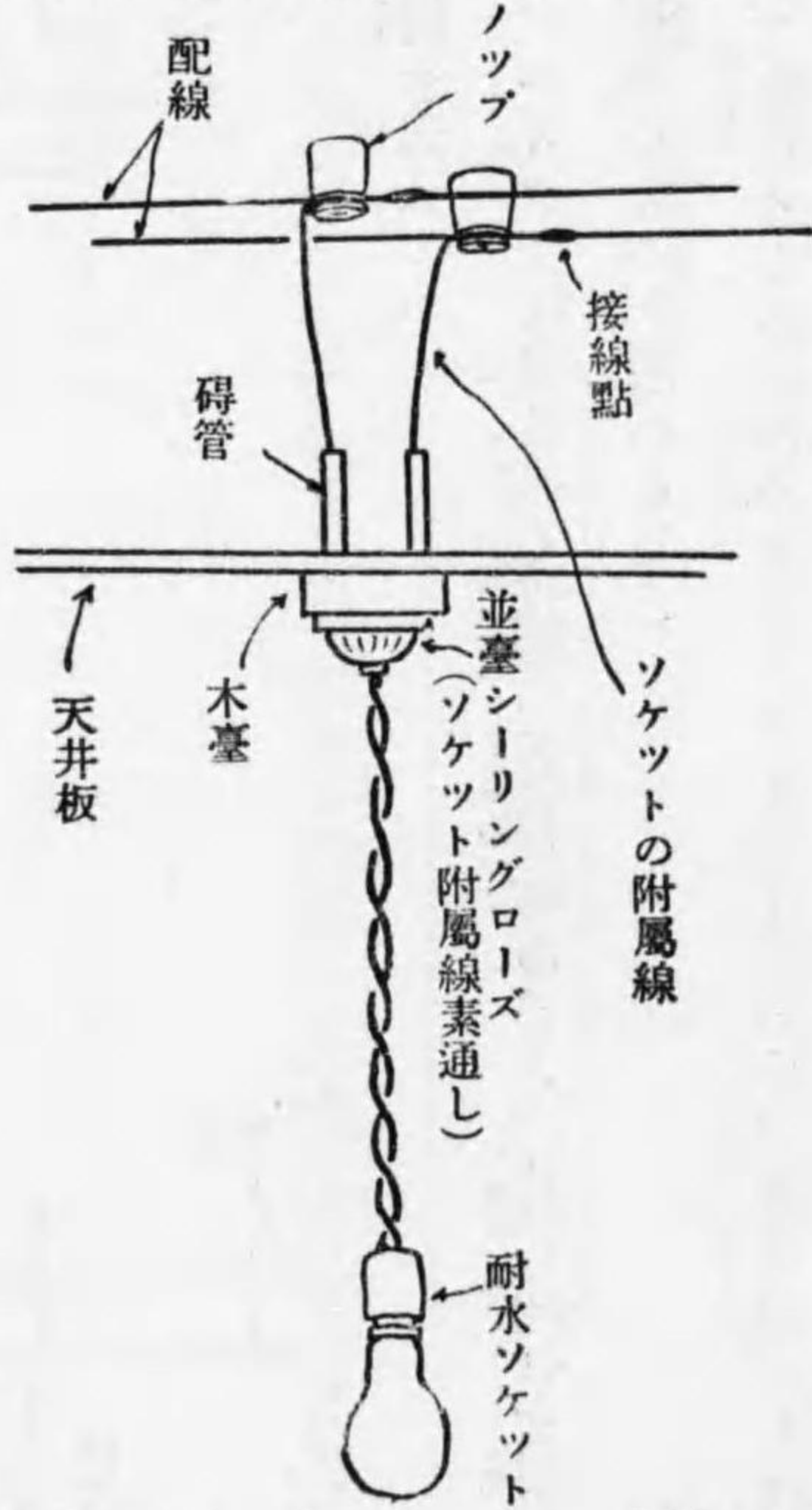
耐水ソケットの吊下げ
A 配線が露出の場合

B 配線が隠蔽の場合

所を云ふ

(ロ) スイッチは成るべく別室に取付けること、若し止むを得ず濕氣の多い場所に取付ける場合は防濕的のものを用ゐること
 (ハ) 電燈としては耐水ソケットを吊下げるか又は捻込グロブを用ゐた防濕型電燈器具(スチームタイト器具)を取付けること

C 配線が隠蔽の場合(シーリング・ローズ使用)



(ニ) 耐水ソケット(線付)を天井から吊下げる場合には第百十三圖ABCの様に張力が配線に掛らない様施設すると、附属線中途に接線点があつてはならない、又鳩目工事を施してはならない、シーリング・ローズは第百十三圖Cの様にソケットの附属線を素通しする場合に限り使用する事が出来る

点を設けないこと(例へばブラケット、パイプペンダント等内部の電線を壁裏、天井裏迄引出し其處で配線を接続すること)、但し特に大型のフレンジを具へる電燈器具を取付ける場合は差支へない

(ハ) 配線は第四種絶縁電線をノツプ引と爲し電線相互間を六種以上離隔すること、但し床下(一階畳下)蕎麥屋の釜場の様に絶縁の下り易い場所は特カップ引と爲すこと(特カップの代りに低壓ピン碍子の類を用ゐてもよい)

塵埃ある場所

- (イ) 塵埃ある場所とは精米(塵埃の少い小賣精米店を除く)、紡績、製粉等の工場又は綿糸、セメント等の製造所を云ふ
 - (ロ) 配線は碍子引工事、金屬管工事又は鍍装紙ケーブルの類を使用するケーブル工事によること
 - (ハ) 碍子引工事によるときは第三種又は第四種絶縁電線を使用しノツプ、特カップ等により取付け線間六種以上離隔すること
 - (ニ) スイッチ、カットアウト、シーリング・ローズ等は内部に塵埃の入り難い構造のものを選ぶこと
 - (ホ) ソケットはキールレスソケットでなければならぬ
- 腐蝕性瓦斯又は溶液の發散する場所**
- (イ) 腐蝕性瓦斯又は溶液の發散する場所とは酸、アルカリ、鹽、人造肥料等の製造所、電鍍工場、蓄電池室等を云ふ
 - (ロ) 配線方法は濕氣ある場所に準じ施設すること、而して電線其他機械器具には瓦斯又は溶液に成るべく侵され難いものを選び成るべく侵され難い工事方法と爲し必要に応じて適當な豫防方法(例へば防蝕塗料の塗布)を施し且保守に充分注意すること
- 爆發又は燃焼し易い危険の物質を發生製造若くは貯藏する場所**

(イ) 爆發又は燃焼し易い危険の物質を發生製造若しくは貯藏する場所とは火藥類、セルロイド、石油、アルコール、燒酎等を製造若しくは貯藏する場所、爆發性の瓦斯若しくは微粉を發生し又は充滿する虞ある場所等を云ふ

(ロ) 配線は金屬管工事又は鍍装紙ケーブルの類を使用するケーブル工事によること

(ハ) 移動して使用する電線は之を可撓金屬管に藏め又は之に強靱な外装を施す場合を除き之を同等以上の効力ある特殊の電線を使用すること

(ニ) スイッチ、カットアウト、コードコンネクター、抵抗器其他火花を發し又は溫度過昇の虞ある器具は之を場内に施設せぬこと、但し堅牢な氣密函又は油中に藏める等の方法により危険を豫防したものは差支へない

(ホ) 電線と器具との接続は特に完全ならしめ震動の爲緩まない様堅固に行ふこと

(ヘ) キーンケット又はアーク燈を使用せぬこと

(ト) 電線には直付器具、パイプペンダントの類を使用しコードペンダントの類は使用せぬこと、電球は氣密の外球を以て覆ひ且堅固な保護枠を取付けること

(チ) 電動機としては火花を發する部分を有せぬもの又は火花を發する部分に對して完全なる保護装置を施したものを使用すること

(リ) 電熱線の露出した電熱器を使用せぬこと

自動車々庫

(イ) 移動して使用する電線には堅固なガードを施した手提燈(キーレスソケット使用のもの)を用ゐるに附屬するコードは第三種乙コード又はキャブタイヤコードであること

(ロ) 電燈、電動機、電熱器、開閉器、カットアウト、コンセント、コード・コンネクター、抵抗器、



第一百十四圖
手提燈の一種

充電器、其他火花を發し又は過熱の虞ある器具は床上
一・二米以上の高さと爲すこと、但し特別の安全装置を施したものは差支へない(移動せずして使用する)

電燈は成るべく天井直付と爲しコードペンダントとせぬを可とする)

興行場

(イ) 興行場とは劇場・映畫館其他之に類する常設興行場を云ふ

(ロ) 配線にはケーブル工事の場合を除き全部第四種絶緣電線を使用すること

(ハ) 舞臺、奈落、音樂室、映寫室及道具類又は人の觸る虞ある場所に施設する電線で碍子引工事に
よるものは適當に外傷を豫防すること

(ニ) ボーダライイトと屋内配線との接続線には第二種コードを使用し且之を皮革又はズツクの類を

以て外装すること、但しボーダライトを移動せぬ様装置した場合には二平方耗以上の第四種絶縁軟銅燃線を束ねたものを使用することが出来る

(ホ) (ハ)の場所に使用する電線(ソケットに接ぐ電線)としては奈落に於けるものは第三種乙コード、其他の場所に於けるものは第二種コードを使用すること

(ヘ) (ハ)の場所に於て移動して使用する電線には第三種乙コードを使用すること、但し床上を引摺り又は外傷を受ける虞ある場合を可撓金屬管、ゴム管に藏め若くは皮革、ズツクの類を以て外装し又は麻絲其他強韌なる物質を以て更に編組したものを使用すること

(ト) 舞臺、奈落、音楽室及映寫室の電路には他の屋内配線と獨立に之を遮斷し得る様開閉器及フューズを適當の個所に装置すること

(リ) 電球、抵抗器其他溫度過昇の虞ある器具類は可燃質物と容易に接觸せぬ様適當に施設すること
(ヌ) 舞臺の床に取付けるコンセントは堅牢で且塵埃の入り難い構造であること

第十五節 臨時工事

臨時燈工事

(イ) 乾燥した屋内露出場所(使用期間一ヶ月以下)

第三種又は第四種絶縁電線を使用すれば電線相互間及電線と他物間離隔の要なし(ノツプ又はクリート使用の要なし)、但し電線損傷の虞なき様且電球と造花、飾幕其他燃焼し易い物に接觸せぬ様充分施設に注意すること

(ロ) 濕氣ある屋内露出場所

例へばコンクリート建築の工事場に於て未だ充分乾燥しない場所に於ては(ハ)號に準じ工事を行ふこと

(ハ) 軒下其他家屋の外(使用期間一ヶ月以下、但し一段上等の電線を使用する場合は四ヶ月以下)

◎ 第二種絶縁電線使用の場合は一メートル以下毎にノツプ止と爲し線間六種以上離隔すること

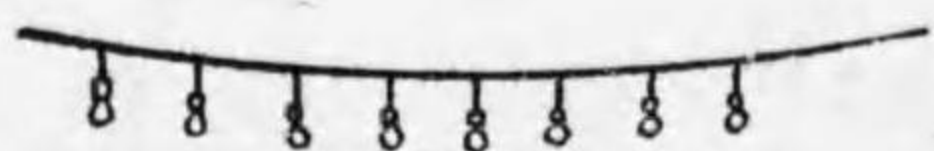
◎ 第三種絶縁電線使用の場合は一メートル以下毎にノツプ又はクリート止と爲し線間三種以上離隔すること

◎ 第四種絶縁電線を雨の掛らぬ且電線損傷の虞のない場所に施設する場合は電線相互間及電線と他物間離隔の要なし(ノツプ又はクリート使用の要なし)、但し電線損傷の虞なき様充分施設に注意すること

(ニ) 樹木、裝飾塔、綠門(使用期間一ヶ月以下)

第四種絶縁電線を使用すれば電線相互間及電線と他物間離隔の要なし(ノツプ又はクリート使用

の要なし)、但し電線損傷の虞なき様充分施設に注意すること
(ホ) 架空電飾



第百十五圖 架空電飾

第四種絶縁電線を用ゐる其の兩端は碍子により取付け長さ一五米以下の場合には二耗以上、一五米超過三〇米以下の場合には二・六耗以上の太さを選びソケットには附屬線の短かい耐水ソケットを用ゐる本線との接續點は異極間三厘以上離隔すること
(ハ) 電線の接續
使用電流一アンペア以下の場合には堅固に接續し半田揚を省略することを得

(ト) スイッチの取付

雨の掛る位置に取付けるスイッチには防水スイッチ(兩極のもの)を用ゐるか或は防水箱中に藏めること、但し使用期間一ヶ月以内のものに限り陶器製のカットアウトスイッチを其のまゝ取付けてもよい

臨時動力工事

- (イ) 二〇〇ボルト臨時動力の工事は短期間使用のものと同第四種絶縁電線を使用しノツブ、特カツブ又は低壓ピン碍子の類を以て施設すること
- (ロ) 電動機の接地線は外傷を受け難い様其の施設に注意すること

(ハ) 電動機、起動器(スターター)、スイッチ等には雨の掛らない様注意すること
臨時工事の扱ひ

(イ) 臨時工事は當社工事たると社外者工事たるとを問はず試験掛員の絶縁抵抗試験を受けないものには電氣を供給しない事

(ロ) 使用期間中に次の如き事項の生ぜざる様機會ある毎に注意すること

配線の損傷

◎ 配線に他物が接近又は接觸

◎ 電動機移動の爲の接地線外れ

◎ フューズ過大又は鐵線、銅線等の代用

◎ 負荷の増設又は容量變更

(ハ) 使用期間の經過した場合に直ちに引込線を撤去し且速かに臨時配線を撤去せしめること、但し既設配線より分岐使用のものにあつては使用期間經過後直ちに該分岐接續點より臨時配線を取外し且速かに臨時配線を撤去せしめること

(ニ) 使用期間經過後に繼續使用の希望ある場合は試験掛員の絶縁抵抗試験を受け支障なしと認められたものに限り電氣供給を繼續すること

第六章 計器工事

本節で云ふ計器とは積算電力計のことで、需給電力を積算計量する器具の意で簡単に計器と稱へる。計器が需用家の使用電力量を正確に計量せねばならぬことは勿論であつて、工事者は之が取付、取外し、其他の取扱に特に注意を要する。

第一節 計器の取付場所の選定

(イ) 計器は一階又は地下室に取付るのを原則とし、検針、試験、取替が容易であり、且需用者の迷惑とならぬ場所を選ぶこと。

(ロ) 計器の取付は左記の場所を避けねばならぬ。

湿氣の多い場所

機械的損傷の虞ある場所

温度の變化の大なる場所

磁氣の影響大なる場所

化學藥品等の爲め腐蝕作用を受ける場所。

煤煙塵埃の多い場所

止むを得ず右の場所に取付ける場合には計器函内に藏める等適當の保護装置を設けること。

(ハ) アバウトメント、マーケット、貸事務所等に對しては計器は一個とするのが原則であるが、特別の事情により各使用者に對し別々に計器を設けるときは各使用場所に取付ず、廊下等使用者が不在でも檢針検査の容易な場所に計器を集合して取付け、且各計器の所屬を明瞭ならしめることを要する。

第二節 計器容量の選定

計器容量は各需用家の負荷状態を考慮して選定すること。負荷状態不明の場合は第三十二表の基準に依ること。但し容量一〇〇アンペアを超過するものは變流器付計器を用ゐること。

第三十二表 計器容量選定表

1. 電燈の場合

計器の容量	燈 數	
	住宅需用家 平均一燈當り30W	商店需用家 平均一燈當り100W
5 又は 10A	15以下	
10	16—30	10以下
20	31—60	11—20
30	61—100	21—30
50	101—160	31—50
100	161—320	51—100

上表に於て小型器具用又は特別配線用アウトレット1個は電燈1燈と看做す
但し該アウトレットを有する電燈需用家に取付ける計器の容量は最低10Aとす

第三十二表 計器容量選定表

2. 電熱の場合

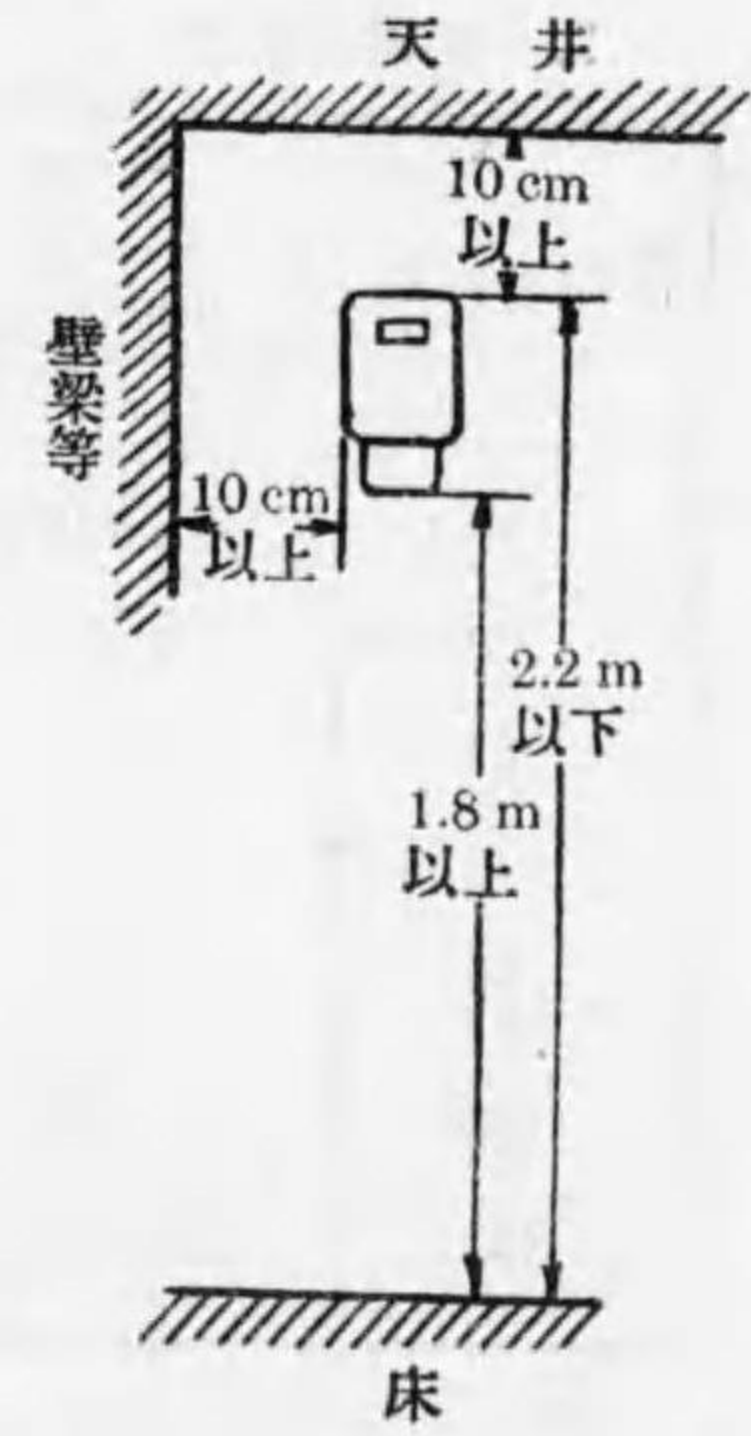
計器の容量	契 約 容 量		
	100 V 单相二線式	200 V 单相二 線式及三線式	200 V 三相三線式
10A	1 kw以下	2 kw以下	3 kw以下
20	2	3—4	4—7
30	3	5—6	8—10
50	4—5	7—10	11—17
100	6—10	11—20	18—35
200	11—20	21—40	36—70
300	21—30	41—60	71—100

3. 三相誘導電動機の場合

計器の容量	總馬力數
5 A	2 HP
10	3—4
20	5—8
30	9—12
50	13—20
100	21—40
200	41—80

第三節 計器の取付位置

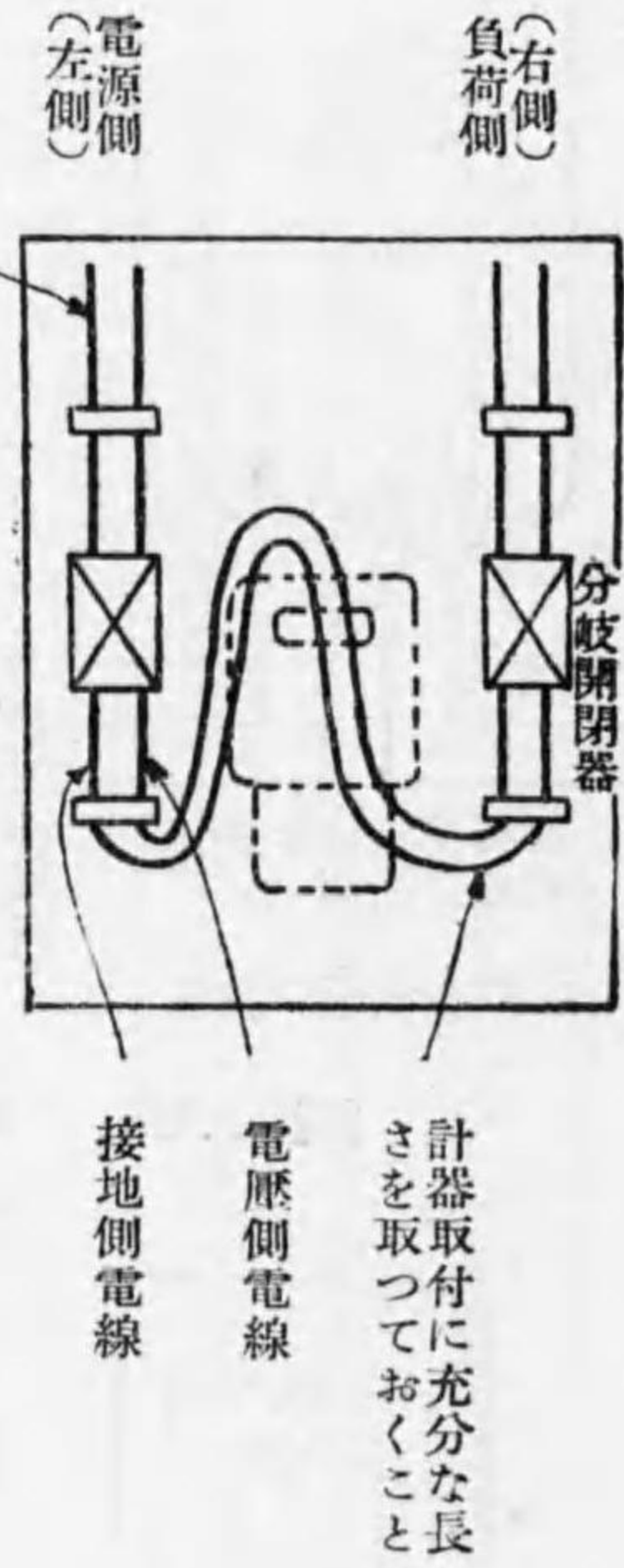
計器の取付位置は第百十六圖に従ふこと、尙低壓計器の場合には第三十三表に示す取付面積が必要である。



第一百六圖
計器の取付關係位置

第四節 計器の取付部配線

(イ) 計器の取付部の配線は第一百七圖に依ること。



第一百七圖

引込口より計器に至る絶縁電線には事情止むを得ぬものを除くの外
中途に接続點を有するもの
被覆の損傷せるもの
を使用せぬこと

第五節 計器の取付接続

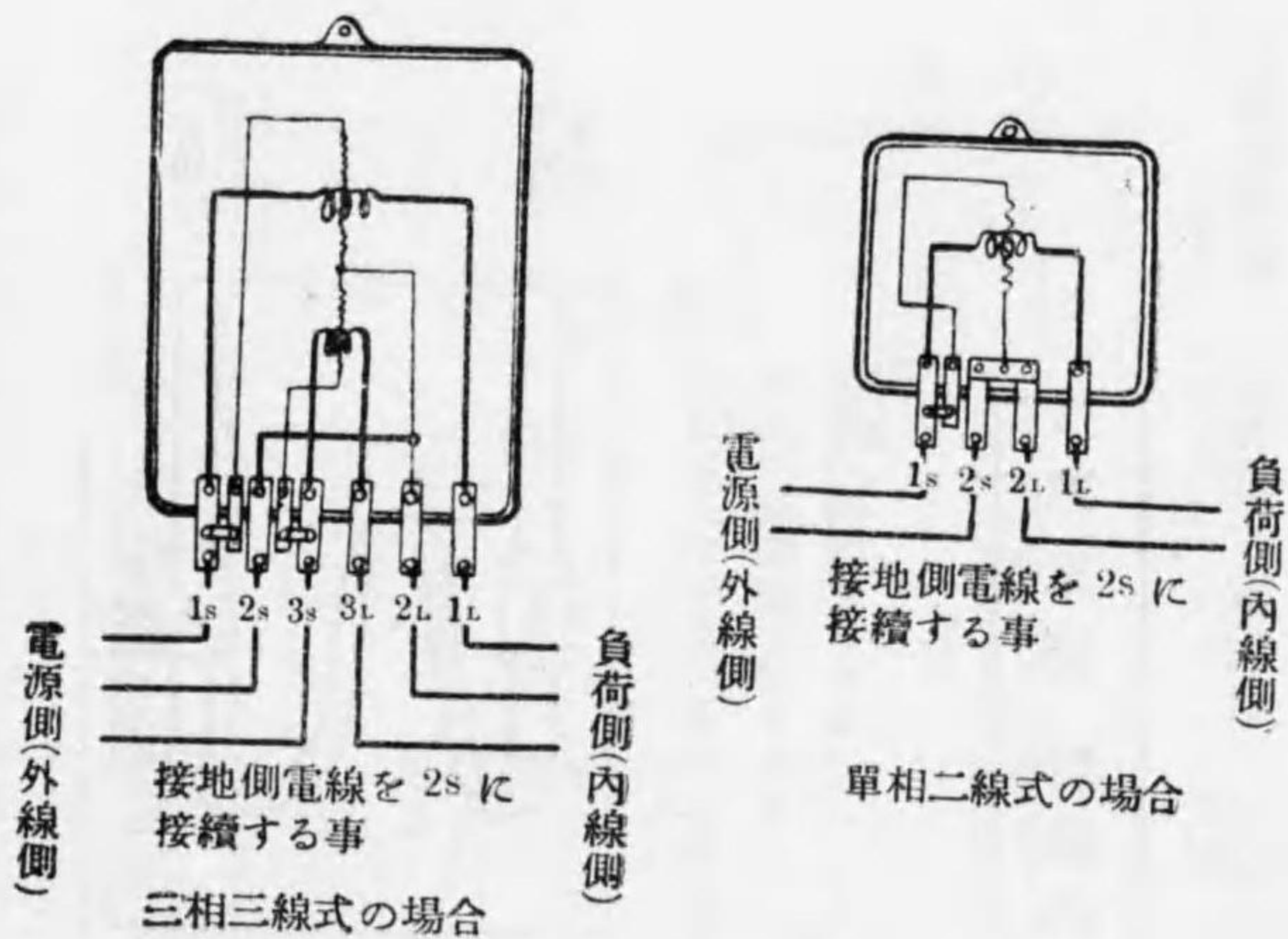
計器は垂直に且堅固に取付け、接続は其の端子記號に基き左圖の通り正しく接続すること(積算電力計の取付及接続圖參照)。

第一百八圖は當社の標準計器の端子記號と正しい接続の關係を示したものであるが、計器の中には線輪の引出方が之に依らぬものがある。然しこの場合でも端子記號は一定して居るから其の記號に基

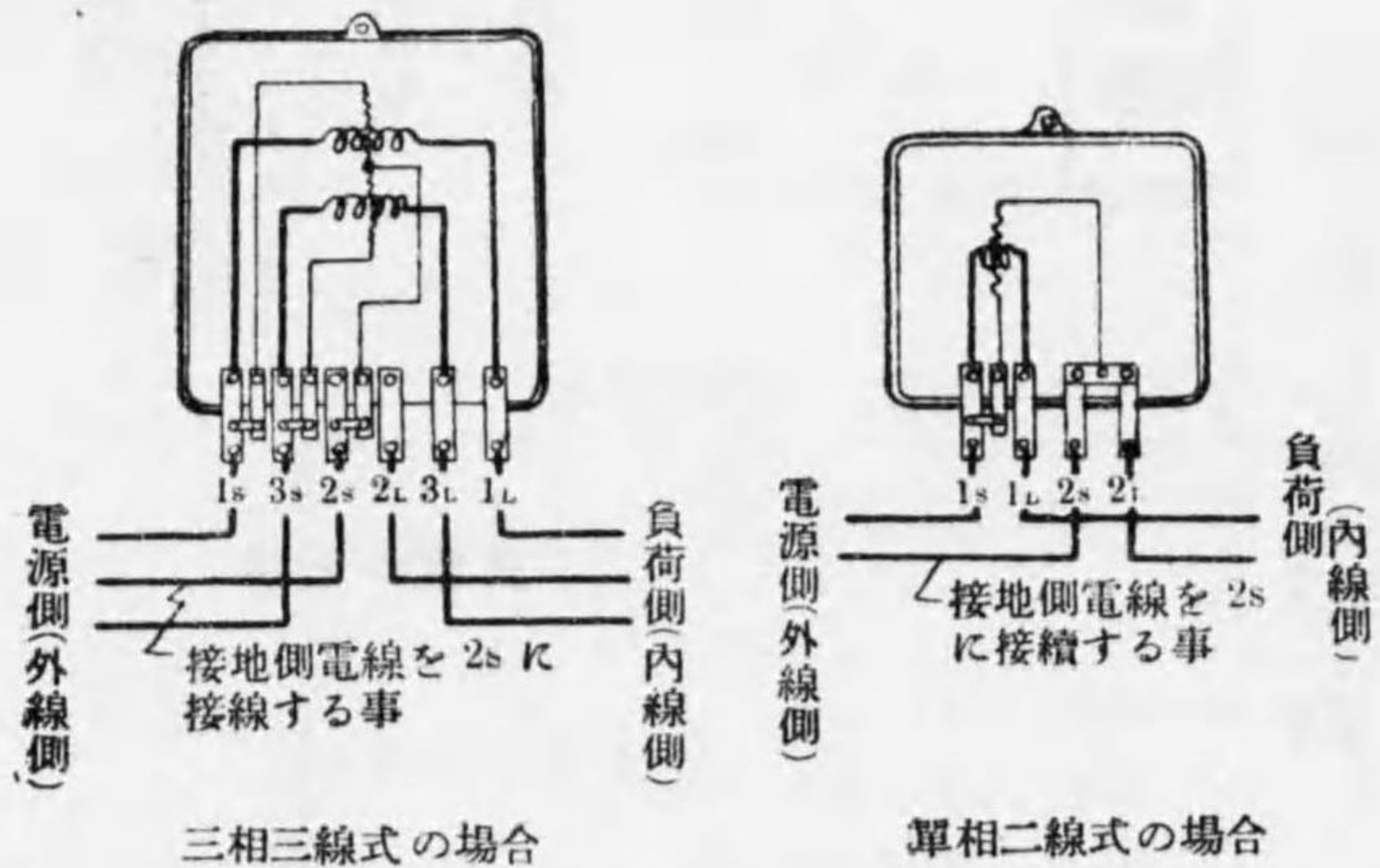
第三十三表 計器取付の爲設くべき面積

配線の電気方式	計器の容量	面積	
		縦	横
単相二線式	30 A 以下	300 mm 以上	180 mm 以上
	50 A 以上	360	180
単相三線式	30 A 以下	300	360
	50 A 以上	360	360
三相三線式	30 A 以下	370	310
	50 A 以上	430	400

して正しく接続すること、第百十九圖は後者の一例である。
茲に端子記號Sは電源側、Lは負荷側を意味し、三相計器の123は相順を表はす。尚2₂には接地側電線を接続すること。



第百十八圖 計器の標準接続圖



第百十九圖 端子排列を異にした計器の接続の一例

第六節

計器の取付取外に関する注意

計器を取付るときは次の諸点につき注意を要する。

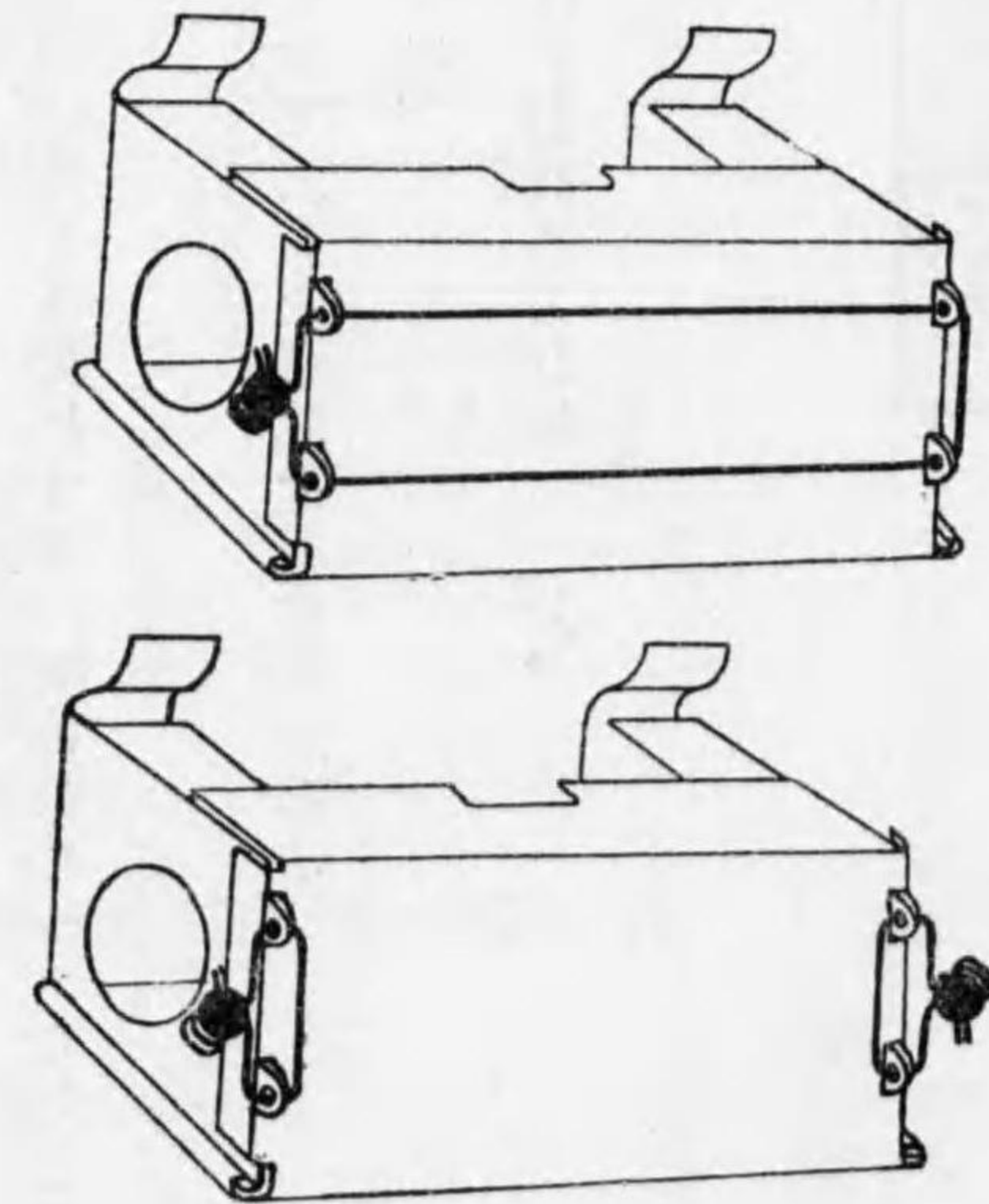
- (イ) 接続を間違へない様充分注意すること、計器を取付た時は必ず其の回轉具合を見ること。
- (ロ) 計器の電流線輪を接地側電線に接続しないこと。
- (ハ) 垂直に且堅固に取付ること。
- (ニ) 計器を取付る木ネジは十番一吋(計器取付孔の深いものは十番一吋四分の一)を用ゐ首下迄充分捻込むこと。
- (ホ) 端子を充分締付ること、端子の締付が不十分であると事故を起す虞がある。計器を取外すときは次の諸点につき注意を要する。
- (イ) 出火等特殊の場合を除き必ず計器の端子螺子を緩めて取外すこと。
- (ロ) 計器を一通り點検すること。
- (ハ) 檢定封印は決して切斷せぬこと。

第七節

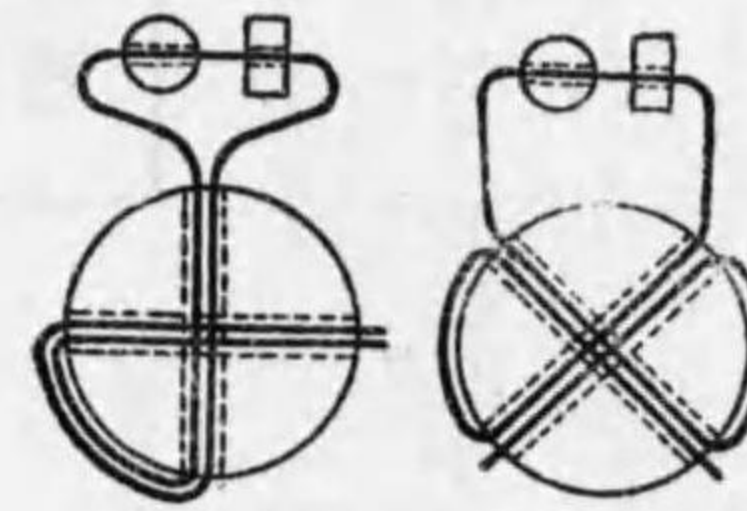
端子函カバーの取付並に封印

第三十四表 計器用端子函カバーの選定表

計器の型	計器用端子函カバーの種類	計器の型又は容量	計器用端子函カバーの種類
J	1 號型	I-3	3 號型
W ₃	"	D-30	"
CE	"	W ₃	"
I-4	"	FB	"
MA	"	I-14	3 號又は 4 號型
W ₅	2 號型	Df	"
CB	"	H(单相)	"
S	"	H(三相)	4 號型
S ₂	"	S-4	"
LJf	"	D-6	"
LJg	"	D-7	"
LJc	3 號型	D-15	"
W ₆	"	50A 以上のもの	5 號型



第百二十圖 封印線の掛け方



第百二十一圖 封印方法(何れにても可)

(イ) 計器の端子函は第三十四表により選定したる計器用端子函カバーを以て蔽ひ端子カバー及端子函カバーの兩者共に之に封印を施すこと。

但し計器を封印装置付外函内に藏める場合及クリートを取付ける場合は例外とする。

(ロ) 尙端子函カバーには計器の容量、電線の種類並に大きさに應じ「積算電力計の取付及接続圖」に

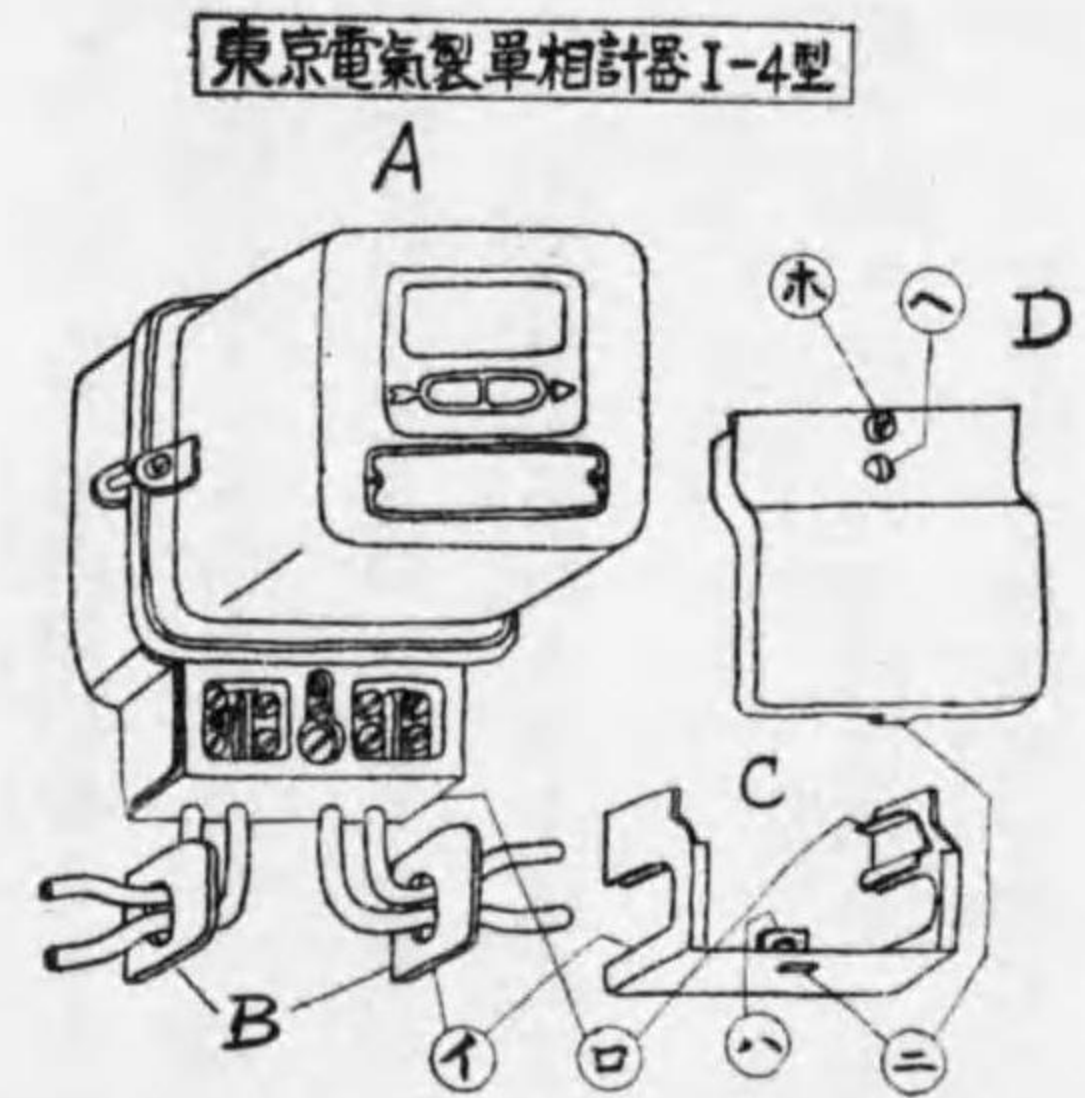
より選んだ鐵函用碍管を取付け(但し五號型は常に鐵函用碍管が取付てある)碍管の孔に大きい間隙を生ずる場合には必ず端子函カバー内に於て該間隙を満す様電線又はケーブルにテープ捲を施さねばならぬ(但し金屬管工事其他の特殊の場合には碍管を取付ける必要はない)。

(ハ) 計器用端子函カバーは必ず二個の木螺子を以て取付け、尙カバーが計器の下方取付螺子を蔽ふ如くにする。

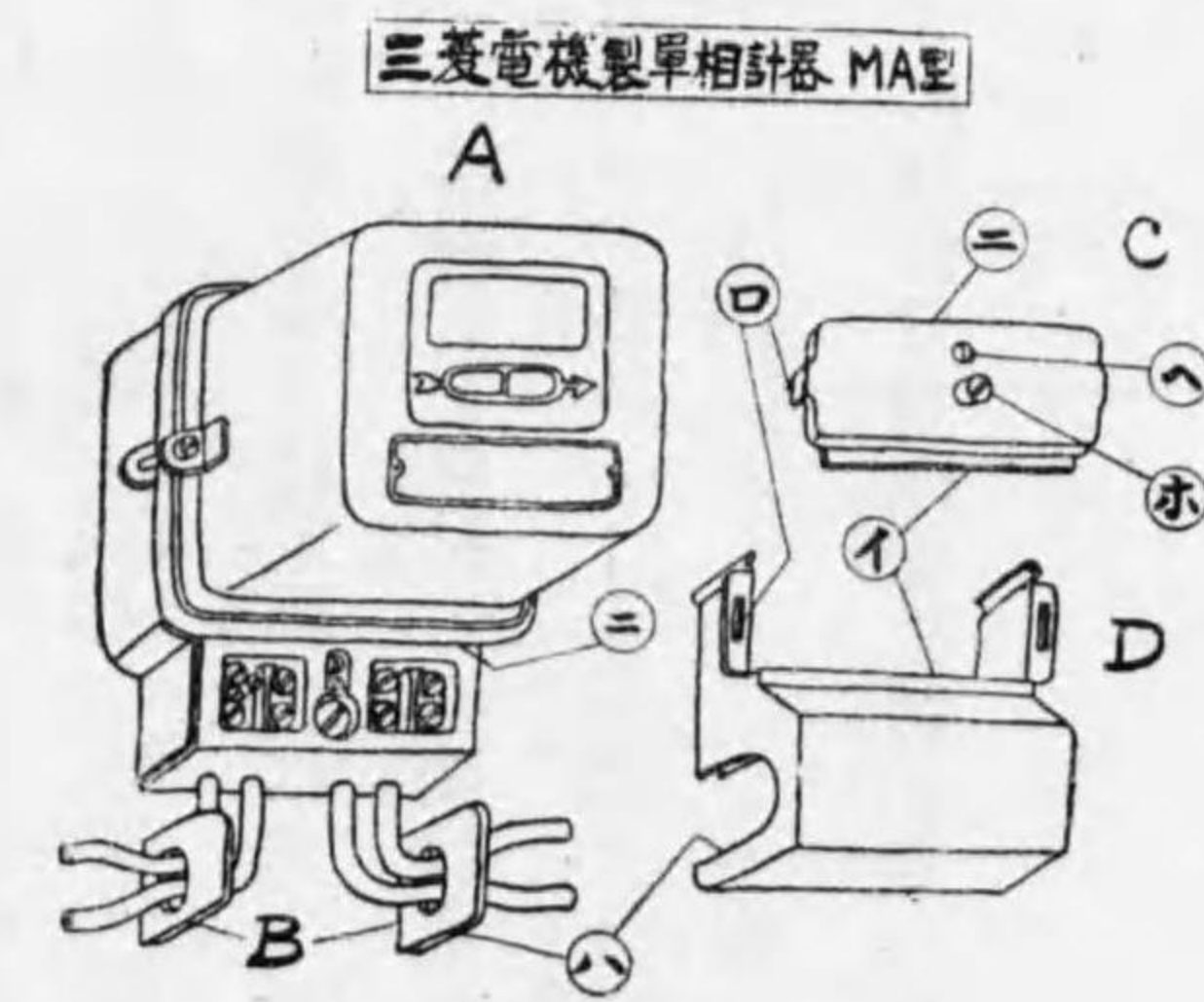
端子函カバーの封印は第百二十圖第百二十一圖の通りに取付け封印線に弛の無い様に引締めたる後封印ペンチを以て封印玉を押しつぶすこと。

第八節 新型計器の取付

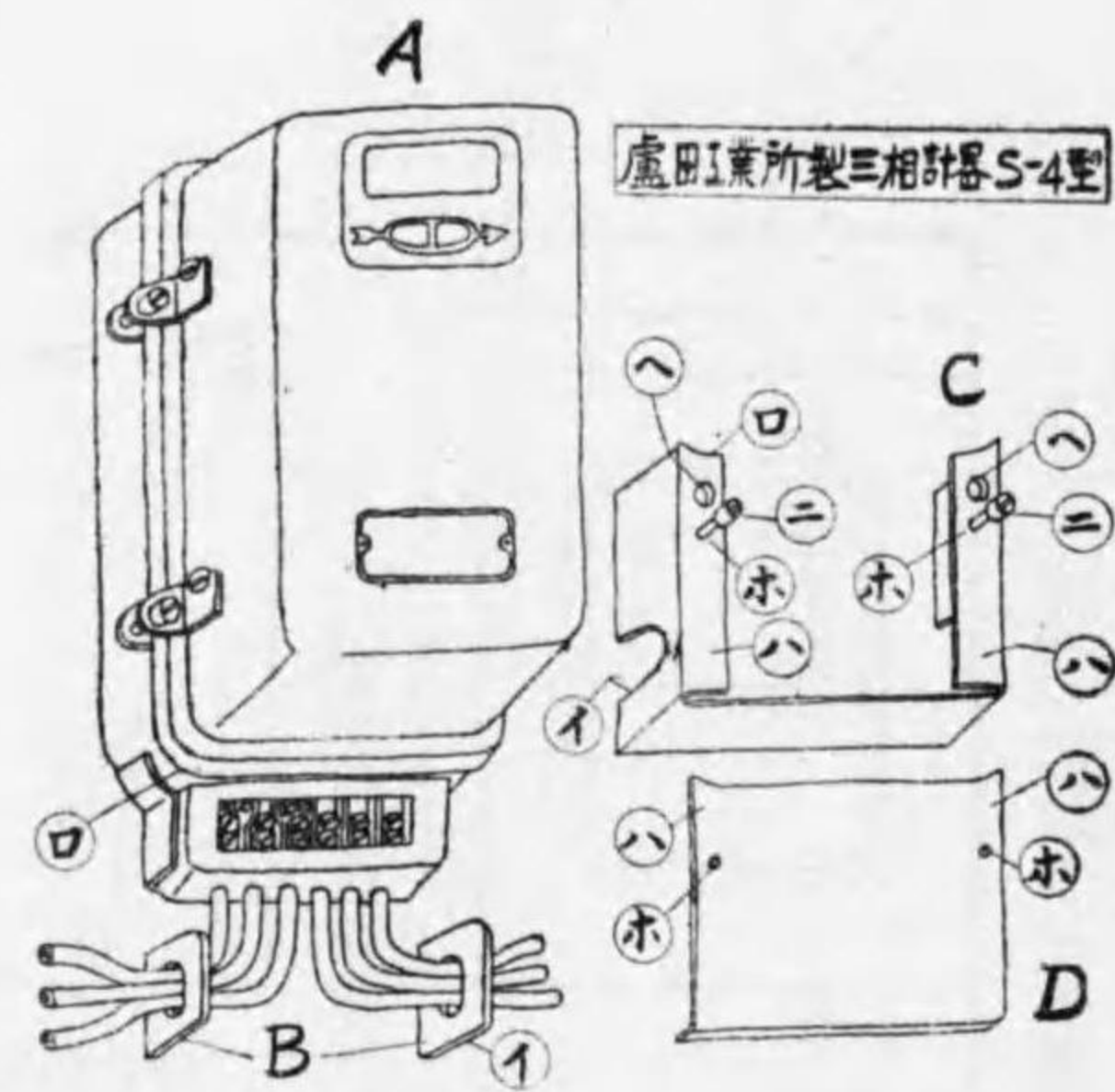
新型計器は端子カバーが端子函及接続電線の一部を蓋ふ如く製作されて居る故、此の場合には特に端子函カバーを取付ける必要はない。斯る計器の端子カバーの取付法は第百二十二圖に示す通りであ



- 第百二十二圖 (A) 東京電気 1-4 新型計器端子カバー取付法
1. 計器Aを所定の位置に取付けたる後碍管Bを通して配線を行ふ。
 2. B①をC④の導溝に挿入せしめ、二つの碍管をCにて支持し、C③を計器Aの②の部分に押着けたる後⑤に木捻子を通しCをメートル場用板に固定せしむ。
 3. 端子カバーDの突起⑥をC③の孔に挿入しDをCに被せ封印螺子⑦にて計器の端子面に締付く。
 4. ⑦の頭と⑧の孔とにより既定の通り封印を行ふ。



- 第百二十二圖 (B) 三菱MA新型計器端子カバー取付法
1. 計器Aを所定の位置に取付けたる後碍管Bを通して配線を行ふ。
 2. 端子カバーCの両側の突起⑥を接續電線カバーDの両軸に設けある孔④に挿入す、此の時C④の部はD④の下へ入る如くす。
 3. 斯くCをDに組合せたる後Bの①をDの②の導溝に挿入せしめ、Cの③が計器Aの外函の⑤の下部に入る如くして端子面に適合せしむ。
 4. 封印螺子⑦にて端子カバーを計器の端子面に締付け⑦の頭と⑧の孔とにより既定の封印を行ふ。



- 第百二十二圖 (C) 蘆田S-4新型計器端子カバー取付法
1. 計器Aを所定の位置に取付けたる後碍管Bを通して配線を行ふ。
 2. B①をC④の導溝に挿入せしめ二つの碍管をCにて支持し、C③を計器Aの外函の②の下部に入る如く押し着く。
 3. 挿入板Dを支持棒Cの兩縁⑤の下に挿入す。
備考 2と3の順序を變更するも差支へなし。
 4. 端子カバーの封印螺子⑦を挿込板D及支持棒Cの孔⑧に入れ之を端子面に締付け最後に⑦の頭と⑧の孔とにより既定の封印を行ふ。

る。
尙新型計器の端子カバーには平形碍管が附してあるが若し丸形碍管が必要なき場合は倉出請求をなすこと。

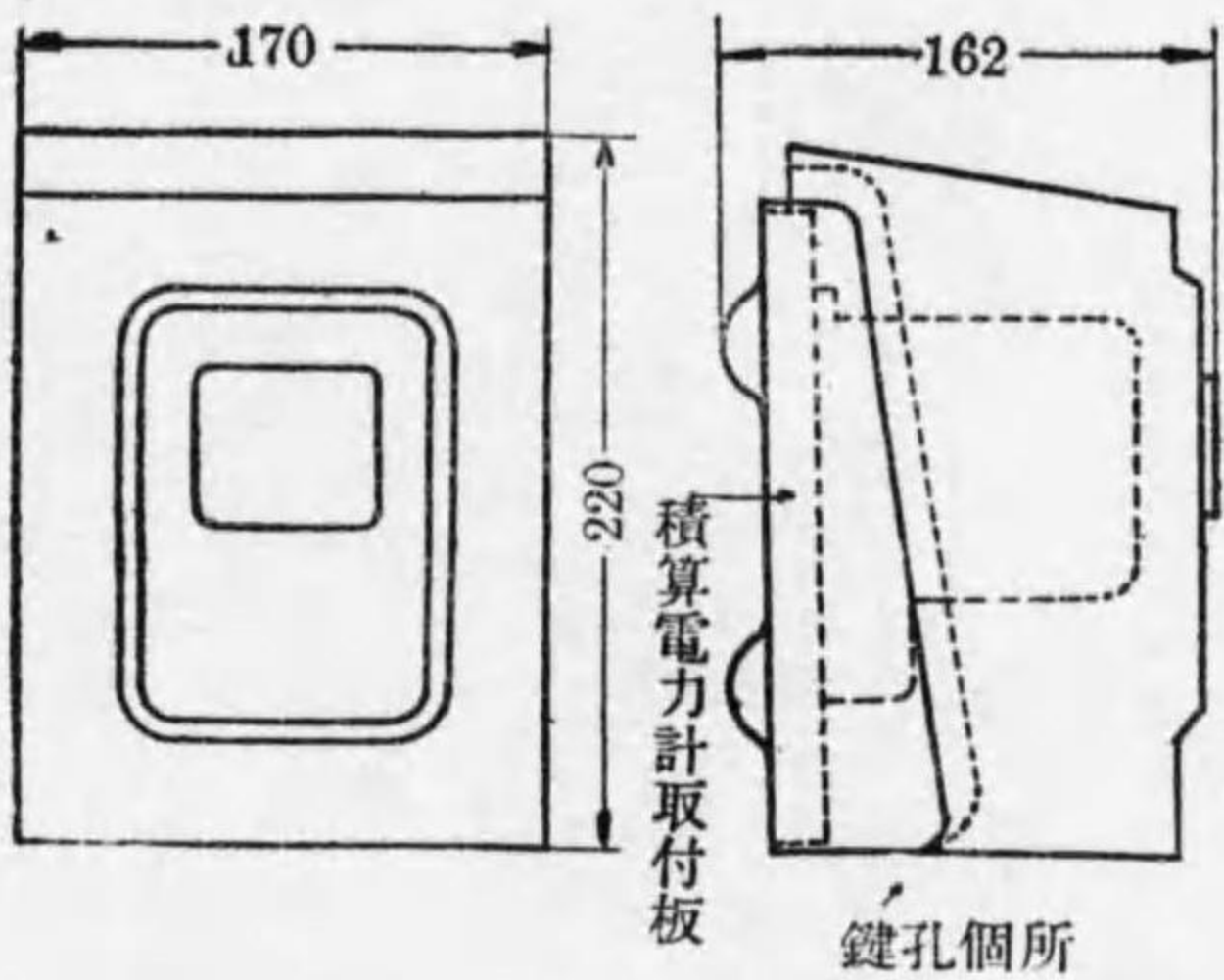
第九節 計器取付後の點檢、檢針

計器取付後は必ず負荷をかけ、圓板が正しく回轉すること（不回轉、逆回轉の無いこと）を確かめ、

同時に計器の指示を読み取り「計器取付票」に記録すること。

第十節 屋外用計器函の取付

屋外用計器函は主として不在勝にて検針の困難なる需用家に取付けるもので、之が取付に當つては検針、點檢に容易で且つ成るべく雨露に曝されぬ軒下等の場所を選び垂直、堅固に取付け、計器の



第二百二十三圖 屋外用計器函

接續終了後函には必ず鍵を掛けること(第二百二十三圖參照)。屋外用計器函の取付高さは其の下端迄地上1・八米乃至二・五米の範圍とする。計器前後の配線は第四種絶縁電線を使用し、端子引工事とすること。但し擅用防止其他特に必要と認める場合には架空引込線支持點から引込開閉器に至る配線中必要な部分を、ゴム鎧装ケーブル工事又は金屬管工事により施設すること。

第十一節 計器用端子函カバーの取扱

取外しの計器用端子函カバーは芝浦倉庫に倉入せず各店の倉庫に貯藏し置き機會ある毎に再使用する。計器用クリートは計器取外し後再使用せぬこと。

新型計器を取外した場合には端子カバーとブッシングとを添へて保存、倉入等の手續を講ずること。尙錆の生じたるものは芝浦倉庫に倉入を爲し塗料を施して貰ふこと。

第十二節 計器の保管、運搬に関する注意

計器に衝撃、震動等を加へるときは誤差を大ならしめる虞がある故倉出、運搬、倉入等の際には特に注意すること。

自動車、自轉車等による計器運搬の際には布團を敷き震動を緩かにすること。計器は不良品と雖も丁寧に取扱ふこと。

計器貯藏の際は専用の棚に整頓し置き、且つ二段以上重ねて置かぬこと。尚容量別に良品、不良品を區別し置く事は云ふ迄もない。

第七章 保守作業

第一節 不點の場合の處置

50 需用家の電燈不點を通知其他によつて知つた場合は次の各項に従ひ出来る丈に速かに其の原因を調べて手直し、不良品の取替其他復舊の手配を講じ需用家の不便を一刻も早く取除かなければならぬ。

一 燈不點の場合

50 電球、ソケット、コード、シーリンググローブ、スイッチの順序に調べること。

電球の捻込み不完全や斷線に氣付かず惜しい時間を無駄に費すことは案外多い。

50 ソケットはコードの取付點のネジの弛み、内部スイッチ部分の接觸不良等を注意しなければならぬ。

コードは、ソケットやシーリンググローブの口元、コード自在の附近、常に釘に掛ける處の様は無理な力の掛り易い處に於ける斷線が多い。途中で切れて居るかどうかを調べるにはコードの端から少し

づつ握り締めて行くと電燈が明滅するから切れて居る部分がある。第一種コードの場合は外部から断線の個所が概ね分るが第二種又は第三種乙コードの場合はよく分らない事もある。斯る場合コードを外して心線を片方宛ペンチで引張ると切れた處から抜けて来て断線個所の分ることもある。断線個所を切り縮めては餘りコードが短かくなり過ぎて使用上不便な場合には新品と取替へなければならぬ。

シーリンググローブではコード取付點のネジ緩みによることがある。尙舊型(捻込型)のものはフューズ切れの場合が多い。此の場合はフューズを抜いて手頃な銅線を入れて素通しとする。新型(引掛型)のものは蓋と臺の金物同志の接觸状態に注意しなければならぬ。

スイッチのある場合は一應之を動かして見る。パネの不良による故障、動く金物の固定された金物との接觸不良、電線取付ネジの緩み、プルスイッチの細切れ、不回転等に注意する。プルスイッチの回転の固いものは注油(油は有合せのものでよい)によつて直し得られる事もある。昔の工事ではフューズ入りのスイッチが用ゐられたが其のフューズ切れの場合は手頃な銅線と取替へて素通しとする。

鳩目工事の場合は保安装置として押入、袋戸棚、廊下の天井等にシーリンググローブ、P4カットアウト等の器具を取付け之にフューズを入れた時代があるから一應之を點檢し若しフューズがあつたら此

際手頃な銅線を取替へて素通しとすること(斯る用途に供するシーリンググローブやP4カットアウトを特にフューズ取りと云ふ)。

數燈不點の場合

此の場合は配線中不點の數燈に關係ある部分のみを調べればよい。概ねスイッチに原因があるから之を一燈不點の場合に準じて調べること。

一回線不點の場合

一回線の電燈全部が不點となつた場合は先分岐閉閉器を點檢しフューズが熔斷し居らざるや否や若しフューズに異状なければ其の締着け工合、スイッチの接觸工合、電線取付ネジの緩み等を調べること。フューズが切れて居るときは一應規定のスイッチを入れて閉ぢて見る。そして尙フューズが切れる場合は何れかの部分にショートがあるものと看做されるから先其の回路に於て使用されて居る電氣器具類、ソケット、コード等を調べる。それでも發見されなるときに其の回路中のシーリンググローブ以下全部を外した後分岐閉閉器のフューズを入れて見る。そして又もやフューズが切れるならば配線中に故障の原因があるのである。若しもフューズが切れなければシーリンググローブ以下に原因があるのであるから一個宛順々にシーリンググローブ以下をつないで行きフューズが切れたならば其のシーリンググローブ以下を調べればよい。

數回線不點の場合

不點となつた回線に共通する主開閉器のフューズ切れの有無並にフューズ締着けの緩みを調べるこ
と。

全不點の場合

先引込開閉器を調べ之に異状がなければ次に計器のターミナルに於て電線を少し強く押し引いたり
たりして見て電燈が點滅する様であつたならばターミナルの緩みと看做されるから會社の封印を切り
手直しの上再封印を行ふこと。計器に異状がなければ引込線を點檢し乍ら本柱に至り本柱上に於ける
引込キャッチのフューズを點檢すること、フューズの締着が緩んで居たならば之を締め又フューズが
切れて居たならば規定のフューズ(末尾フューズ表参照)を入れ尙之が切れるときはキャッチから引込
開閉器迄の間にショートがあるものと推定せられるから其の原因を徹底的に調査の上處置すること。
決して規定以上のフューズを入れたり銅線等を以て素通ししてはならない。

數軒不點の場合

一引込線に屬する需用家數軒が、不點の場合は先引込キャッチを調べ其他前記全不點の場合に準じ
處置すること。

一變壓器に屬する需用家全部が不點の場合

變壓器のある本柱に昇り變壓器低壓側のキャッチを調べる(柱上作業に當つては胴綱を使用す
ること及接地用開閉器の取付けある電柱に於ては作業開始前之を閉ぢることを忘れてはならない)。
フューズの締着けが緩んで居たならば之を締め又フューズが切れて居たならば規定のフューズを入れ
尙之が切れるときは該キャッチから引込キャッチ迄の間に於てショートがあるものと看做されるから
其間を徹底的に調査の上處置すること。決して規定以上のフューズを入れたり銅線等を以て素通しし
てはならない。

前記のキャッチに異状がなければ變壓器高壓側の碍子型スイッチを調べる。この場合必ずゴム手袋
を使用すること。

フューズが切れて居たならば規定のフューズを入れ尙之が切れる場合は低壓側のキャッチのフュー
ズを抜き碍子型スイッチにフューズを入れて更に之を挿入する。此時再び碍子型スイッチのフューズ
が切れるならば變壓器内部の故障であるから該變壓器に對する各線の碍子型スイッチを抜いて置き直
ちに變壓器取替の手配をすること。此のとき變壓器の容量、状態等を詳細に調査して置く必要がある。

第二節 休止の處置

以下記す休止の處置は定額及從量何れにも適用する、

電燈回路

(イ) 一部休止の場合

○ シーリング・ローズある場合

シーリング・ローズ内に於てコードの片線を取外し、シーリング・ローズの臺と蓋とに跨つて封印紙(一號)を貼附すること、この場合コードは捲上げ置くこと

○ コンセントの場合

コンセントの挿入孔を封鎖する様封印紙(一號)を貼附すること

○ シーリング・ローズ及コンセント以外の場合

鳩目、レセプタクル、チエーン・ペンダント、パイプ・ペンダント、ブラケット、外燈類等の場合に於ては之等のソケットに休燈プラグを完全に捻込み休燈プラグ捻込孔を封鎖する様封印紙(二號)を貼付するの外必要に應じソケットの主體と蓋の合せ目に封印紙(二號)を貼付すること、但しエスク休燈プラグの如く特殊の鍵を使用するものにおいては休燈プラグに對し封印紙の貼付を要しない

(ロ) 全部休止の場合

移轉等の爲全部休止を爲す場合は引込開閉器よりフューズを抜取り且開閉器の種類に應じて次に

よること

○ カットアウトスイッチ

蓋を閉ぢ臺の横側より蓋に跨つて封印紙(一號)を貼付す

○ 木箱入双形開閉器

把手を開路の位置と爲しエボナイト横棒と負荷側電線とに跨つて封印紙を捲付け鉛封印を施す

○ 封印開閉器(カットアウトスイッチ型)

鉛封印を施す

○ 封印開閉器(開閉器函型)

把手を開路の位置と爲し鉛封印を施す

電動機、電熱器其他の電力装置回路

(イ) 一部休止の場合

休止する機器に對する開閉器のフューズを抜取り把手を開路の位置と爲し且開閉器の種類に應じて次によること

○ 木箱入双形開閉器

エボナイト横棒と負荷側電線とに跨つて封印紙を捲付け鉛封印を施す

○開閉器函

鉛封印を施し得る構造のものは鉛封印を施し得ざるものは函の横側に蓋に跨つて封印紙（一號）を貼付す

電熱器回路にして一分岐回路に數個のコンセントありて其内の一部を休止する場合は前記の如く閉器に封印を施すことなく休止すべきコンセントのみに對し其の挿入孔を封鎖する様封印紙（一號）を貼付すること

(ロ) 全部休止の場合

引込開閉器を電燈回路の場合と同様の方法により處理すること

全部休止の場合送電を停止する必要がある場合は次記の様に行ふこと

○引込線の分岐點に於て電壓側及接地側兩様を次記に依り切斷するを原則とすること

電壓側

専用キヤツチなる時……フーズを抜き取ること

共用キヤツチなる時……分岐線を取外すこと

接地側

キヤツチ無き場合

再點の場合の接続に不便でない様に切斷すること

キヤツチ有る場合

専用キヤツチなる時……挿入導體を抜取ること

共用キヤツチなる時……分岐線を取外すこと

但し接地側電線が判然として居り、接地側と電壓側との間達の起らない場合には電壓側のみをキヤツチのフューズを抜取るか或は分岐線を取外すかして斷路して置いてよい、

○引込柱よりの引込はその柱上分岐點でも電線を切斷すること

○連接引込の場合は需用者の取付點で電線を切斷すること、この場合は再點の時の接続に不便にならない様注意すると共に切斷された電壓側電線が造營物其の他に接觸しない様處置し置くこと

○再使用の見込のないものは引込線を撤去すること、變壓器専用の場合は變壓器の撤去の手續をすること

第八章 内線試験

第一節 新設検査

屋内配線工事が落成したならば、其の使用開始に先立つて電気工作物の検査を行はなければならない。
い。工事完成後に於ては点検不可能のもの、例へばコンクリート建築に於ける埋込配管の様なもの、工事中に検査して置かなければならない。

新設検査に際しては絶縁抵抗試験（第三節参照）、接地抵抗試験（第四節参照）等を行ひ且点検により機器材料の良否並に工事方法の適否を調べ尙必要に應じ送電を行ふか或は測定器を以て回路の導通状態を検し断線、接続誤りの有無等を確かめなければならない。

増設又は改修の場合の検査は前記新設検査に準じて行へばよい。

第二節 定期検査

屋内に施設する電気工作物は毎年一回以上（興行場に於ては二回以上）定期検査を行ひ絶縁抵抗を

測定してその成績を記録して置かなければならない。尙その際の諸點を點檢により調べる事が必要である。

- (イ) 電氣工作物に損傷又は異状なきや
- (ロ) 造作の變更等により電氣工作物が危険の状態になきや
- (ハ) 過負荷其他電氣使用の方法を誤りたりと認めらるる點なきや

第三節 絶縁抵抗試験

屋内配線の絶縁抵抗は季節により異り又気温、天候の影響を受けるがその値の最も低い場合と雖も次表の最低限度を下つてはならない(電氣工作物規程本則第三百三十二條及内線規程第十一版第七條及第八條參照)。

最小絶縁抵抗表

線 幹	電熱力電		トルボ○○二		路回岐分灯電	
	他其器熱電	分置裝力電	路回岐分機動電相三	馬力數	種 別	一燈當り最小絶縁抵抗
電 壓	一〇〇ボルト	一〇〇ボルト	一	〇・五	一般	二メグオーム
	二〇〇ボルト		二	〇・六三		
電 壓	一〇〇ボルト	一〇〇ボルト	三	〇・四三	看板、廣告燈	一
	二〇〇ボルト		四	〇・二七		
電 壓	一〇〇ボルト	一〇〇ボルト	五	〇・二〇	馬力數	最小絶縁抵抗
	二〇〇ボルト		七・五以上	〇・二〇		
電 壓		一アンペア當り最小絶縁抵抗	配線又は電動機のみ		全 抵 抗	全 抵 抗

〔備考〕 興行場の舞臺、奈落、音楽室及映寫室に

施設する分岐回路の最小絶縁抵抗は上表の二倍なければならない。

〔例一〕 取付燈數一〇なる分岐回路の最小絶縁抵抗は

$$\frac{2}{10} = 0.2 \text{メグオーム}$$

〔例二〕 二〇〇ボルト一キロワットの單相二線式

電熱器の最小絶縁抵抗(配線又は器具のみ)は電流が五アンペアであるから

$$\frac{4}{5} = 0.8 \text{メグオーム}$$

幹線の絶縁抵抗は電燈、電動機、電熱の別なく一メグオーム以上とす、但し幹線が特に長い場合、規模大なる場合、其他特殊の場合で一メグオーム以上の絶縁抵抗を保持すること困難なものは〇・二メグオーム迄軽減することが出来る。

絶縁抵抗の測定にはメガー(第一章第四節參照)を用ゐるのが普通で測定に當つては回路の一部が

點滅器其他の開放の爲測定より除外されない様注意しなければならない。絶縁抵抗は電線相互間及全電線を一括したものと大地との間に於て測定するのを原則とするが定期試験の場合は興行場、病院又は濕氣若くは塵埃ある場所を除くの外電線相互の試験を省略して差支へない。

第四節 接地抵抗試験

地線工事の接地抵抗は季節により變動するがその値の最も多い場合と雖も次表の制限を超えてはならない (電氣工作物規程本則第三十條參照)

地線工事接地抵抗表

種別	接地抵抗
第一種地線工事	一〇オーム以下
第二種地線工事	變壓器一次側に挿入するフューズの容量の二倍に接地抵抗を乗じたものが一五〇以下となることが必要條件である、例へば五アンペアのフューズを挿入する場合は $150 + (5 \times 2) = 15$ 即ち接地抵抗は一五オーム以下でなければならない 尚第二種地線工事の接地抵抗は五オームよりも少くする必要はない
第三種地線工事	一〇〇オーム以下

第五節 絶縁耐力試験

高壓屋内電氣工事を施設した場合其の使用開始に先立ち必要に應じて絶縁耐力試験を行ふ。絶縁耐力試験に必要な試験電圧を得るには試験用變壓器を用ゐる事が出来れば便利であるが工事現場に於ては用ゐ得ない事が多いので此の場合には柱上變壓器其他有合せの變壓器を利用する。試験電圧及加壓時間については次の如く定められて居る (電氣工作物規程本則第八條、第九條、第二十五條及細則第七十條參照)

(イ) 配線、母線、電動機、開閉器、計器用變壓器 (PT、CT) 等

電氣を通ずる部分と大地との間に最大使用電圧の一・五倍の交流電圧を加へ一〇分間之に耐へること

(ロ) 變壓器 (計器用變壓器を含まず)

一次コイルと二次コイルとの間及一次コイルと鐵心及外函との間に最大使用電圧の二倍の交流電圧を加へ一〇分間之に耐へること

二次コイルと鐵心及外函との間は、一〇〇〇ボルト一〇分間に耐へること

普通の高壓屋内工事に於ては其の最大使用電圧は三、三〇〇ボルトと見るのが例である。従つて前

記に於て（イ）の場合は四、九五〇ボルト、（ロ）の場合は六、六〇〇ボルトで試験することとなる。
 絶縁耐力試験に際しては先絶縁抵抗を測定し絶縁の良好な事を確めた後試験電圧を加へる事を忘れてはならない。絶縁抵抗が低いにも拘らず絶縁耐力試験を行ふことは徒らに機械器具を損ずる虞がある。

第九章 照明設計の概要

第一節 照度

照明設計をする時に先づどの位の明るさにするか問題になる。此の場合明るさといふのは電球の明るさの都合即ち電球の出す光の量（単位はルーメン、百ワットの電球の出す光は一、三〇〇ルーメン）の如何では無く、作業面（事務の机、店の陳列臺、工場の作業臺等の照明すべき面）に來る光の量のことを意味してゐる。此の作業面に來る光の程度を表はすのに「照度」といふ言葉が用ゐられ、一平方米の所にルーメンの光が來る時、其處の照度をルクスといひ、一燭の光源から一米距つた所の照度がルクスになる。普通の商店では坪當り百ワットの割合で電燈を點けると大體百ルクスの照度を得られるが、逆に百ルクスの照度にするには何ワットの電球を何燈點ければよいかを定めるのが照明設計の一段階になるわけである。

照度の単位はルクスである。

扱て此處が何ルクスあるかを檢べるには照度計を用ゐる。

照度計には種々あるが、商店、住宅、工場等の屋内照明の測定にはサイトメーター、ライトノータ等の商品名で賣出されてゐる光電池を用いた照度計が便利である。之は亞酸化銅、セレンニウム等の金屬と光を透過する特殊の導體との接觸界面に光が當ると此處に方向の一定な電氣が起ることを利用した所謂光電池に電流計を接続したもので、光電池に當る光に比例して針が振れるから、目盛板にルクスの目盛をしておけば、照度が直讀出来るわけである。然し一々照度計を持ち歩くのも大變であるから早く照度の概念を會得する様努めねばならぬ(第三十五表參照)。

第三十五表

晝光の照明		電燈の照明		月光の照明	
太陽の直射下	晴れた日の木陰	北向の窓際の机上	室内の机上	天井に百ワットを點けた八畳間	街路照明
十萬ルクス	ルクス萬	ルクス千	五十乃至二百ルクス	平均四十ルクス	四ルクス乃至一ルクス
			窓明りい飾		満月の夜の地上
			店明りい商		〇・二ルクス

扱て何ルクスの照明にすれば良いかといふに、之は照明の目的に叶つたもので無ければならぬ事である。勿論であるが、仕事の精粗如何により適當な値を選ばねばならぬ事は次の明視論により了解し得る筈である。

第二節 明視論(新興視科學)の概要

目が物を視て、見るといふのは、光が媒介して視覚を生ぜしめるからである。「暗くて見にくい」等とは誰しもよく口にする處であるが、此の「見にくい」とか「見よい」とかいふことが何に原因するかを一通り考へて見やう。一體物の見え方には次の四つの要素がある。

(イ) 物の大小(嚴密にいへば視角の大小)
 同じ距離では大きいものは見易く、小さいものは見にくい。同じ大きさのものでは遠いもの程小さく見えるので見にくい。

(ロ) 對比
 見るものと背景との色のうつりの釣合ひ即ち對比によつて見え方に難易がある。白紙に黒字の印刷は見易いが、黒地に黒絲の縫ひものは對比が小さくて見にくい。

(ハ) 時間
 車中の讀書の様に動くものは早く見て視覚を生ぜしめる必要がある。白紙に黒字の

(ニ) 明るさ
 見るものの明るさ、嚴密に言へば照明された物からの反射光の多少即ち輝度によつて見え方が

種々になる。之は照度と照明される物の反射率とによつて定まるが、見るものが定まれば反射率は定まつて仕舞ふから、結局照度が高ければ見易く、照度が低ければ見にくくなる。

適當な照度

第三十六表
家庭への推奨照度

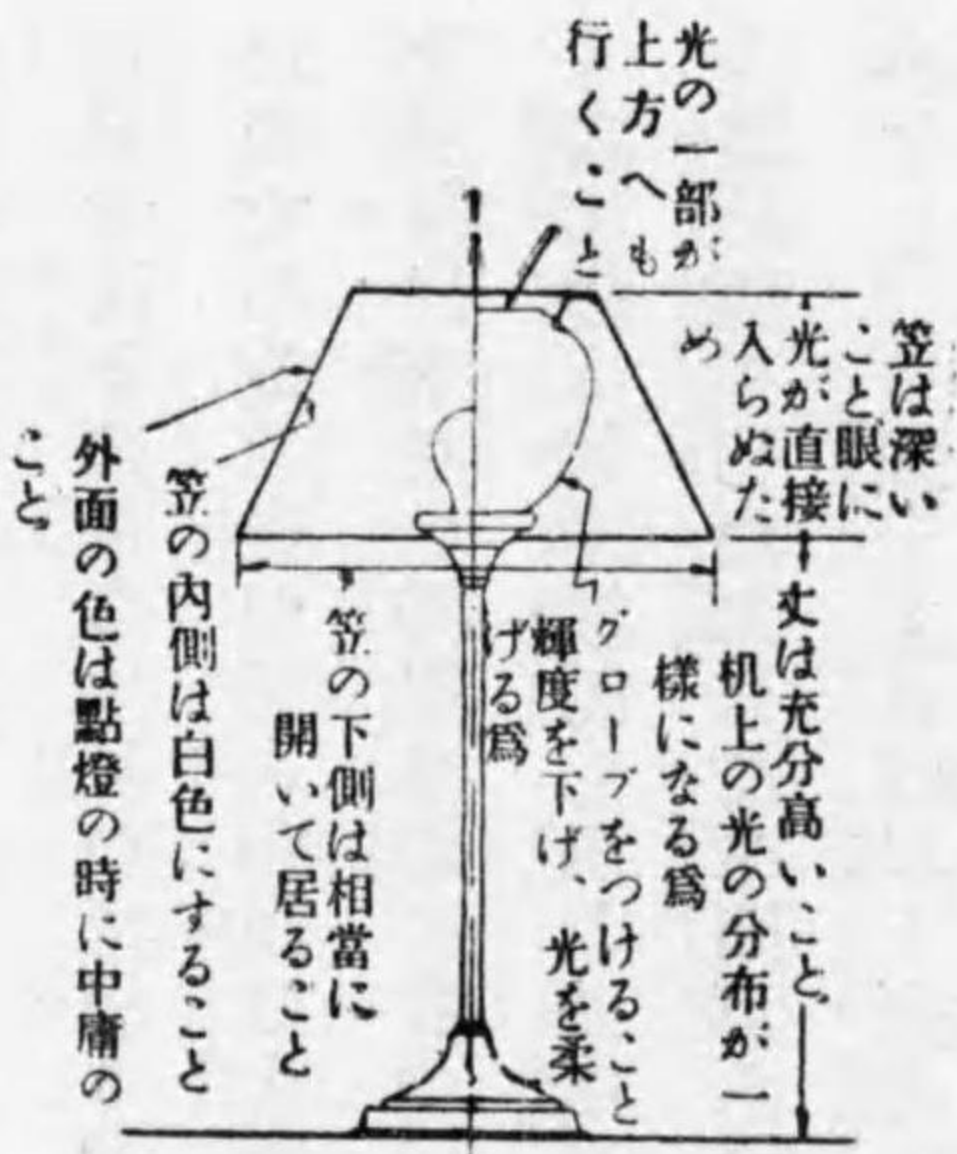
仕事の種類	照度(ルクス)
讀書	短時間普通 100~200 長時間或は細字書物 200~500
裁縫	薄色のもの普通 100~200 白色のもの長時間 200~500 普通の場合長時間 500~1,000 黒色の裁縫刺繍 1,000 以上
筆記	普通 100~200
勉強	200~500
子供の遊び机	100~200

然るに物の大小、對比、時間の曩の三つは見る物により一定したもので、明るさのみが人為的に變へられるものである。故に物を容易に見るためには、見るものに應じて適當の照度にする必要がある。斯くて我々の眼の健康を保ち、疲勞を無くし、作業能率を高め、明朗な日を送らうといふのが明視論の提唱する處である。では吾人の目に最も適した照度とは何の位か。多くの實驗の結果第三十六表の標準が得られてゐる。之は明視檢定器を利用すれば誰でも容易に實驗出来る處である。

所が之迄の我々の夜の生活はどうであつたか。八疊に百ワットといへば最上等の様に考へてゐた。今椀型の反射笠をつけた場合、電燈を鴨居の高さに置くと疊上の照度は直下でも七十ルクスか八十ルクス、室の隅では二十ルクス以下、平均の照度は四〇ル

第三十七表
事務室、商店、工場の
推奨照度

種類	全般照明(ルクス)	局部照明(ルクス)
事務室	粗雑な仕事 150~200 精密な仕事 200~300	200
普通商店	150~200	400
百貨店	150~200	400~800
工場	150~300	500~1500



第二百二十四圖
明視スタンド

クス程度である。之では推奨値に比べ餘りに違ふ。室の中央を二百ルクスにするにしても三倍の三百ワットがある。之は經費から見ても先づ實行困難である。然し天井の電燈の外にスタンドを併用し、局部照明で補ふことにすれば出来る。スタンドも従來市場に見受けられた高さの低い笠の小さいものは役に立たない。「よく見えること」に重點を置いて作られてゐる明視スタンド(第二百二十四圖参照)を用ゐ、出来ればスリ

ライトランプを點けたものにする。百ワットの明視スタンドでは机上の照度は平均約三百ルクスになる。茲に疑問が起るかもしれない。電燈を低く下げれば明るくなるではないかと。勿論直下は明るくなるが、視界の明暗の差の著しいことは眼の過勞を來し、明るくして能率を上げやうといふ目的に反することになる。それ故スタンドの局部照明には必ず天井燈の全般照明を併用することにし、明暗の差が十對一以内になる様にしなければ

ばならない。從來我々の考へてゐた「住宅では一疊當り十ワット」の割合の照明は、丁度スタンドの局部照明に必要な全般照明を與へることになるのである。

以上は主として住宅の照明の程度を述べたのであるが事務室、商店、工場の場合の明視論の推奨照度は第三十七表の通りである。

見えるからよいといふ事の誤り

電燈を點ければ夜でも見える、五燭の電燈でも確かに見えなことは無い。スイッチを一寸入れ、ば點く電燈の便利さに馴れすぎて單に「見えるからよい」といふ位で、深い考も無く、電燈照明を始めてから約六十年平坦と過ぎて來たのである。然るに人類の歴史は祖先たる原始人が出現してから五十萬年の長きに亘つて居り、人間の眼は此の間明るい太陽の下(第三十五表参照)で活動して來たのである。従つて人の眼は太陽の光にはよく馴れて樂に働けるが、夜の暗い光の下では充分な機能を發揮出來ない様な構造になつてゐるのである。之を見えるからよいといつて貧弱な照明をして、夜も晝に變り無く活動し出した所に、今日成年以上の者が寄れば半數以上は近視眼の者である迄に吾々の眼を悪くした大きな原因があつたのである。此の見える主義の誤りであることは暗い電燈の下で仕事をし、勉強をすれば早く疲勞し、仕事の能率も上らぬことでもわかり、又明視檢定器で自分の眼の最も良く見える照度を實驗すれば自と會得出來ることである。

第三節 全般照明

廣範圍の作業面を大體一樣な照度に照明する全般照明は次の順序で設計する。

照明方式の選定

能率は良いが陰影の出易い直接照明、陰影は無いが經費のかゝる柔かい光の間接照明、兩者の中間を行く半間接照明、建築物に發光面を取付た建築化照明等、照明の仕方には種々あるが、照明の目的に適した方式を選ぶ。間接照明は特別の所の外はあまり採用されず、多くの場合市場にある照明器具(燈器)を用ゐた直接照明か半間接照明が採用される。建築化照明の設計は第五節で説明する。

燈器の選定

裝飾に重きを置いた建築に取付ける照明器具の意匠は建築と調和させて特に設計製作するのであるが、普通の住宅、事務所、學校、商店、工場等では成るべく市場品を用ゐることにし、能率の良い器具を選ぶ。

住宅照明は主人の趣味によつて燈器も變り、照明の能率等は第二になり、又特に照度の勘定をする必要もあまり無いので本節では省略する。屋内の全般照明の設計として常に合ふのは事務室、商店、工場であるが、事務室、商店等には硝子製の燈器が用ゐられ、工場や飾窓には金屬製の反射器が用ゐられるのが普通である。商店では燈器が店の飾りにもなるが、事務室と同様、光を柔げ配光を適當にし、光源の眩しさを緩和させることを主眼とした硝子製のグローブを選ぶ。時計店、金物屋等で鋭い

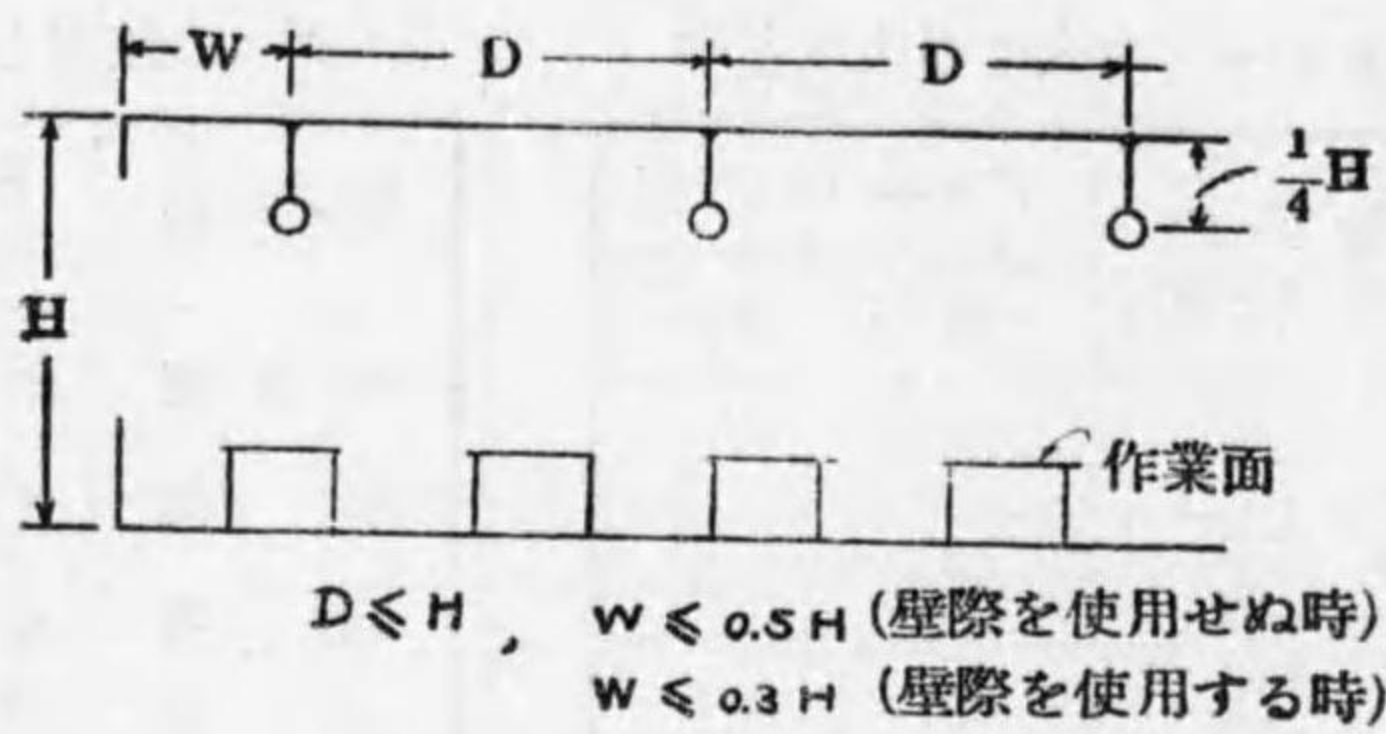
光がほしい場合は、硝子製の深型の反射笠を用ゐる。硝子はスキガケ硝子が能率も良く、光も充分に擴散し柔げられて都合がよいが、硝子の面に斑が出たり、電球のフイラメントが透いて赤く見えたりするのは良くない。窓の大きい、装飾の少ない、線の感じが單純な、新しい様式の建築にはグローブも球か、圓錐の様な簡素な形をしたものを選び、凹凸の多い形状の複雑な器具は避けることにする。工場の照明では作業面を能率良く照明することが主眼であるから、反射率も良く、堅牢な、金屬製の反射笠を用ひ、電球の露出による眩輝は取付を高くすることによつて避ける。飾窓では工場程の耐久度もいらないので鏡面反射の飾窓専用の笠を用ゐるのがよい。

要するに燈器は照明の目的に叶つたものを選定するのである。尙燈器の大きさは取付電球に適合したものを選ぶことにし、眩輝を避け配光を良くすることを忘れてはならない。

燈器の配置 燈器は、成るべく大きい電球を使用し、使用電力の割合に明るくし、能率の良い照明となる様にすべきであるが、燈數があまりに少過ぎると、均齊度が悪くなり作業面に著しい明暗の差が出来るし、陰影も多く出る。之等を考慮して次の様に定める。

一般事務室、學校、工場等では、電燈の間隔は作業面上の高さの一倍半以内にとるのがよい。然し、一々作業面の高さを檢べたり器具の高さを考へたりしてから間隔を定めるのは面倒であるから、次の簡便法によるのも一方法である。(第二百二十五圖参照)

燈間隔(D)は天井の(床上の)高さ(H)より大きくしないこと。



第二百二十五圖
照明器具の取付位置と高さ

電燈と壁との隔り(W)は

壁際を使用しない場合(戸棚などがあつて)には高さの半分以下、壁際に机がある場合には高さの三割以下とする。

電燈の高さは釣合を見て定めることにするが、天井の高さの四分の一より下に下げないこと。

天井が三米以下の場合には直付にするのが均齊度を良くすることからいつて望ましい。

半間接照明、間接照明の場合には電燈の間隔は二割位迄大きく取つてもよい。

所要電力の計算

電燈の配置が大體定まると何ワットを點けたら良いかが次の問題であるが、それには豫め考へておいた照度にするには電球全體から何の位の光を出させるか、即ち何ルクスの照度にするには光源からは何ルーメンの光が出ればいゝかがわかればよい。此の關係は照明能率として、器具が定まり室に對する取付位置が定まれば、計算で求めることも出来るが、精密を要する場合は兎も角、通常第三十八表の數値に所要の照度を掛ければ簡單に所要電力の概數が求められる。

第三十八表

1ルクスの照度を與へるための所要電力の概數

室の種類	照器 明具	1平方 米當り ワット	1坪當 り ワット
事務室	硝子 笠	0.2	0.6
學校	グローブ	0.25	0.75
商店	半間接	0.35	1.0
其他	間接	0.4	1.2
工場	金屬 屬射 製笠	0.2	0.6

第三十九表

グローブの大きさの決定基準

電球の ワット数	グローブの直径	
	種	吋
60	25	10
100	30	12
150	35	14
200		
250	35	14
300	40	16
500		

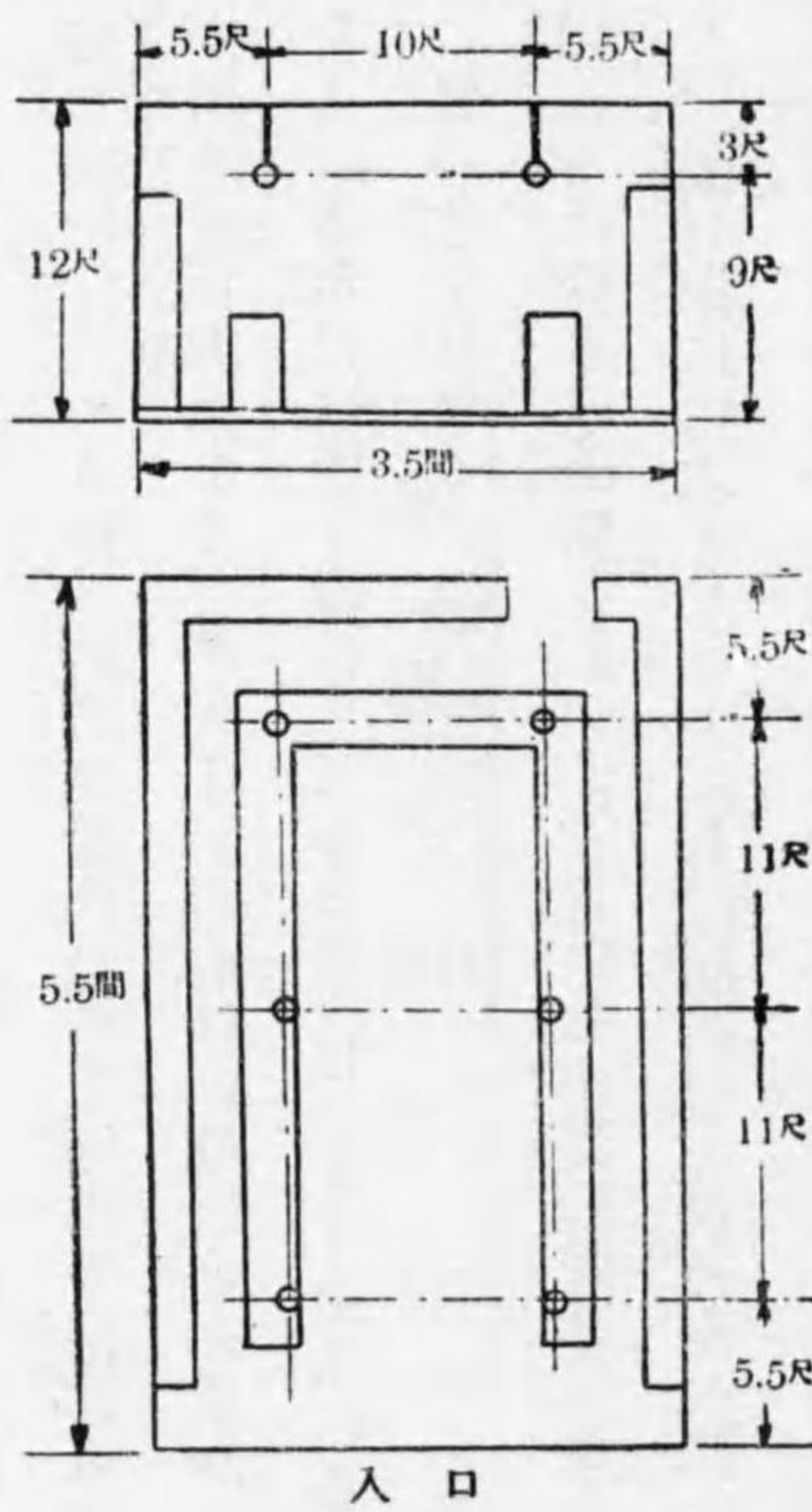
此の表の値は燈器の能率、取付位置、室の天井、壁の仕上げの色等によつて違ふ故、此の表通りに電燈を點けても必ずしも豫定した照度になるとは限らぬことを心得ておかねばならない。然し、電球が古くなつたり器具が塵埃でよごれたりすることの爲の減光は豫め見込んである。

電球の大きさの決定

前記の方法で所要の電力が全體で何ワットかといふことが定つたならば之を燈器の配置から定めた燈數で割れば電球の大きさは出てくる。然し電球の大きさには段階があるから前後の何れを採用するかは、其の時に應じて適當に定めなければならぬ。使用電球のワット數が出たら第三十九表からグローブの大きさを定める。

設計例

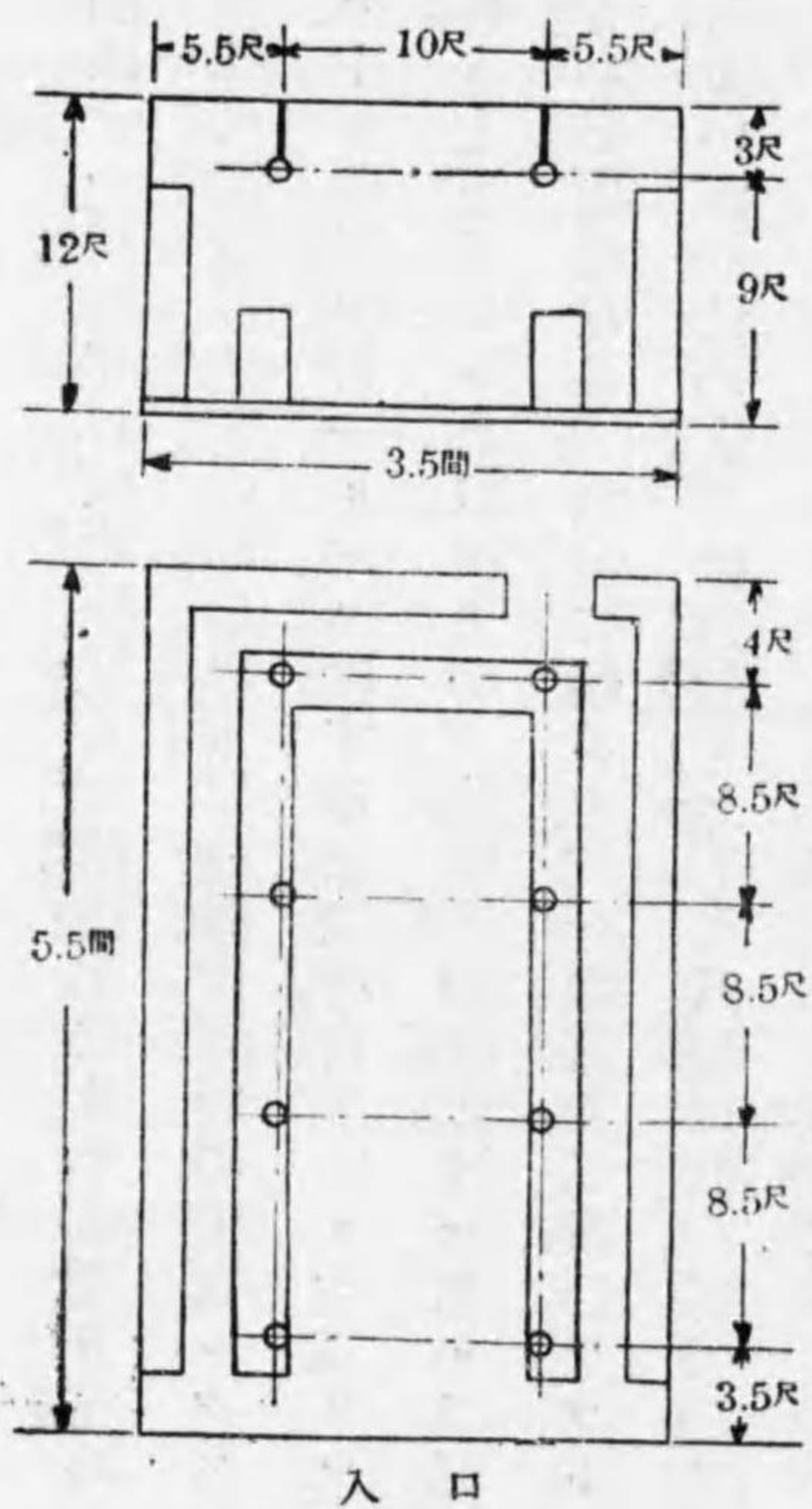
間口三間半、奥行五間半、天井の高さ十二尺の洋品店の照明設計。飾窓は別とする。新築のモダンな店故器具は球形のグローブを用ひバ イペンダントにする。



第二百二十六圖 商店照明の設計例(其の一) (6燈の場合)

天井が十二尺だから燈間隔は十二尺以下にすべきであるが、間口は三間半だから燈列の間隔は十尺とし左右に五・五尺宛残す。幅一・五尺位の陳列棚が左右に置かれるから、燈列は之より廣くしない。次に奥に向つての燈

間隔は十一尺にすれば均齊度も大體良くなるから斯う定めると燈數は六燈になる(第二百二十六圖参照)。扱て照度は近所の商店は未だ一般に暗いので百ルクスにしてあげば當分間に合ふ。第三十八表でグローブの照明で一ルクスにするには坪當り〇・七五ワットになつてゐるから、百ルクスにするには坪當り七五ワットあればよい。此の店の坪數は一九・二五坪であるから、全體で一、四四四ワットの電力が必要になる。六燈に割ると、一燈當り二四〇ワットになる。其處で二五〇ワットの電球を用ひてもよいが、此の店では燈數を増して八燈にし、二〇〇ワットの電球を點けておいた方が季節向の商品を出さないでよい。(第二百二十七圖参照) 従つて奥への燈間隔



第二百二十七圖
商店照明の設計例(其の二)
(8燈の場合)

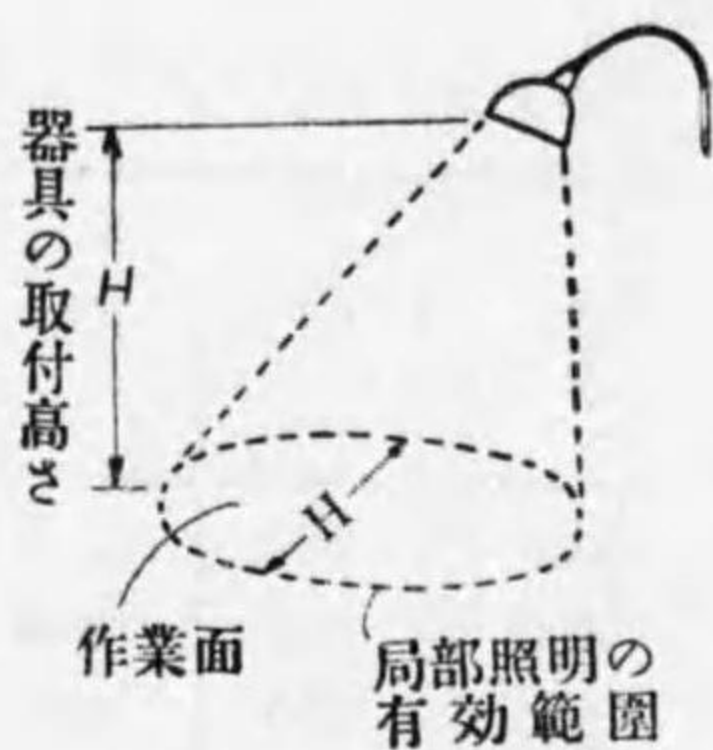
は八・五尺になる。グローブの高さは天井が十二尺だから釣合上床九尺の所がよい。若し晝光電球を用ひることにすると同一照度にするには約五割餘分の電力がいるから、電球は三百ワット八燈にしな

二〇〇—三〇〇ワットの三段電球を用ゐると照度を大體五〇、一〇〇、一五〇ルクスの三段に變へることが出来て便利である。グローブの直徑は第三十九表から二百ワットでは三五種でよいが、三百ワットを入れる爲には四十種にしておき、二百ワットを入れる場合にはアダプターを用ゐることにする。商品の眞の色を見せるには眞色燈(三百ワット)のスタンドを陳列函の所に置くのがよい。陳列函、陳列棚にも出来れば照明したいが、之には専用の管型電球を用ひる。陳列函には二十五ワットか四十ワット、陳列棚には六十ワットにし、間隔は一尺乃至二尺にする。之は商店についての一設計例であるが事務室も工場も大體同様である。只壁際に机や作業臺がある

場合には、前例の大きさの室では燈列を幾分廣くし、十一尺か十二尺にする。尙奥への燈間隔八・五尺としても梁が九尺間隔なら之に合はせることにする。又ベルトやプリーリーの影等が邪魔でなければ器具は梁に直付にし燈間隔を十二尺にし、電球は三百ワットにした方が能率の良い照明が出来る。

第四節 局部照明

住宅の書齋、勉強室では百ワットの明視スタンドを用ひればよい。事務室でも經濟的に照明するには全般照明で百ルクス位にしておき更にスタンドを併用するが、此の場合も明視スタンドにしたい。事務室では仕事の性質上必ずしもスリーライトの必要はなく、通常百ワット一段のもので充分である。工場では局部照明には一般に深型の金屬笠を使用し、通常パイプ吊にするが、時にはスタンドに



第二百二十八圖
局部照明の光源の高さと有効範囲

したり壁にブラケットとして取付けたりする。金屬笠をつけると電燈の直下が一番明るく直下を離れる程暗くなつて行くが、斯かる局部照明の有効範囲は大體電燈の高さを直徑とする圓の範圍であるから、作業臺の幅が三尺の時は電燈は臺と三尺離れた所迄下げればよい。電球の大きさを定めるには(明視論を基にし)第三十七表から作業面の所要照度を定め、之と電燈の高さから次の第四十表を用ひ

第四十表 局部照明による照度(ルクス)

電球 ワット と作業面と の距離	照度 (ルクス)					
	20	30	40	60	80	100
尺						
Cm						
1.2	40	150	220	350	600	900
1.6	50	100	140	220	400	600
2.0	60		100	150	280	400
2.6	80			85	155	230
3.3	100				100	150
4.0	120					100

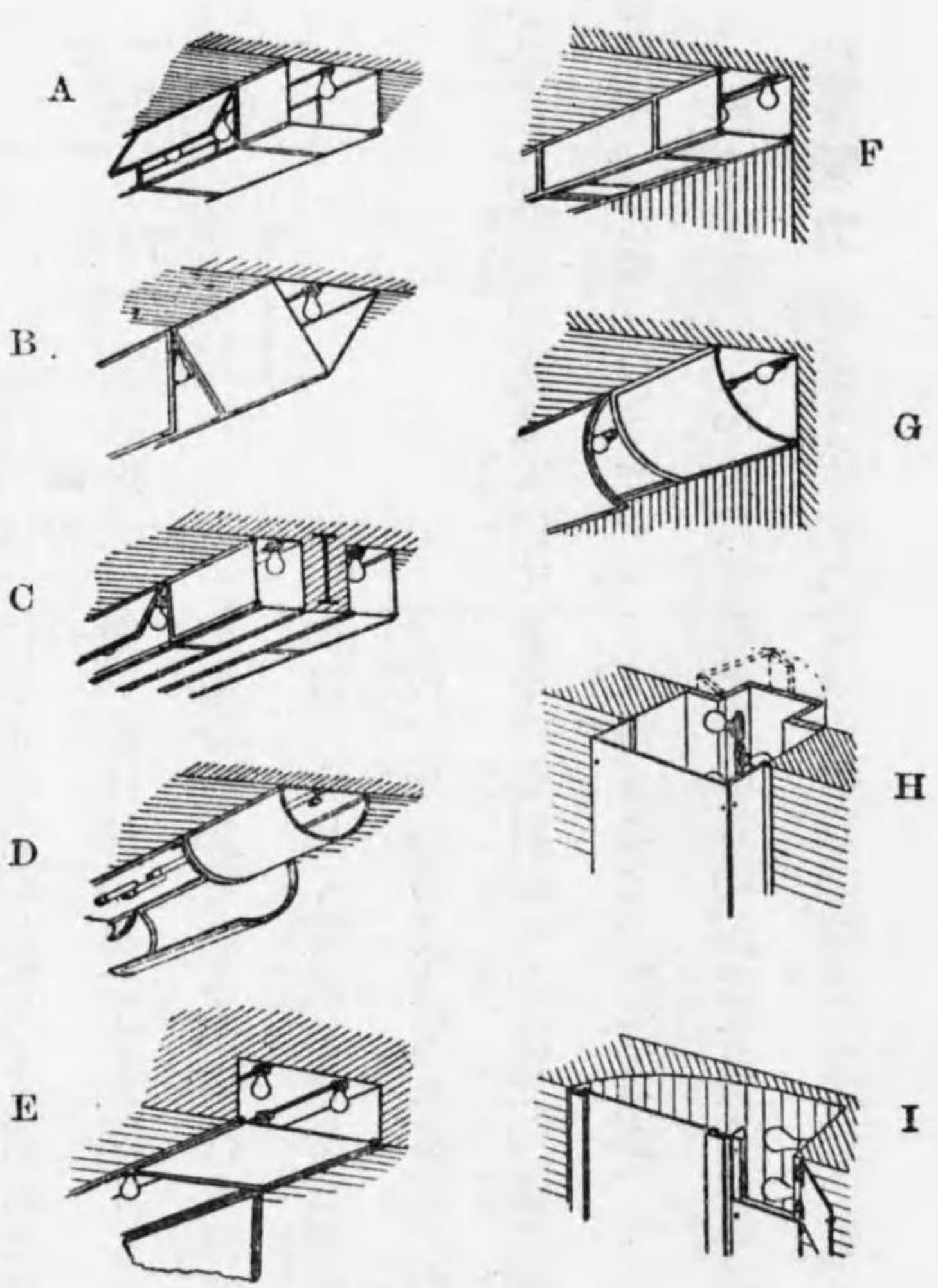
ワット数を定める。第四十表の照度は直下の最大値では無く、局部照明の有効範囲の平均照度で、電球の古くなることや器具の能率低下による減光は豫め見込んである。

第五節 建築化照明

天井、梁、壁、柱等の建築物の表面の一部を光源とする建築化照明は光源自体が建築装飾の一部となり、又發光面の輝度をあまり高くしないで(眩輝を無しに)高い照度の全般照明が出来る等種々の利点があるので近來盛に應用される新しい照明方法であるが、普通の燈器の場合とは設計の要領が違ふので一と通り記述しておく。

建築化照明の方法は多種多様で、建築の設計と同時に照明方法も種々新しい考案が爲されるが、主なる照明方法を挙げれば第二百二十九圖の通りである。

天井に出た大きい梁を光の梁にして體裁を良くする場合も、天井の單調さを無くするため光函を取付ける場合もあるが、D Gの様に硝子面をカーブさせると硝子面の明



第二百二十九圖

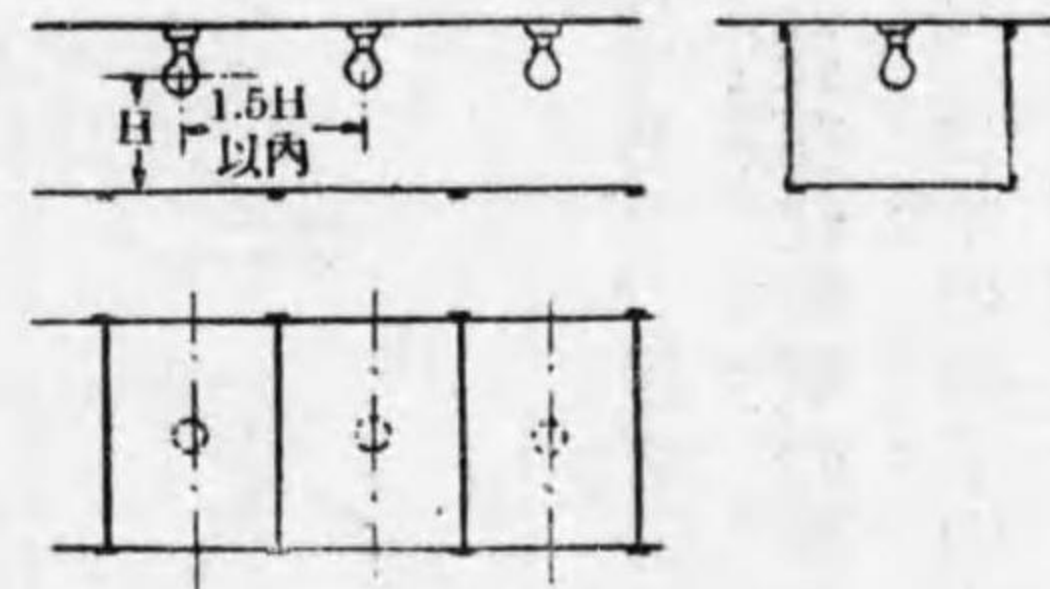
建築化照明の種類々

るさ(輝度)が一様になつて都合がよい。但し硝子が破れた時の代品の用意がある。Eの様に天井に埋め込み天窓にすると能率が下り硝子の周りが暗くなつて感じが良くないから、特殊の場合以外は光の函は天井面から下に出る様にするのがよい。Hは光の柱、Iは之を間接的にしたもので壁の厚さが得られない時に應

用するが、後者の能率の良くないのは云ふ迄もない。

建築化照明の硝子は乳色スキガケ硝子が一番良いが、値段が高いので日本紙を透明な硝子に張つたり、二枚の硝子の間に挟んだりして代用することもある、和風建築には日本紙を其のまゝ用ひる。障子紙は電球が透いて見えることは少いが光の透過率がスキガケ硝子より低く、又薄美濃は透過率は良く明るい電球が透いて見えるから、何れを取るかは使用場所に應じて定める。尙擦り硝子は透過率は良いが電球の所丈が明るくスポットが出るので建築化照明には用ひぬ方がよい。又押型硝子、型硝

硝子等は硝子面に凹凸があるため硝子面の明るさに斑があつても見苦しくないし、斑が反つて模様を浮きたしせることにもなるので、漸次使用されることにならう。



第三百十圖 建築化照明の電球の配置とサッシユの位置

一般には無難であり安価である。反射面の形は笠の様に角を取つて丸味を持たせるのがよく、又建築化照明では硝子はサッシユで支持することになるが、サッシユの間隔があまり細かくならぬ限り一樹に一燈當の割合で中央に電燈を點けるのが斑を無くす一つのコツである。(第三百十圖参照) 使用電力 建築化照明は普通の燈器の場合に比べ一般に能率が悪いので使用電力も多くせねばなら

電球の配置は電球の中心間隔が電球の中心と硝子面との距離の一倍半より大きくならぬ様にするのがよい(第三百十圖参照)。又大きい電球を使う方が能率の良い照明が出来るが、間隔があきすぎると斑が出て見悪いので建築化照明をするには硝子と造營物との距離を充分に取る様に建築設計或は改造設計の時によく打合せておかなければならない。壁、天井に餘裕の無い時には第三百二十九圖Iの如く間接照明式にするか、Dの如く管型電球を用ゐるかであるが何れも照明能率の悪いことは止むを得ない。電球の裏面は光を良く擴散させる反射率の良いものにする必要があり、クローム鍍金板を用ゐることもあるが、白の水性ペイントを塗り時々塗りかへる方が

第四十一表

建築化照明で 1ルクスの照度を與へる爲の電力の概數

	1平方 米當り ワット	1坪當 りワット
I	A, B, C D, F, G 0.7~0.35	2~1
II	E 1~0.7	3~2

Iは光函、光梁が天井面に
出てゐる場合
IIは光の出る面が天井面と
一致してゐる(天窗)の場合

第四十二表

飾窓照明の所要電力概數
(鏡面反射笠使用の場合)

種別	推奨照 度(ル クス)	所要電力 (ワット)				
		間口1m當 りワット數	間口1尺當 りワット數	間口1尺當 りワット數	間口1尺當 りワット數	
大都市	一流商店街	500	200	400	60	120
	二流商店街	300	120	240	35	70
中都市	普通商店街	200	80	160	25	50
	明る店 街					

第九章 照明設計の概要

ぬ。第四十一表は1ルクスの照度を與へるための電力の概數であるが、乳色スキガケ硝子を用ひ内部の造營物の反射率も相當良い場合の大體の數値で、内部の反射率があまり良くな

第六節 飾窓の照明

飾窓には通常飾窓専用の鏡面反射笠を使用する。燈器はウキンド硝子に添つて上部に取付け、ウキンドに立つ人に光源が見えない様に必要に應じカーテンを下げる。照度は街の明るさに應じて適當に加減せねばならぬが、照度の推奨値と其の所要電力を示せば第四十二表の通りである。所要電力は奥行の浅い飾窓では低い方を、深いものでは高い方を取ればよい。

電球は大きいものを少く使用すれば強い光で能率良く照明

出来、小さいものを多く使用すれば影の無い均一な照明になる故、商品に應じて加減しなければならぬが、通常大きな飾窓では二百ワットか三百ワット、小さいものでは百ワットである。晝光電球の時には五割方大きいもの即ち一段上の電球を使用せねばならぬ。

飾窓が街角にある場合光源が横丁から見えない様に天窗照明をすることがあるが、此の場合には前項の建築化照明の所を参照すること。

向飾窓に硝子張りの光の柵や紙張りの行燈を置いたり或はスタンド等を配すると人目を引くことになる。又商品によつては適當な脚光を浴びせると影を無くし又浮立つて見える。色のある商品に同じ色の色彩光を浴びせ感じを強く出すのも一方法である。

第七節 街路照明

燈器の選定 街路照明の器具は柱頭型(ポールヘッド型)及懸垂型(下向燈器)の二種に大別される。前者は燈器より高く配光されるので、高い建築物のある主要商店街に適し、後者は交通街路乃至住宅街の照明に適する。照明能率からいへば後者が優れてゐるが、街の飾りとしては寧ろ前者が優れてゐる。燈柱は主要街路には體裁の良い鐵柱が望ましいが、幅員のあまり廣くない街路ではコンクリート柱でも充分である。木柱は耐久度も無く外觀も良くないから特殊の所以外は避けたい。鈴蘭燈

第四十三表 街路照明の推奨値(照明工學ボックツクによる)

街路の種類	街路の幅員(米)	車道の幅員(米)	平均水平照度(ルクス)	光源の高さ(m)	燈柱の間隔(米)	1基當りワット數	排列	1基當り燈數	
商業街路	36	24	4-10	6	6	750-2,000	對稱又は千鳥	1-2	
	33	22	4-10	6	6	500-1,500	"	1-2	
	27	18	4-10	5.5	6	400-1,500	"	1-2	
	22	14	4-10	5	5.5	400-1,000	"	1-2	
	18	11	2-10	4.5	5	200-1,000	千鳥	1-2	
	14	8	2-10	4	4.5	150-750	"	1-2	
	11	6	2-10	3.5	4	100-500	"	1	
	8	8	2-10	3.5	3.5	100-500	"	1	
	主要交通街路	36	24	1-3	6	6.5	300-1,000	千鳥	1-2
		33	22	1-3	6	6.5	250-1,000	"	1-2
27		18	1-3	5.5	6	200-750	"	1	
22		14	1-3	5	5.5	200-500	"	1	
18		11	1-3	4.5	5	150-500	"	1	
14		8	1-3	4	4.5	100-300	"	1	
11		6	1-3	4	4.5	100-250	"	1	
住宅街路其他		11	6	0.2-1	4	4.5	40-150	千鳥	1
		8	8	0.2-1	3.5	4	40-100	"	1
		6	6	0.2-0.6	3.5	30-50	40-60	千鳥又は片側	1
	4.5	4.5	0.2-0.6	3.5	20-40	40-60	"	1	
	3	3	0.2-0.6	3.5	20-40	30-60	"	1	

は幅員の狭い商店街などで裝飾を兼ねて照明をするには良いが、經濟的に照明するには適さない。燈柱型にはグローブが附くのが普通であるが懸垂型のものでも、百ワット超過のものにはグローブを附け眩輝を除くことにする。

街路燈の高さ、相互の距離は電球の大きさ、燈器の配光、街路の幅員、照明の均齊度其他によつて異なるのであるが、要は燈間隔を許し得るだけ大きくし、能率良く而も路面の明暗の差があまり甚しくない一様な照明にするやうに努めるにある。

街路照明の設計 精しい設計の必要な場合には電化資料第八十七號又は照明工學ポケットブックに依ればよいが概略の設計は第四十三表によつて行うことが出来る。

尙近來商店街で街路燈を減光し又は廢止してネオンサインを燈柱に取付ける傾向が見受けられるが街路照明が街を上品に明るくする見地からいへば時代に逆行するものであることを心得ておかねばならぬ。

街路照明の相談 町會から幅員十四米（八間）の商店街の照明の相談を受けたとする。第四十三表（六段目）により大體の所は回答が出来る。今迄照明が無くてもどうやら間に合つてゐたのであるが、照度ニルクスでは少し物足りないから三ルクス位の見當にする。新しい二、三階の商店が相當ある所だから頭柱型（ポールヘッド型）の燈器にし、高さは四米とする。燈柱間隔は二十米位にすれば

良い（町會としては成るべく燈數を多くして安く上げたい所であるから、値段は第二として此の場合柱の間隔は最小限にする）

電燈は一基に二百ワット一燈で大體豫定の照度が得られるといふ見當がつく。之で基數も定まり、電球も定まるから街路燈其のものゝ設備費と毎月の經費は大體計算出来る。後は町會の正式の申込を得てから専門の擔當者の設計見積を受ければよい。

電氣工作物規程拔萃

(遞信省令第五十三號
昭和七年十二月一日實施)

電氣工作物規程は次の四章より成る。

第一章 總則

第二章 送電線路、配電線路及饋電線路

◎第三章 電氣使用場所ニ於ケル工事

第四章 電氣鐵道

右の内電氣工事人に最も關係の深いのは第三章であつて次の四節から成つて居る。

第一節 屋外工事

第二節 屋内工事

×第三節 隧道、坑道其ノ他之ニ類スル場所ノ工事

第四節 臨時工事

此の内第三節は特殊の場所に對する規定であるから之を省き他の三節の全文を以下掲げる事とする。

〔備考〕

- 一、上欄に於ては本則を逐條的に記載し下欄に於ては之に關聯する本則又は細則を對照的に排列した。
- 一、單に第何條とあるのは本則の條文で、細第何條とあるのは細則の條文である。

第一節 屋外工事

高低壓架
空引込線
及連接引
込線

第百條 低壓架空引込線ハ第三十二條、

第四十八條及第五十一條ノ規定ニ準ジ
且左ノ各號ニ依リ施設スルコトヲ要ス

一 電線ニハ二・六耗ノ硬銅線又ハ之

ト同等以上ノ強サ及太サヲ有スル

モノヲ使用スルコト但シ徑間二十

米以下ノ場合ニ限リ二耗ノ硬銅線

又ハ之ト同等以上ノ強サ及太サヲ

有スルモノヲ使用スルコトヲ得

二 電線ニハ第四號(ロ)、第七號及第八

號ノ場合ヲ除クノ外使用電壓三百

ヅオルト以下ナルトキハ第一種絕

緣電線、三百ヅオルトヲ超過スル

直流低壓ニ在リテハ第二種絕緣電

線ヲ使用スルコト

三 電線地表上ノ高サハ左ノ制限ニ依

ルコト

(架空電線
ノ分岐)

第三十二條 架空電線ノ分岐ハ其ノ電線ノ支持點

ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第四十八條 架空電線路ガ他ノ低壓又ハ高壓架空

電線路ト交叉、接近又ハ並行スル場合

ニ於テハ電線相互ノ距離ヲ一米以上ト爲シ且電

線相互ノ混觸ヨリ生ズル危險ヲ防止スル爲適當

ニ施設スルコトヲ要ス(細第四十六條)

前項ノ離隔距離ハ工地上已ムヲ得ザル場合ニ於

テハ所轄通信局長ノ認可ヲ受ケテ之ヲ五十糎迄

ニ短縮スルコトヲ得

(他ノ支持
物及植物
トノ間隔)

第五十一條 架空電線ガ他ノ低壓若ハ高壓架空電

線路ト交叉、又ハ架空弱電流電線路ノ支持物ト

接近スルトキハ其ノ間隔ヲ三十糎以上ニ保持ス

ルコトヲ要ス但シ接觸ノ虞ナキ樣適當ニ施設ス

ルモノハ此ノ限ニ在ラズ

架空電線ト植物トノ間隔ハ三十糎以上ニ保持ス

ルコトヲ要ス但シ工地上已ムヲ得ザル場合ニ於

テ通信大臣ノ認可ヲ受ケタル特殊ノ施設ヲ爲ス

トキハ此ノ限ニ在ラズ

(電線地表
上ノ高サ
及道管物
トノ間隔)

第四十三條 架空電線ノ地表上ノ高サ及造營物ト

ノ間隔ハ左ノ各號ニ依ルコトヲ要ス但シ危險ノ

虞ナキ場合ハ所轄通信局長ノ認可ヲ受ケテ此ノ

制限ニ依ラザルコトヲ得

一 道路ヲ橫斷スル場合ニ於テハ地表上六米以

上

二 鐵道又ハ軌道ヲ橫斷スル場合ニ於テハ軌條

面上六米以上

三 前二號以外ノ場合ニ於テハ地表上五米以上

四 造營物ノ側面ニ於テハ造營物ト電線トノ距

離一・二米以上

五 造營物ノ上部ニ於テハ造營物ト電線トノ距

離二米以上

低壓架空電線ノ架空引込線ニ隣接スル部分(細

第四十二條)ニシテ其ノ徑間二十米以下ナル場

合ハ前項第三號ノ制限ヲ四米迄ニ短縮スルコト

ヲ得此ノ場合ニ於テ電線ヲ人ノ容易ニ觸ルル虞

ナキ樣施設スルトキハ第一項第四號ノ制限ヲモ

六十糎迄ニ短縮スルコトヲ得

橋梁ノ下部其ノ他之ニ類スル場所ニ施設スル依

壓架空饋電線ハ工地上已ムヲ得ザル場合ニ限リ

第一項第三號ノ制限ヲ三・五米迄ニ短縮スルコ

トヲ得

四

(イ) 道路ヲ橫斷スル場合ハ地表上

六米以上但シ市街地外ニ於テ

ハ交通ニ支障ナキ樣施設シタ

ルモノニ限リ地表上五米以上

鐵道、軌道ヲ橫斷スル場合ハ

軌條面上六米以上

(ロ) (イ)以外ノ場合ハ地表上五米

以上但シ第四十三條第二項ニ

依ル電線ノ支持物ヨリ分岐ス

ル場合ハ地表上四米以上

工地上已ムヲ得ザル場合ハ需用場

所ノ取付點ニ於テ前號(イ)及(ハ)ノ制

限ヲ交通ニ支障ナキ限リ左ノ高サ

迄ニ輕減スルコトヲ得但シ此ノ場

合ハ配電線路ニ取付クル點ノ高サ

ハ前項ノ制限ニ依ルコトヲ要ス

使用電壓

取付點ノ電線ノ

種類

交流百五十

オルト以下

點ヲ接地シタル場

合ハ二百五十

オルト以下

第一種

絕緣電

二・五米

第一種

ルト又ハ直流
以下三百
ヅオルト
以下

線

(ロ)

(イ) 以外ノモノ
二・五米
三・五米
第三種又ハ第四種絶縁電線
第一種絶縁電線
第二種絶縁電線

五

電線ト造營物トノ間隔ハ左ノ制限ニ依ルコト

(イ) 造營物ノ側面ニ於テハ一・二米以上

(ロ) 造營物ノ上部ニ於テハ二米以上

六

工事ト已ムヲ得ザル場合ニシテ危険ノ虞ナク且人ノ容易ニ觸ルル虞ナキ様施設スルトキハ電線ヲ直接引込ミタル連營物ニ付テハ(イ)ノ制限、其ノ他ノ造營物ニ付テハ(イ)ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

電線ト架空弱電流電線トガ交叉シ

第四百條第一項第六號 (本號以外ハ一二頁参照)

六 電線地表上ノ高サハ五米以上ト爲スコト但シ道路ノ一側又ハ兩側ニ於テ道路ヲ横斷セズ且交通ニ支障ナキ様施設シタルモノ及道路外ニシテ人ノ容易ニ立入ラザル場所ニ施設シタルモノニ限り三米以上ト爲スコトヲ得

軒下其ノ他家屋外ノ工事

第二百二條

軒下其ノ他家屋ノ外面ニ沿ヒ引込線、連接引込線其ノ他ノ低壓電線ヲ施設スル場合又ハ他家屋ノ外側ニ低壓電線ヲ露出セズシテ施設スル場合ハ一・六米ノ軟銅線又ハ之ト同等以上ノ強サ及太サヲ有スル電線ヲ使用シ之ヲ碍子引工事人ノ容易ニ觸ルル虞ナキ展開シタル場所及點檢シ得ル掩蔽場所(細第七十六條)ニ限ル金屬管工事又ハ電纜工事ニヨリ且危険ノ虞ナキ様適當ニ施設スルコトヲ要ス(細第六十七條)前項ノ屋外工事が看板燈其ノ他家屋ノ外面ニ於ケル電氣使用ヲ目的トスルモノナルトキハ該電路ノ電線相互間及全電線ヲ一括シタルモノト大地トノ間ノ絶縁抵抗ハ電球及附屬物ヲ含ミ使用電壓ニ對スル漏洩電流ヲシテ最大供給電流ノ五千分ノ一ヲ超過セシメザルコトヲ要シ但シ白熱電燈ノミニ電氣ヲ供給スル回路ニ在リテハ電球承口一箇ニ對シ一メグオーム以上タラシムルコトヲ要ス

高低電線ト弱電線トノ交叉及接近距離

トヲ要ス

第四十九條

架空電線ト架空弱電流電線トガ交叉シ又ハ接近スル場合ニ於テハ其ノ離隔距離ヲ一米以上ト爲スコトヲ要ス但シ弱電流電線ニ第四種絶縁電線ヲ使用シタルトキ又ハ其ノ管理者ノ承諾ヲ得タルトキハ之ヲ六十糎迄ニ短縮スルコトヲ得

高壓電線ト弱電線トノ交叉及接近距離

第五十條

高壓架空線ト架空弱電流電線トガ交叉、接近又ハ並行スル部分ニ於テハ高壓電線ヲ上部ト爲スコトヲ要ス但シ工事ト已ムヲ得ザル場合ニ於テ弱電流電線トノ混觸ヨリ生ズル危険ヲ防止スル爲適當ノ施設(細第四十七條)ヲ爲ストキハ此ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

煙突及一ノアンテナノ距離

第五十二條

高壓架空電線ガ煙突、放送聴取無線電話用空中線其ノ他之ニ類スル工作物ト其ノ地表上ノ高サニ相當スル距離以内ニ接近スルトキハ接觸ニ因リ生ズル危険ヲ防止スル爲左ノ各號ニ依リ施設スルコトヲ要ス

- 一 高壓電線ト工作物又ハ其ノ支線トハ一・二米以上、放送聴取無線電話用空中線トハ水平距離一・二米以上ヲ離隔スルコト
- 二 金屬製工作物又ハ工作物ノ支線ハ第三種地線工事ニ依リ接地スルコト

七

又ハ接近スル場合ニ於テハ其ノ離隔距離ヲ一米以上ト爲スコト但シ弱電流電線ニ第四種絶縁電線ヲ使用シタルトキ、弱電流電線路管理者ノ承諾ヲ得タルトキ又ハ工事ト已ムヲ得ザルトキハ之ヲ六十糎迄ニ短縮スルコトヲ得

使用電壓交流百五十ヅオルト、直流三百ヅオルトヲ超過スル電線ガ架空弱電流電線ト交叉シ水平距離一米以内ニ於テ接近スル場合ニ於テハ左ノ電線ヲ使用スルコト

(イ)

電線ガ弱電流電線ノ上部ニア
ル場合ハ第三種若ハ第四種絶縁電線又ハ五耗ノ硬銅線又ハ之ト同等以上ノ強サ及太サヲ有スルモノ

(ロ)

電線ガ弱電流電線ノ下部ニア
ル場合ハ第三種若ハ第四種絶縁電線

使用電壓交流二百五十ヴォルト以下ニシテ中性點ヲ接地シタル場合ハ本號ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

八 配電線路又ハ他ノ引込線ヨリ分岐シテ直ニ百五十ヴォルト以下ノ一ノ屋外電燈ニ至ル電線ヲ金屬線ニ依リ吊架スル場合ハ第四種絶縁電線ヲ使用シ且第四百四條第一項第六號ニ準ジ施設スルコト

連接引込線ハ屋内ヲ通過セズ且引込線ヨリ分岐スル點ヨリ六十米ヲ超ユル地域ニ亘リ施設スルコトヲ得ズ

連接引込線ハ道路ヲ横斷セズ且第二百二條ノ規定ニ依リ施設スル場合ヲ除クノ外第一項ニ準ジ之ヲ施設スルコトヲ要ス

高壓架空引込線ニハ四耗ノ第三種絶縁硬銅線若ハ五耗ノ第一種絶縁硬銅線又ハ之ト同等以上ノ強サ、太サ及效力ヲ有スル電線ヲ使用シ且第三十二條、第

高壓架空電線路ニ用フル支線ニシテ高壓電線ト接觸ノ虞アルモノニハ其ノ上部ニ碍子ヲ挿入スルコトヲ要ス

細第四十六條 (高低壓線路ト他ノ高低壓線路トノ交叉接近箇所ニ於ケル施設)

細第四十二條 (低壓架空引込線隣接部分)

細第七十六條 (點檢シ得ル掩蔽場所) 次頁參照

細第六十七條 (軒下其ノ他家屋外面工事ノ施設) 八頁參照

細第四十七條 (高壓電線ト弱電線トノ交叉接近箇所ニ於ケル施設)

四十三條及第四十八條乃至第五十二條ノ規定ニ準ジ施設スルコトヲ要ス但シ第四十三條第一項第四號及第五號ノ制限ハ危險ノ虞ナク且工事已ムヲ得ザル場合ニ限り引込線ト之ヲ直接引込メル造營物ニ付之ヲ適用セズ

屋外電燈ノ引下線

第一百一條 屋外電燈ノ引下線ニシテ地表上ノ高サ二・五米未滿ノ部分ニハ電纜工事ニ依リ施設スル場合ヲ除クノ外第四種絶縁電線ヲ使用シ且人ノ觸ルル虞アル場所ニ施設スル場合ハ他動的損傷ヲ防止スル爲適當ニ施設スルコトヲ要ス

軒下其ノ他家屋外面ノ工事

第二百二條 軒下其ノ他家屋ノ外面ニ沿ヒ引込線、連接引込線其ノ他ノ低壓電線ヲ施設スル場合又ハ家屋ノ外側ニ低壓電線ヲ露出セズシテ施設スル場合ハ一・六耗ノ軟銅線又ハ之ト同等以上ノ

附 録

點檢シ得ル掩蔽場所

細第七十六條 本則第二百二條第一項及第一百五條第一項ノ點檢シ得ル掩蔽場所トハ點檢口ヲ有スル小屋裏、戸棚、押入ノ如ク容易ニ電氣工作物ニ接近シ又ハ全部ノ工作物ヲ檢視シ得ル掩蔽場所ヲ謂ヒ、本則第一百五條第一項及第一百八條ノ點檢シ能ハザル掩蔽場所トハ天井、壁内、

七

強サ及太サヲ有スル電線ヲ使用シ之ヲ
碍子引工事ノ容易ニ觸ルル虞ナキ展開シタル
場所及點檢シ得ル掩蔽場所(細第七
十六條) 金屬管工事又ハ電纜工事ニ依リ
且危険ノ虞ナキ様適當ニ施設スルコト
ヲ要ス(細第六十七條)

前項ノ屋外工事が看板燈其ノ他家屋ノ
外面ニ於ケル電氣使用ヲ目的トスルモ
ノナルトキハ該電路ノ電線相互間及全
電線ヲ一括シタルモノト大地トノ間ノ
絶縁抵抗ハ電球及附屬物ヲ含ミ使用電
壓ニ對スル漏洩電流ヲシテ最大供給電
流ノ五千分ノ一ヲ超過セシメザルコト
ヲ要ス但シ白熱電燈ノミニ電氣ヲ供給
スル回路ニ在リテハ電球承口一箇ニ對
シ一メグオーム以上タラシムルコトヲ
要ス

(適當ノ施
設)

「コンクリート」床内ノ如ク破壊の動作ヲ爲スニ
非ザレバ電氣工作物ニ接近シ又ハ全部ノ工作物
ヲ檢視シ能ハザル場所ヲ謂フ

細第六十七條 本則第二百一條第一項ノ適當ニ施設
ストハ左ノ各號ニ準ジ施設スルヲ謂フ

一 碍子引工事ニ依ルトキハ工地上已ムヲ得ザ
ル場合ヲ除クノ外造管材ノ側面又ハ下面ニ
取付ケ電線支持點間ノ距離ヲ一米以下トシ
且電線ノ種類及取付場所ニ從ヒ左ノ區別ニ
依リ電線相互間及電線ト造管材トヲ離隔ス
ルコト

(イ) 雨露ニ曝露セザル場所ニ施設スル場合

電線ノ種類 電線相互電線ト造管
間ノ距離材トノ距離

第二種絶縁電線 六種以上 三種以上

第三種絶縁電線 三種以上 六種以上

(ロ) 雨露ニ曝露スル場所ニ施設スル場合

電線ノ種類 電線相互電線ト造管
間ノ距離材トノ距離

第二種絶縁電線 五種以上 十種以上

第三種絶縁電線 十種以上 六種以上

第四種絶縁電線 六種以上 三種以上

使用電壓二百五十ヴォルト以上ノ電線ニ二
耗ノ硬銅線又ハ之ト同等以上ノ強サ及太サ

二 金屬管工事ニ依ルトキハ本則第二百二十條及
細則第七十九條ニ準ジ施設シ且雨露ニ曝露
スル場所ニ施設スル場合ハ水分ノ侵入セザ
ル構造ト爲スコト

三 電纜工事ニ依ルトキハ電纜ノ被覆ニ用フル
金屬體ヲ第三種地線工事ニ依リ接地スルコ
ト

四 開閉器、自動遮斷器其ノ他之ニ類スル器具
ハ屋内ニ裝置シ又ハ適當ナル防濕裝置ヲ施
スコト

五 家屋ノ外面ニ於ケル電氣使用ヲ目的トシテ
施設スル電路ハ工地上已ムヲ得ザル場合ヲ
除クノ外一キロワット以下毎ニ分岐シ且分
岐點ニ近キ箇所ニ於テ各分岐回路毎ニ各種
ニ開閉器及自動遮斷器ヲ裝置スルコト

六 前號ノ開閉器及自動遮斷器ハ専用ノモノト
シ屋内電路用ノモノト兼用セザルコト

七 電球承口其ノ他ノ承口ニハ陶器又ハ絶縁性
耐火質物ヲ以テ製作シタル防水型ノモノヲ

「ネオン」
管燈工事

第三百三條

「ネオン」管燈其ノ他之ニ類スル放電管燈ハ左ノ各號ニ依リ且人ノ觸ルル虞ナキ場所ニ危険ノ虞ナキ様適當ニ施設スルコトヲ要ス(細第六十八條)

一 管燈回路ニ使用スル變壓器ハ二次無負荷電壓一萬五千ヴォルト以下ニシテ二次短絡電流五十ミリアムペア以下ノモノナルコト

二 管燈回路ニ使用スル電線ニハ管極間ノ短小ナル接續線ヲ除クノ外特殊ノ絶縁耐力ヲ有スル一・六耗ノ軟銅線又ハ之ト同等以上ノ強サ、太サ及效力ヲ有スル電線ヲ使用スルコト

使用スルコト

「金屬管及金屬線樋工事」二七頁

危險ノ虞
ナキ施設
線及特殊電

細第七十九條 「金屬管工事ニ用フル金屬管」二七頁參照

七頁參照

細第六十八條 本則第三百三條ノ適當ニ施設ストハ

- 左ノ各號ニ準ジ施設スルヲ謂フ
- 一 展開シタル場所ニ電線ヲ施設スルトキハ工事上已ムヲ得ザル場合ヲ除クノ外造管材ノ側面又ハ下面ニ取付ケ電線支持點間ノ距離ヲ一米以下、電線相互間ノ距離ヲ六種以上、電線ト造管材トノ距離ヲ三種以上ト爲スコト
 - 二 金屬管工事ニ依ルトキハ本則第二百十條及細則第七十九條ニ準ジ施設シ且雨露ニ曝露スル場所ニ施設スル場合ニハ水分ノ浸入セザル構造ト爲スコト
 - 三 管極間ノ短小ナル接續線ニ第二項ニ適合セザル電線ヲ使用スルトキハ造管材ト接觸セザル様充分離隔シ且堅固ニ取付クルコト
 - 四 電線又ハ管極ガ造管材又ハ函壁ヲ貫通スル部分ハ金屬管工事ニ依ル場合ヲ除クノ外之ヲ碍管内ニ藏ムルコト

- 五 管燈ハ人ノ容易ニ觸レザル様且造管材ト直接接觸セザル様施設スルコト
 - 六 電線及管燈ハ他ノ電線、弱電流電線、水管又ハ瓦斯管ト十五種以上離隔スル場合ヲ除クノ外其ノ相互間ニ堅固ニ取付ケタル絶縁性ノ隔壁ヲ設クルコト
 - 七 管燈用變壓器ノ一次側回路ニハ各極ニ専用ノ閉閉器又ハ挿込型接續器ヲ裝置スルコト
 - 八 管燈用變壓器ノ外函、變壓器ヲ藏ムル金屬函、「キヤビネット」ノ金屬部分及金屬管ハ第三種地線工事ニ依リ接地スルコト
 - 九 「キヤビネット」ハ堅牢ナル不可燃質物ヲ以テ製作シ又ハ不可燃質物ヲ内面全部ニ張りタルモノトシ且防水構造ノモノト爲スコト
- 本則第三百三條ノ特殊ノ絶縁耐力ヲ有スル電線トハ一卷ノ儘十二時間浸永シタル後當該管燈専用變壓器二次無負荷電壓ノ一・五倍ノ交流電壓ヲ以テ絶縁耐力ヲ試験シ十分間以上之ニ耐フルモノヲ謂フ

「金屬管及金屬線樋工事」二七頁

參照

細第七十九條 「金屬管工事ニ用フル金屬管」二

七頁參照

第四百條

電壓百五十ヴォルト以下ノ屋外照明用架空電線路ハ第三十二條、第四十九條、第五十一條及左ノ各號ニ依リ且危険ノ虞ナキ様適當ニ施設（細第六十九條）スルコトヲ要ス

一 他ノ配電線路又ハ引込線ヲ分歧セザルコト

二 他ノ架空電線路又ハ架空弱電流電線路トノ交叉數ヲ最小ナラシムルコト

三 市街地ノ道路上ニ施設スル場合ハ幅員二十米ヲ超過スル道路ニ施設セザルコト但シ道路ノ中央ニ電燈列ヲ架設スル場合ハ幅員十米ヲ超過スル道路ニ施設セザルコト

四 電線ニハ二・六耗ノ硬銅線又ハ之ト同等以上ノ強サ及太サヲ有スルモノヲ使用スルコト但シ電線ヲ金屬線ニ吊架スル場合ハ道路外ニシテ人ノ容易ニ立入ラザル場所ニ三

（架空電線ノ分歧）

第三十二條

架空電線ノ分歧ハ其ノ電線ノ支持點ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

（高低電線ト弱電線トノ交叉及接近距離）

第四十九條

架空電線ト架空弱電流電線トガ交叉シ又ハ接近スル場合ニ於テハ其ノ離隔距離ヲ一米以上ト爲スコトヲ要ス但シ弱電流電線ニ第四種絶緣電線ヲ使用シタルトキ又ハ其ノ管理者ノ承諾ヲ得タルトキハ之ヲ六十浬迄ニ短縮スルコトヲ得

（他ノ支持物及植物トノ間隔）

第五十一條

架空電線ガ他ノ低壓若ハ高壓架空電線路電車線路又ハ架空弱電流電線路ノ支持物ト接近スルトキハ其ノ間隔ヲ三十浬以上ニ保持スルコトヲ要ス但シ接觸ノ虞ナキ様適當ニ施設スルモノハ此ノ限ニ在ラズ
架空電線ト植物トノ間隔ハ三十浬以上ニ保持スルコトヲ要ス但シ工事ノ上已ムヲ得ザル場合ニ於テ通信大臣ノ認可ヲ受ケタル特殊ノ施設ヲ爲ストキハ此ノ限ニ在ラズ

（危険ノ虞ナキ施設）

第六十九條

本則第四百條第一項ノ適當ニ施設ストハ左ノ各號ニ準ジ施設スルヲ謂フ
一 配電線路ヨリ分歧スル點ニ近ク専用ノ閉閉器ヲ裝置スルコト但シ此ノ場合ニ於テハ單極ニ之ヲ裝置スルコトヲ得
二 閉閉器其ノ他之ニ類スル器具ニハ適當ナル

五

電線ニハ左ニ掲グル絶緣電線ヲ使用スルコト
（イ） 金屬線ニテ吊架シタル電線

（ロ） 第四種絶緣電線

（ハ） 第三種絶緣電線

（イ）及（ロ）以外ノ場合ニ於ケル電線

六

電線地表上ノ高サハ五米以上ト爲スコト但シ道路ノ一側又ハ兩側ニ於テ道路ヲ横斷セズ且交通ニ支障ナキ様施設シタルモノ及道路外ニシテ人ノ容易ニ立入ラザル場所ニ施設シタルモノニ限リ三米以上ト爲スコトヲ得

土地ノ狀況ニ依リ所轄通信局長ノ認可ヲ受ケテ前項ノ制限ニ依ラザルコトヲ

防濕裝置ヲ施スコト

三

電線及電燈ヲ吊架スル金屬線ニハ四耗以上ノ鐵線又ハ之ト同等以上ノ強サ及太サヲ有スルモノヲ使用スルコト

四

電線ヲ吊架スル金屬線ニハ電線ヨリ六十浬以内ノ箇所ニ碍子ヲ挿入スルコト但シ電線ノ支持ニ碍子ヲ用フル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

弧光電燈用
架空電線
ノ架設

第一百五條 弧光電燈用ノ架空電線ハ往復線ヲ同一支持物ニ並行シテ架設スルコトヲ要ス但シ他ニ障害ヲ及ボス虞ナキ場合ニ於テハ遞信大臣ノ認可ヲ受ケテ此ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

第二節 屋内工事

屋内ニ供給スル電

第一百六條 屋内ニ供給スル電壓ハ特殊ノ工事方法(細第七十條)ニ依ル場合又ハ特ニ遞信大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外直流ニ在リテハ五百ヴォルト、交流ニ在リテハ二百五十ヴォルト以下トス但シ乾燥シタル場所ニ限り此ノ制限以上ノ低壓ニ依リ供給スルコトヲ得
白熱電燈及家庭用電氣器具 電氣扇、電熱器、小型電動機其ノ他之ニ類スル屋内電氣機器器具ヲ謂フ以下之ニ同ジニ供給スル電路ニ在リテハ電線ノ大地ニ對スル電壓ハ

(特殊ノ工事方法)

- 細第七十條 本則第一百六條第一項ノ特殊ノ工事方法トハ左ノ各號ニ準ズルモノヲ謂フ
- 一 直流五百ヴォルト交流二百五十ヴォルトヲ超過スル低壓屋内配線ヲ土間又ハ濕氣アル床上ヨリ人ノ觸ルル處アル場所ニ施設スル場合ハ電纜工事又ハ金屬管工事(細第七十九條)ニ依リ之ヲ施設スルコト
 - 二 高壓屋内配線ハ左記ニ依リ施設スルコト
 - (イ) 電纜工事
 - (ロ) 六百ヴォルト以下ノ交流屋内配線ハ金屬管工事(細第七十九條)
 - (ハ) 人ノ觸ルル處ナキ乾燥シタル展開場所ニ於テハ碍子引工事
 - 前項第二號(ハ)ノ碍子引工事ハ左ノ各號ニ依リ施設スルコトヲ要ス
 - 一 電線ニハ二・六耗以上ノ第四種絕緣軟銅線又ハ之ト同等以上ノ強サ及太サヲ有スルモノヲ使用スルコト
 - 二 電線支持點間ノ距離ヲ五米以下ト爲スコト但シ造管材ノ面ニ沿ヒテ施設スルトキハ此ノ距離ヲ一米以下ニ保持スルコト
 - 三 電線相互間ノ距離及電線ト造管材トノ距離ハ左記ニ依ルコト但シ六百ヴォルトヲ超過スル電線ニ在リテハ其ノ上部ニアル造管材トハ常ニ二十五種以上離隔スルコト

特殊ノ場合(細第七十一條)ヲ除クノ外百五十ヴォルト以下ト爲スコトヲ要ス
「ネオン」管燈其ノ他之ニ類スル放電管燈ヲ第三百三條ノ規定ニ準ジ施設スル場合又ハ特殊ノ事由ニ依リ遞信大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ハ前項ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

- 四 電線ノ造管材ヲ貫通スル部分ハ之ヲ充分ナル長サノ高壓用碍管内ニ藏ムルコト
 - 五 高壓電線ハ低壓電線ト三十種以上ノ離隔距離ヲ保持シ且兩回路ハ容易ニ識別シ得ル様施設スルコト但シ電線ノ支持點間ノ距離ヲ一米以下ニ保持スルトキハ此ノ距離ヲ十五種迄ニ短縮スルコトヲ得
 - 六 電線ハ弱電流電線、水管、瓦斯管其ノ他ノ金屬體ト三十種以上ノ距離ヲ保持シテ施設スルコト
 - 七 電線ト大地トノ間ノ絕緣耐力ハ最大使用電壓ノ一・五倍ノ電壓ヲ以テ試験シ十分間以上之ニ耐フルモノナルコト
- 本則第一百十條第二項、第一百一十條、第二百十條、第二百二十五條第二號、第二百二十六條第三號、第

百二十七條第一項、第二百二十八條第三號及細則第八十八條第二號及第五號ノ規定ハ之ヲ第一項第二號ノ高壓屋内配線工事ニ準用ス
 第一項第二號ニ依ル工事ノ絶縁耐力ニ付テハ金屬管工事ニ依リ施設スル場合ハ第二項第七號ノ規定ヲ、電纜工事ニ依リ施設スル場合ハ本則第八十七條第一項第二號ノ規定ヲ準用ス

〔高電壓ノ電燈〕

細第七十一條 本則第六條第二項ノ特殊ノ場合トハ左ノ如キ場合ヲ謂フ

- 一 電動機配電盤ノ表示燈又ハ電車線電壓ノ表示燈
- 二 電氣鐵道ノ車庫、驛舎、保線係員詰所其ノ他之ニ類スル場所ニ施設スル低壓ノ直列式電燈

前項第二號ノ場合ニ於テハ左記各號ニ依リ施設スルコトヲ要ス

- 一 碍子引工事ニ依ルトキハ電線ニ一・六耗以上ノ第四種絶縁軟銅線ヲ使用シ造管材ト三厘以上離隔スルコト
- 二 電球承口ニハ無鍵ノモノヲ使用スルコト
- 三 電線及電燈器具ハ人ノ容易ニ觸レザル箇所ニ施設スルコト

〔ネオン管燈工事〕

第三百三條 「ネオン」管燈其ノ他之ニ類スル放電管

燈ハ左ノ各號ニ依リ且人ノ觸ルル處ナキ場所ニ危険ノ虞ナキ様適當ニ施設スルコトヲ要ス（細第六十八條）

- 一 管燈回路ニ使用スル變壓器ハ二次無負荷電壓一萬五千ヴォルト以下ニシテ二次短絡電流五十ミリアマペア以下ノモノナルコト
- 二 管燈回路ニ使用スル電線ニハ管極間ノ短小ナル接續線ヲ除クノ外特殊ノ絶縁耐力ヲ有スル一・六耗ノ軟銅線又ハ之ト同等以上ノ強サ、太サ及效力ヲ有スル電線ヲ使用スルコト

第三百三條 「ネオン」管燈工事」一〇頁参照

細第七十九條 「金屬管工事ニ用フル金屬管」二

七頁参照

第一百十條第二項 「屋内電纜ノ防護裝置」一九頁

参照

第一百一條 「屋内電纜被覆金屬體及鉛被ノ接地」

二〇頁参照

第二百十條 「金屬管及金屬線隨工事」二七頁參

照

第二百五條第二號 「濕氣アル場所ニ於ケル開

閉器其ノ他ノ防護裝置」三

二頁参照

一七

第二百二十六條第三號

〔塵埃アル場所ニ於ケル閉閉器其ノ他ノ防塵裝置〕三三頁參照

第二百二十七條第一項

〔腐蝕性瓦斯アル場所ニ於ケル工事〕三四頁參照

第二百二十八條第三號

〔爆發ノ危険アル場所ニ於ケル閉閉器其ノ他ノ施設制限〕三四頁參照

細第八十八條第二號

〔電線及機器相互ノ接續及取付方法〕三五頁參照

同條第五號

〔電動機ノ防塵裝置〕三五頁參照

第八十七條第二項第二號

〔地中線ノ絕緣耐力〕

細第六十八條

〔ネオン〕管燈工事ノ危険ノ虞ナキ施設及特殊電線〕一〇頁參照

屋内配線ノ施設

第一百七條

屋内配線 電球線及移動シテ使用スル電線ヲ除ク以下之ニ同ジニハ 鉛裝電纜、鉛被電線又ハ金屬管、金屬線樋若ハ木製線樋内ニ藏メタル電線ヲ使用スル場合ヲ除クノ外耐火耐水質ノ碍子ヲ用ヒ人ノ容易ニ觸レザル様施設スルコトヲ要ス

裸電線使用ノ制限

第一百八條

屋内ニ施設スル低壓電線ニハ技術上已ムヲ得ザルモノ（細第七十二條）ヲ除クノ外裸電線ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ特殊ノ設計ニ依リ所轄通信局長ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

屋内配線ノ太サ

第一百九條

低壓屋内配線ニハ一・六耗ノ軟銅線又ハ之ト同等以上ノ強サ及太サヲ有スル電線ヲ使用スルコトヲ要ス但シ特殊ノ場合（細第七十三條）ハ此ノ限ニ在ラズ

低壓電纜鉛被電纜及鉛裝電纜

第一百十條

屋内ニ施設スル低壓用電纜及鉛被電線ハ第四種絶緣電線ト同等以上ノ效力ヲ有スルモノナルコトヲ要ス 屋内ニ於テ他動的損傷ヲ受クル處アル場所ニ施設スル電纜ニハ鉛裝電纜ヲ使用スル場合ヲ除クノ外適當ナル防護裝

（裸電線ヲ使用シ得ル場合）

細第七十二條

本則第一百八條ノ技術上已ムヲ得ザルモノトハ左ニ掲グル如キモノヲ謂フ

- 一 電氣爐用電線
- 二 移動起重機用接觸電線及之ニ類スル接觸電線
- 三 電線ノ被覆絶緣物ヲ腐蝕スル場所ニ使用スル電線

（特殊ノ場合）

細第七十三條

本則第一百九條ノ特殊ノ場合トハ左ノ如キ場合ヲ謂フ

- 一 電燈吊管、電燈腕管其ノ他之ニ類スル短小ナル金屬管内ニ電線ヲ藏ムル場合
- 二 金屬工事、金屬線樋工事又ハ電纜工事ニ依ル百五十ゾルト以下ノ電氣信號專用電線ニシテ一・二耗以上ノ軟銅線ヲ使用スル場合

置ヲ施スコトヲ要ス

金屬體及鉛被ノ接地

第一百一條 屋内ニ施設スル電纜ノ被覆ニ用フル金屬體及鉛被電線ノ鉛被ハ第三種地線工事ニ依リ接地スルコトヲ要ス

引込口開閉器及自動遮斷器ノ設置

第一百十二條 屋内ニ施設スル低壓電線ニハ引込口ニ近キ場所ニ開閉器及自動遮斷器ヲ各極ニ裝置スルコトヲ要ス
前項ノ開閉器ハ容易ニ電路ヲ遮斷シ得ル様施設スルコトヲ要ス

分岐回路ノ施設

第一百十三條 屋内ニ施設スル低壓電線ハ左ノ各號ニ依リ分岐シ且分岐點ニ近キ箇所ニ於テ各分岐回路ニ開閉器及自動遮斷器ヲ裝置スルコトヲ要ス但シ特殊ノ事由アルモノハ所轄遞信局長ノ認可ヲ受ケテ此ノ制限ニ依ラザルコトヲ得
一 白熱電燈用電線ハ一キロワット以

(特殊ノ場合)

第七十五條 本則第一百十三條第三項ノ特殊ノ場合トハ中性點ヲ接地シタル多線式屋内配線ノ配電盤内ニ於テ電源側各極ニ開閉器ヲ裝置シ且之ヨリ二線式電路ノミヲ分岐スル場合ニ於テ三キロワット以下ノ分岐回路ニ限り其ノ中性線ニ接続スル電線ノ開閉器及自動遮斷器ヲ省略スル如キ場合ヲ謂フ

下毎ニ分岐スルコト但シ一回路ノ承口ノ總數十五箇ヲ超過セザル場合ニ限り此ノ制限ヲ三キロワットト爲スコトヲ得

二 白熱電燈ト家庭用電氣器具トニ併セ供給スル電線ハ三キロワット以下毎ニ分岐スルコト但シ一回路ノ承口ノ總數十五箇ヲ超過スル場合ハ白熱電燈ノ總ワット數ヲ一キロワット以下ト爲スコト

三 家庭用電氣器具其ノ他ノ屋内電氣機械器具用電線ハ三キロワット以下毎ニ分岐スルコト但シ一回路ノ承口ノ總數三箇ヲ超過セザル場合ニ限り此ノ制限ヲ五キロワットト爲スコトヲ得

四 一箇ノ容量五キロワットヲ超過スル家庭用電氣器具其ノ他ノ屋内電氣機械器具用電線ハ各機械器具毎ニ分岐スルコト

前項ノ場合ニ於テ二箇以上ノ分岐回路ノ總ワット數ガ前項第一號乃至第三號ノ制限ヲ超過セザルトキハ之等各回路ニ共同ノ開閉器及自動遮斷器ヲ使用スルコトヲ得
前二項ノ開閉器及自動遮斷器ハ特殊ノ場合(細第七十五條)ヲ除クノ外各極ニ之ヲ裝置スルコトヲ要ス

屋内單極開閉器ノ使用

第一百四條 屋内ニ施設スル低壓用ノ開閉器及自動遮斷器ハ前二條ノ規定ニ依ル場合ヲ除クノ外一キロワット以下ノ低壓二線式屋内電路ニ使用スルモノニ限り單極ニ之ヲ裝置スルコトヲ得

屋内配線ノ種類

第一百五條 低壓屋内配線ハ其ノ施設場所ニ從ヒ左ニ掲グル工事ニ依リ施設スルコトヲ要ス

- 一 展開シタル場所
- (イ) 碍子引露出工事以下單ニ露出工事ト稱ス

點檢シ得ル掩蔽場所

細第七十六條 本則第二百二條第一項及第一百五條第一項ノ點檢シ得ル掩蔽場所トハ點檢口ヲ有スル小屋裏、戸棚、押入ノ如ク容易ニ電氣工作物ニ接近シ又ハ全部ノ工作物ヲ檢視シ得ル掩蔽場所ヲ謂ヒ、本則第一百五條第一項及第一百八條ノ點檢シ能ハザル場所トハ天井、壁内、

- (ロ) 木製線樋工事及金屬線樋工事乾燥シタル場所ニ限ル
- (ハ) 金屬管工事及電纜工事
- 二 點檢シ得ル掩蔽場所(細第七十六條)

- (イ) 碍子引隱蔽工事以下單ニ隱蔽工事ト稱ス
- (ロ) 木製線樋工事及金屬線樋工事乾燥シタル戸棚又ハ押入内ニ限ル

- (ハ) 金屬管工事及電纜工事
- 三 點檢シ能ハザル掩蔽場所(細第七十六條)

- (イ) 隱蔽工事乾燥シタル場所ニ限ル
- (ロ) 金屬管工事及電纜工事

金屬管工事又ハ電纜工事ヲ施スベキ場合ニ於テ他動的損傷ヲ受クル虞ナキ場所ニ限り工事前上已ムヲ得ザルトキハ鉛被電線ヲ使用シテ施設スルコトヲ得

碍管ノ使用

第一百十六條 屋内ニ於テ低壓電線ガ造營材ヲ貫通スル部分ニ於テハ金屬管工事

(碍管)

細第七十七條 屋内ニ使用スル碍管ハ絶緣性耐火質物ヨリ成リ且其ノ端口ハ電線ノ被覆ヲ損傷セ

ニ依ル場合ヲ除クノ外之ヲ碍管内ニ藏ムルコトヲ要ス但シ乾燥シタル場所ニ限り工事以上ムヲ得ザルトキハ「ゴム」管又ハ「ゴムテープ」ヲ以テ碍管ニ代用スルコトヲ得（細第七十七條）

二四
ザル圓滑ノモノナルコトヲ要ス

露出工事

第一百十七條 露出工事ニ依ル低壓屋内配

線ハ左ノ各號ニ依リ施設スルコトヲ要ス

- 一 電線ニハ第二種絶縁電線又ハ之ト同等以上ノ效力ヲ有スルモノヲ使用スルコト但シ工事以上ムヲ得ザル場合ニ於テ人ノ觸ルル虞アル場所ニ施設スル電線ニハ第三種絶縁電線又ハ之ト同等以上ノ效力ヲ有スルモノヲ使用スルコト
- 二 電線相互間ハ三種以上ヲ離隔スルコト
- 三 電線ト造管材トハ六耗以上ヲ離隔スルコト

隠蔽工事

第一百十八條 隠蔽工事ニ依ル低壓屋内配

線ハ左ノ各號ニ依リ施設スルコトヲ要ス

- 一 電線ニハ第二種絶縁電線又ハ之ト同等以上ノ效力ヲ有スルモノヲ使用スルコト但シ點檢シ能ハザル掩蔽場所（細第七十六條）ニ施設スル電線ニハ第三種絶縁電線又ハ之ト同等以上ノ效力ヲ有スルモノヲ使用スルコト
- 二 工事以上ムヲ得ザル場合ヲ除クノ外電線ヲ造管材ノ側面又ハ下面ニ取付クルコト
- 三 造管材ノ面ニ沿ヒテ電線ヲ取付クルトキハ電線支持點間ノ距離ヲ一米以下ト爲スコト
- 四 電線相互間ノ距離及電線ト造管材トノ距離ハ左記ニ依ルコト

（點檢シ得ル掩蔽場所）

細第七十六條 本則第一百二條第一項及第一百五條第一項ノ點檢シ得ル掩蔽場所トハ點檢口ヲ有スル小屋裏、戸棚、押入ノ如ク容易ニ電氣工作物ニ接近シ又ハ全部ノ工作物ヲ檢視シ得ル掩蔽場所ヲ謂ヒ、本則第一百五條第一項及第一百十八條ノ點檢シ能ハザル掩蔽場所トハ天井、壁内、「コンクリート」床内ノ如ク破壞的動作ヲ爲スニ非ザレバ電氣工作物ニ接近シ又ハ全部ノ工作物ヲ檢視シ能ハザル場所ヲ謂フ

- (イ) 第二種絶縁電線ヲ造營材ノ側面又ハ下面ニ取付クルトキ 三種以上 三種以上
- (ロ) 第二種絶縁電線ヲ造營材ノ上部ニ取付クルトキ 三種以上 十種以上
- (ハ) 第三種絶縁電線又ハ之ト同等以上ノ効力ヲ有スル電線ヲ使用スルトキ 六種以上 三種以上

木製線樋

第一百十九條

木製線樋工事ニ依ル低壓屋内配線ハ左ノ各號ニ依リ施設スルコトヲ要ス(細第七十八條)

- 一 電線ニハ第四種絶縁電線ヲ使用スルコト
- 二 電線相互間ハ十二耗以上、電線ト線樋ヲ取付クル造營材トハ六耗以上、及電線ト線樋ヲ取付クル木「ネジ」トハ六耗以上ノ距離ヲ離隔ス

木製線樋工事ニ用フル線樋

細第七十八條

- 一 乾燥シタル堅緻ノ木材ヲ以テ製作シタルモノナルコト
- 二 線樋ノ内外面ニ耐水質ノ塗料ヲ施シタルモノナルコト
- 三 電線ヲ押壓セザル様溝ノ大サヲ充分ナラシムルコト

金屬管及金屬線樋工事

第二百二十條

金屬管工事(細第七十九條)及金屬線樋工事(細第八十條)ハ左ノ各號ニ依リ施設スルコトヲ要ス

- 一 電線ニハ第四種絶縁電線ヲ使用スルコト
- 二 電線ニハ撚線ヲ使用スルコト但シ短小ナル管若ハ樋内ニ藏ムルモノ又ハ二耗以下ノモノハ此ノ限ニ在ラズ
- 三 管又ハ樋ノ接續ハ電氣的完全ナラシムルコト
- 四 管又ハ樋ハ之ヲ第三種地線工事ニ依リ接地スルコト但シ短小ナル管又ハ樋ニシテ乾燥シタル場所ニ施設シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ
- 五 管又ハ樋内ニ於テハ電線ニ接續點

金屬管工事ニ用フル金屬管

細第七十九條

- 一 管ハ鐵、眞鍮又ハ銅ノ如キ金屬ヲ以テ堅牢ニ製作シタルモノナルコト
- 二 管ハ引拔、鍛接又ハ熔接シテ製作シタルモノナルコト但シ厚サ一耗未滿ノモノハ此ノ限リニ在ラズ
- 三 管ノ厚サハ左ノ制限ニ依ルコト
「コンクリート」ニ埋込ムモノハ二耗以上
(イ) 以外ノモノハ一耗以上但シ接手ナキ短少ナルモノ及乾燥シタル展開場所ニ施設スルモノニ限リ○・五耗以上ノモノナルコトヲ得
- 四 管ノ内面、屈曲箇所及其ノ端口ハ平滑ニシテ敷線又ハ電線ノ引換ニ當リ其ノ被覆ヲ損傷セザルモノナルコト
- 五 鐵製ノ管ハ酸化作用ヲ防止スル爲亞鉛鍍ヲ施シ又ハ「エナメル」等ニテ被覆スルコト
- 六 管ノ接續ハ堅牢ナラシメ且厚サ一耗以上ノ

附 録
ヲ設ケザルコト

二事業者
以上ノ配
線

第二百一十一條 同一ノ屋内ニ施設スル二箇以上ノ低壓屋内電線ガ之ニ供給スル事業者ヲ異ニスルトキハ各回路ニ屬スル電線相互間ノ距離ヲ左ノ區別ニ依リ離隔スルコトヲ要ス

工事方法

離隔距離

- 一 各回路ノ電線ガ隠蔽工事ニ依ル場合 一・二米以上
- 二 各回路ノ電線ガ露出工事ニ依ル場合 十五糎以上
- 三 各回路ノ電線ガ露出工事ニ依ル場合 三十糎以上
- 四 各回路ノ電線ガ露出工事ニ依ル場合 十五糎以上

モノニ在リテハ「ネジ」接続其ノ他之ト同等以上ノ效力ヲ有スル方法ニ依ルコト
七 濕氣アル場所若ハ壁内ニ施設シ又ハ「コンクリート」ニ埋込ム金屬管工事ニハ其ノ接手其ノ他ノ附屬品ニ適當ナル防濕裝置ヲ施スコト

(金屬線樋
工事ニ用
フル線樋)

細第八十條 金屬線樋工事ニ用フル線樋ハ前條第一號、第四號及第五號ニ適合シ且其ノ厚サハ〇・五糎以上ノモノナルコトヲ要ス

四 碍子引工事ニ依ル電線ト線樋工事ハ金屬管工事又ハ電線工事ニ依ル電線トノ場合

十五糎以上

前項第二號又ハ第四號ノ場合ニ於テ碍子引工事ニ依リ施設シタル一方ノ回路ノ電線ヲ充分ナル長サノ碍管ニ藏ムルトキハ工事上已ムヲ得ザル場合ニ限り前項ノ距離以内ニ於テ交叉スルコトヲ得

電線、水
管及瓦斯
隔トノ間

第二百二十二條 屋内ニ施設スル低壓電線

ト弱電流電線、水管、瓦斯管其ノ他ノ金屬體トハ十五糎以上ノ距離ヲ保持スルコトヲ要ス但シ第三種地線工事ニ依リ接地シタル金屬管工事若ハ金屬線樋工事又ハ鎧裝電纜ヲ用フル電纜工事ニ依リ施設スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
前項但書ノ場合ニ於テハ金屬管、金屬線樋又ハ電纜ハ弱電流電線又ハ瓦斯管ニ直接接觸セザル様施設スルコトヲ要

附 録

碍子引工事ニ依ル電線ガ弱電流電線、水管、瓦斯管其ノ他ノ金屬體ト工事上已ムヲ得ズ十五種以内ニ於テ交叉シ又ハ接近スルトキハ相互間ニ堅固ニ取付ケタル絶縁性ノ隔壁ヲ設ケ又ハ電線ヲ充分ナル長サノ碍管内ニ藏ムルコトヲ要ス

電球線及移動シテ使用スル電線

第二百二十三條

電球線又ハ移動シテ使用スル低壓電線 移動シテ使用スル家庭用電氣器具ニ附屬スル電線ノ類ヲ謂フ以下之ニニハ其ノ施設場所又ハ使用方法ニ從ヒ左ニ掲グル電線又ハ之ト同等以上ノ效力ヲ有スルモノヲ使用スルコトヲ要ス

一 乾燥シタル場所ニ施設スル場合

(イ) 電球線ニハ第二種可撓紐線ヲ使用スルコト但シ長サ床面ニ達セザル電球線ニシテ移動セザルモノニ在リテハ第一種可

(濕氣アル場所)

細第八十三條 本則第二百二十三條及第二百二十五條ノ濕氣アル場所トハ風呂場、床下、酒醬油等ノ醸造場若ハ貯藏場、料理店ノ庖厨、魚屋、八百屋等ノ水ヲ取扱フ土間若ハ洗場又ハ蕎麥屋、饅頭屋等ノ釜場ノ如ク水蒸氣ヲ發散スル場所ノ如キヲ謂フ

二

濕氣アル場所(細第八十三條)ニ施設スル場合

(ロ)

撓紐線、長サ床上二米以下ニ達セザルモノ又ハ電球ヲ移動セザル場合ノモノニ在リテハ一耗以上ノ第四種絶縁軟銅撓線ヲ使用スルコトヲ得

移動シテ使用スル電線ニハ第二種可撓紐線ヲ使用スルコト但シ輕小ナル家庭用電氣器具ニ取付クル場合ニ限り第四種可撓紐線ヲ使用スルコトヲ得

(イ)

電球線ニハ第三種乙可撓紐線ヲ使用スルコト但シ長サ床面ニ達セザル電球線ニシテ移動セザルモノニ在リテハ第三種甲可撓紐線、長サ床上二米以下ニ達セザルモノ又ハ電球ヲ移動セザル場合ノモノニ在リテハ一耗以上ノ第四種絶縁軟

(ロ) 銅撚線ヲ使用スルコトヲ得
移動シテ使用スル電線ニハ第
三種乙可撓紐線ヲ使用スルコ
ト

電球線及
移動シテ
使用スル
電線ノ接
續

第二百二十四條 電球線及移動シテ使用ス
ル低壓電線ノ接續ハ危険ノ虞ナキ様適
當ニ施設スルコトヲ要ス(細第八十一
條)

(適當ノ施
設)

細第八十一條 本則第二百二十四條ノ適當ニ施設ス
トハ左ノ各號ニ準ジ施設スルヲ謂フ
一 電球線ト屋内配線トノ接續點ニ於テハ電球
及附屬器具ノ重量ヲ屋内配線ニ支持セシメ
ザルコト
二 可撓紐線ト屋内配線トノ接續ハ鑢着其ノ他
ノ方法ニ依リ完全ニ之ヲ爲ス場合ヲ除クノ
外紐線吊、挿込型接續器其ノ他之ニ類スル
モノヲ以テ之ヲ爲スコト
三 可撓紐線相互ノ接續ハ適當ナル構造ヲ有ス
ル紐線接續器ニ依リテ之ヲ爲スコト
四 可撓紐線ト家庭用電氣器具トノ接續ハ人ノ
容易ニ觸レザル様施設シタル端子金物ニ可
撓紐線ヲ完全ニ捻止スル場合ヲ除クノ外挿
込型接續器其ノ他之ニ類スルモノニ依リテ
之ヲ爲スコト

(濕氣アル
場所)

細第八十三條 本則第二百二十三條及第二百二十五條

濕氣アル
場所ノ工
事

第二百二十五條 濕氣アル場所(細第八十

三條) 魚屋、八百屋等ノ水ヲ取扱フ土ニ施設
スル低壓電氣工作物ハ左ノ各號ニ依リ
施設スルコトヲ要ス

一 碍子引工事ニ依ルトキハ第四種絕
緣電線ヲ使用シ電線相互間六糎以
上、電線ト造管材トノ間三糎以上
ヲ離隔スルコト

二 關閉器、自動遮斷器、電球承口、
紐線接續器其他ノ器具ニハ適當ナ
ル防濕装置ヲ施スコト

塵埃アル
場所ノ工
事

第二百二十六條 塵埃アル場所(細第八十

四條)ニ施設スル低壓電氣工作物ハ左
ノ各號ニ依リ且危険ノ虞ナキ様適當ニ
施設(細第八十五條)スルコトヲ要ス

一 配線ハ碍子引工事、金屬管工事又
ハ電纜工事ニ依ルコト

二 碍子工事ニ依ルトキハ第三種絕緣
電線ヲ使用シ電線相互間六糎以上
電線ト造管材トノ間三糎以上ヲ離

附 錄

ノ濕氣アル場所トハ風呂場、床下、酒醬油等ノ
醸造場若ハ貯藏場、料理店ノ庖厨、魚屋、八百
屋等ノ水ヲ取扱フ土間若ハ洗場又ハ蕎麥屋、饅
飽屋等ノ釜場ノ如ク水蒸氣ヲ發散スル場所ノ如
キヲ謂フ

(塵埃アル
場所)

細第八十四條 本則第二百二十六條ノ塵埃アル場所

トハ精米、紡績、撚絲、製紙、製粉、碎鑛等ノ
工場又ハ織絲、綿絲、綿「ネル」、帆布、「モスリ
ン」、「セメント」、骸炭等ノ製造場ノ如キヲ謂フ

(適當ノ施
設)

細第八十五條 本則第二百二十六條ノ適當ニ施設ス
トハ左ノ各號ニ準ジ施設スルヲ謂フ
一 自動遮斷器ヲ藏ムル函ハ其ノ内部ニ塵埃ノ
侵入セザル様装置シ且其ノ蓋ハ堅牢ナル絶
緣性不可燃質物ヲ以テ製作シ又ハ不可燃質
物ヲ函ノ内面全部ニ張りタルモノヲ使用ス

隔スルコト

- 三 開閉器、自動遮斷器、紐線吊其ノ他ノ器具ニハ適當ナル防塵装置ヲ施スコト
- 四 電球承口ニハ無鍵承口ヲ使用スルコト

腐蝕性瓦斯アル場所ノ工場

第二百二十七條

腐蝕性瓦斯若ハ溶液ノ發散スル場所（細第八十六條）ニ施設スル低壓電氣工作物ハ瓦斯若ハ溶液ノ爲侵サレザル様適當ノ塗料ヲ施シ又ハ他ノ適當ナル豫防方法ヲ施スコトヲ要ス

絶縁物ヲ害スル瓦斯又ハ溶液ノ發散スル場所ニ於テ低壓裸電線ヲ使用スルトキハ展開シタル場所ニ於テ操業者ノ外人ノ容易ニ觸ルル虞ナキ様施設スルコトヲ要ス

腐蝕性瓦斯アル場所

細第八十六條

本則第二百二十七條第一項ノ腐蝕性瓦斯若ハ溶液ノ發散スル場所トハ酸類、アルカリ、鹽素酸「カリ」、晒粉、染料若ハ人造肥料ノ製造工場、銅、亜鉛等ノ精鍊所、電氣分銅所、電鍍工場、蓄電池室ノ如キヲ謂フ

爆發性物質アル場所ノ工場

第二百二十八條

爆發又ハ燃燒シ易キ危險ノ物質ヲ發生、製造又ハ貯藏スル場所

爆發性物質アル場所

細第八十七條

本則第二百二十八條ノ爆發又ハ燃燒シ易キ危險ノ物質ヲ發生、製造若ハ貯藏スル場所

（細第八十七條）ニ施設スル低壓電氣工作物ハ左ノ各號ニ依リ且危險ノ虞ナキ様適當ニ施設（細第八十八條）スルコトヲ要ス

- 一 配線ハ金屬線樋工事、金屬管工事又ハ鎧裝電纜ヲ用フル電纜工事ニ依リ施設スルコト
- 二 移動シテ使用スル電線ハ之ヲ可撓金屬管ニ藏メ又ハ之ニ強靱ナル外裝ヲ施ス場合ヲ除クノ外之ト同等以上ノ效力ヲ有スル特殊ノ電線ヲ使用スルコト
- 三 自動遮斷器、開閉器、點滅器、紐線接續器、抵抗器其ノ他火花ヲ發シ又ハ溫度過昇ノ虞アル器具ハ之ヲ場内ニ施設セザルコト但シ堅牢ナル氣密函又ハ油中ニ藏ムル如キ、方法ニ依リ保安装置ヲ施シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ
- 四 電球承口ニハ無鍵承口ヲ使用スルコト

（適當ノ施設）

細第八十八條

- 本則第二百二十八條ノ適當ニ施設スルコトハ左ノ各號ニ準ジ施設スルヲ謂フ
- 一 金屬線樋又ハ金屬管ハ厚サ一耗以上ノモノナルコト
 - 二 電線及機械器具相互ノ接續ハ電氣的完全ナラシメ且震動ニ因リ弛緩セザル様堅固ニ取付タルコト
 - 三 電燈ハ造管材ニ直接取付クル場合ヲ除クノ外電燈吊管、電燈腕管ノ類ヲ以テ之ヲ施設スルコト
 - 四 電球ニハ氣密ナル外球ヲ裝置シ且堅固ナル外裝ヲ施スコト
 - 五 電動機ハ火花ヲ發スル部分ヲ有セザルモノ又ハ火花ヲ發スル部分ニ特ニ適當ナル保安装置ヲ施シタルモノヲ使用スルコト
 - 六 發熱要素ノ露出シタル電熱器ヲ使用セザルコト

火藥製造
所内ノ工

第二百二十九條 火藥ヲ製造スル建物内ニ
施設スル電氣工作物ハ遞信大臣ノ認可
ヲ受ケタル特殊ノ設計ニ依ルコトヲ要
ス

興行場ノ
工事

第三百三十條 興行場劇場、映畫館其ノ他之ニ類
之ニニ施設スル低壓電氣工作物ハ危險
ノ虞ナキ様適當ニ施設スルコトヲ要ス
(細第八十九條)

(適當ノ施
設)

- 細第八十九條 本則第三百三十條ノ適當ニ施設スト
ハ左ノ各號ニ準ジ施設スルヲ謂フ
- 一 舞臺、奈落、音樂室、映寫室及道具類又ハ
人ノ觸ルル虞アル場所ニ施設スル電線ニシ
テ碍子引工事ニ依ルモノニハ第四種絕緣電
線ヲ使用シ且外物ノ接觸ニ因ル損害ヲ防止
スル様適當ノ裝置ヲ爲スコト
 - 二 「ボーダライイト」ト屋内配線トノ接續線ニ
ハ第二種可撓紐線ヲ使用シ且之ヲ皮革又ハ
「ズック」ノ類ヲ以テ外裝スルコト但シ「ボ
ーダライイト」ヲ移動セザル様裝置シタル
場合ニ在リテハ電線ニ一・六耗以上ノ第四
種絕緣軟銅撚線ヲ束ネタルモノヲ使用スル
コトヲ得
 - 三 第一號ノ場所ニ使用スル電球線ニハ奈落ニ

家庭用電
氣器具

第三百三十一條 屋内ニ使用スル家庭用電
氣器具ハ適當ノ構造ノモノトシ且危險
ノ虞ナキ様適當ニ施設スルコトヲ要ス
(細第九十條)

(構造及施
設)

- 細第九十條 本則第三百三十一條ノ適當ノ構造及施
設トハ左記ノ如キヲ謂フ
- 一 電熱器ハ左記ニ依ルコト
 - (イ) 交流一キロワット、直流五百ワットヲ
超過スル電熱器又ハ之ニ接近シテ各種
ニ適當ナル閉閉器ヲ裝置スルコト但シ
電熱器ニ接續スル電線又ハ可撓紐線ニ
 - 二 在リテハ第三種乙可撓紐線其ノ他ノ場所ニ
在リテハ第二種可撓紐線ヲ使用スルコト
 - 四 第一號ノ場所ニ於テ移動シテ使用スル電線
ニハ第三種乙可撓紐線ヲ使用スルコト但シ
床上ヲ引摺リ又ハ外傷ヲ受クル虞アル場合
ハ之ヲ可撓金屬管、「ゴム」管ニ藏メ若ハ皮
革、「ズック」ノ類ヲ以テ外裝シ又ハ麻絲其
ノ他強靱ナル物質ヲ以テ更ニ編組シタルモ
ノヲ使用スルコト
 - 五 舞臺、奈落、音樂室及映寫室ノ電路ニハ他
ノ屋内配線ト獨立ニ之ヲ遮斷シ得ル様閉閉
器及自動遮斷器ヲ適當ナル箇所ニ裝置スル
コト
 - 六 電球、抵抗器其ノ他溫度過昇ノ虞アル器具
類ハ可燃質物ト容易ニ接觸セザル様適當ニ
施設スルコト

- (ロ) 挿込型接續器ヲ使用スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- (ハ) 電熱器ト電線又ハ可撓紐線トノ接續部分ハ熱ノ爲電線又ハ可撓紐線ヲ損傷セザル構造ト爲スコト但シ接續部分ニ於テ溫度過昇ノ虞アル場合ハ電熱器ニ接續スル電線又ハ可撓紐線ニハ耐熱構造ノモノヲ使用スルコト
- (ニ) 固定セル電熱器ハ周圍ノ可燃物ト適當ニ隔離シ又ハ適當ナル耐熱裝置ヲ施スコト
- (ホ) 百五十ヴオルト以上ノ電熱器ノ金屬性外函ハ之ヲ第三種地線工事ニ依リ接地スルコト但シ使用電壓二百五十ヴオルト以下ニシテ中性點ヲ接地シタル電路ニ接續シテ使用スルモノハ此ノ限ニ在ラズ
- (ト) 本號(ニ)ノ接地線ヲ可撓紐線内ニ編込ム場合ニ於テハ其ノ部分ノ接地線ニハ一耗以上ノ軟銅熱線ヲ使用スルコトヲ得保溫電熱器座蒲團、炬燵、ニハ危險ナル程度ノ溫度上昇ヲ爲サザル様自動的ニ溫度ヲ制限シ又ハ電流ヲ遮斷スル裝置ヲ施スコト

屋内線ノ絶縁抵抗

第一百三十二條 屋内ニ施設スル低壓電線ノ絶縁抵抗ハ**第一百三十三條**ノ分岐回路ニ付左ノ各號ニ適合セシムルコトヲ要ス

一 白熱電燈ノミニ供給スル場合

附 録

(分岐回路ノ施設)

第一百三十三條 屋内ニ施設スル低壓電線ハ左ノ各號ニ依リ分岐シ且分岐點ニ迄キ箇所ニ於テ各分岐回路ニ開閉器及自動遮斷器ヲ裝置スルコトヲ要ス但シ特殊ノ事由アルモノハ所轄通信局長ノ認可ヲ受ケテ此ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

三九

- (ト) 電熱器ニハ其ノ使用電壓、ワット數(又ハ電流)及製造者名ヲ表示スルコト
- 二 電鈴、豆電球等ニ使用スル豆變壓器ハ左記ニ依ルコト
 - (イ) 單捲變壓器ヲ使用セザルコト
 - (ロ) 變壓器ハ一次電壓百五十ヴオルト以下二次電壓十ヴオルト以下、二次短絡電流三アムペア以下ノモノナルコト
 - (ハ) 變壓器ハ其ノ一次側端子ノ充電部分ニ人ノ容易ニ觸レザル様施設スルコト
 - (ニ) 變壓器ニハ其ノ一次側及二次側端子ヲ容易ニ識別シ得ル様適當ノ記號ヲ附スルコト
 - (ホ) 變壓器ノ一次側ニハ適當ノ場所ニ自動遮斷器ヲ裝置スルコト
 - (ヘ) 變壓器ニハ一次電壓、二次電壓、二次短絡電流及製造者名ヲ表示スルコト

電線相互間及全電線ヲ一括シタルモノト大地トノ間ノ絶縁抵抗ハ電球及附屬物ヲ含ミ電球承口一箇ニ付二メグオーム以上ナルコト

二 白熱電燈ト家庭用電氣器具トニ併セ供給スル場合

(イ) 電線相互間及全電線ヲ一括シタルモノト大地トノ間ノ絶縁抵抗ハ電氣器具ヲ除キタルトキ電球及附屬物ヲ含ミ電球及電氣器具承口一箇ニ付二メグオーム以上ナルコト

(ロ) 電線ニ電氣器具瞬時温水器ノ如クシテ使用スルモノヲ除クヲモ接続シタルトキ其ノ絶縁抵抗ハ全電線ヲ一括シタルモノト大地トノ間ニ於テ電球及電氣器具承口一箇ニ付一メグオーム以上ナルコト

三 家庭用電氣器具其ノ他ノ屋内電氣

一 白熱電燈用電線ハ一キロワット以下毎二分岐スルコト但シ一回路ノ承口ノ總數十五箇ヲ超過セザル場合ニ限り此ノ制限ヲ三キロワットト爲スコトヲ得

二 白熱電燈ト家庭用電氣器具トニ併セ供給スル電線ハ三キロワット以下毎二分岐スルコト但シ一回路ノ承口ノ總數十五箇ヲ超過スル場合ハ白熱電燈ノ總ワット數ヲ一キロワット以下ト爲スコト

三 家庭用電氣器具其ノ他ノ屋内電氣機械器具用電線ハ三キロワット以下毎二分岐スルコト但シ一回路ノ承口ノ總數三箇ヲ超過セザル場合ニ限り此ノ制限ヲ五キロワットト爲スコトヲ得

四 一個ノ容量五キロワットヲ超過スル家庭用電氣器具其ノ他ノ屋内電氣機械器具用電線ハ各機械器具毎二分岐スルコト

前項ノ場合ニ於テ二箇以上ノ分岐回路ノ總ワット數ガ前項第一號乃至第三號ノ制限ヲ超過セザルトキハ之等各回路ニ共同ノ開閉器及自動遮斷器ヲ使用スルコトヲ得

前二項ノ開閉器及自動遮斷器ハ特殊ノ場合(細第七十五條)ヲ除クノ外各極ニ之ヲ裝置スルコトヲ要ス

機械器具ノミニ供給スル場合

(イ) 絶縁抵抗ハ電線相互間及全電線ヲ一括シタルモノト大地トノ間ニ於テ使用電壓ニ對スル漏洩電流ヲシテ機械器具ヲ除キタルトキ最大供給電流ノ二萬分ノ一ヲ超過セシメザルコト

(ロ) 電線ニ家庭用電氣器具瞬時温水器ノ如ク大地ヨリ絶縁セズシテ使用スルモノヲ除ク其ノ他ノ屋内電氣機械器具ヲ接続シタルトキ其ノ絶縁抵抗ハ全電線ヲ一括シタルモノト大地トノ間ニ於テ使用電壓ニ對スル漏洩電流ヲシテ最大供給電流ノ一萬分ノ一ヲ超過セシメザルコト

興行場ノ舞臺、奈落、音樂室及映寫室ニ施設シタル低壓電線ノ絶縁抵抗ハ前項各號ノ數値ノ二倍以上ナルコトヲ要

細第七十五條 (分電盤ニ單極ノ開閉器及自動遮斷器ヲ使用シ得ル特殊ノ場合)

二〇頁參照

前二項ノ絶縁抵抗ハ興行場ニ於テハ毎年二回以上、其ノ他ノ場所ニ於テハ毎年一回以上試験シ其ノ成績ヲ記録スルコトヲ要ス但シ興行場、病院又ハ濕氣若ハ塵埃ノ充チ易キ箇所ヲ除クノ外線間ノ試験ヲ省略スルコトヲ得

【本則ニ直接關聯ナキ細則】

露出開閉器ノ屋内使用制限

細第七十四條 屋内ニ施設スル開閉器、自動遮斷器其ノ他之ニ類スル器具ハ其ノ充電部分ガ露出セザル様之ヲ裝置スルコトヲ要ス但シ取扱者ノ外出入セザル場所ニ裝置スルモノハ此ノ限りニ在ラズ

屋内ニ施設スル可熔片ハ耐火質物ノ函又ハ管内ニ裝置スルコトヲ要ス

飾窓等ノ配線

細第八十二條 飾窓又ハ飾函内ニ可撓紐線ヲ取付クル場合ハ左記ニ準ジ施設スルコトヲ要ス
一 第二種可撓紐線ヲ使用スルコト
二 可撓紐線ニハ分岐點ヲ設ケサルコト但シ適當ナル接續器具ヲ用フルトキハ此ノ限ニ在ラズ
二 可撓紐線ハ留革ノ類ヲ以テ適當ニ取付クルコト

第四節 臨時工事

使用期間

第四百一十一條 第四百一十二條乃至第四百一十四條ノ規定ニ依リ施設シタル電氣工作物ハ施設後一月ヲ限り使用スルコトヲ得但シ第四百一十三條ノ規定ニ依ル工事ニシテ第二種絶縁電線ヲ使用スベキ場合ニ第三種絶縁電線、第三種絶縁電線ヲ使用スベキ場合ニ第四種絶縁電線ヲ使用スルトキハ施設後四月ヲ限り使用スルコトヲ得
短時日ヲ限り使用スル目的ヲ以テ臨時ニ施設スル電氣工作物ニ關シテハ逓信大臣ノ認可ヲ受ケテ本令ニ規定スル施設制限ヲ輕減スルコトヲ得

屋内臨時工事

第四百一十二條 屋内ノ乾燥シタル展開場所ニ臨時施設スル使用電壓二百五十ヴオルト以下ノ電線ハ電線相互間及電線ト造營材トノ間ヲ離隔セズシテ之ヲ施

設スルコトヲ得前項ノ場合ニ於テハ電線ニハ三種絶緣電線又ハ之ト同等以上ノ效力ヲ有スル電線ヲ使用シ特ニ電線ヲ損傷スル虞ナク且電球ト造花、飾幕其ノ他燃焼シ易キ物ニ接觸セザル様施設スルコトヲ要ス

軒下臨時工事

第四百三十三條

使用電壓百五十ヴオルト以下ノ電線ヲ軒下其ノ他家屋ノ外面ニ沿ヒ臨時施設スル場合ニ於テハ左記各號ニ依ルコトヲ要ス

- 一 電線ニハ一・六耗ノ軟銅線又ハ之ト同等以上ノ強サ及太サヲ有スルモノヲ使用シ碍子引工事ニ依リ施設スル場合ハ電線相互間及電線ト造營材トノ間ヲ左ノ區別ニ依リ隔離スルコト

- (イ) 電線ノ種類
電線相互間ノ距離
電線ト造營材トノ距離
第二種絶緣電線
六種以上
三種以上

(ロ) 第三種絶緣電線

第四種絶緣電線ヲ雨露ニ曝露セズ且外物ノ爲損傷スル虞ナキ様適當ニ施設スル場合ハ電線相互間及電線ト造營材トノ間ヲ隔離セズシテ施設スルコトヲ得

- 二 工事以上ムヲ得ザル場合ヲ除クノ外電線ヲ造營材ノ側面又ハ下面ニ取付ケ且支持點間ノ距離ヲ一米以下ト爲スコト但シ二耗ノ硬銅線又ハ之ト同等以上ノ強サ及太サヲ有スルモノヲ使用シ且電線ト造營材トガ接觸ノ虞ナキ様充分隔離スル場合ニ限り電線支持點間ノ距離ヲ一米以上ト爲スコトヲ得
- 三 開閉器、自動遮斷器其ノ他之ニ類スル器具ハ屋内ニ裝置シ又ハ適當ナル防濕裝置ヲ施スコト

- 四 家屋ノ外面ニ於ケル電氣使用ヲ目的トシテ施設スル電路ハ工事以上

ムヲ得ザルモノヲ除クノ外一キロワット以下毎ニ分岐シ且分岐點ニ近キ箇所ニ於テ各分岐回路毎ニ各極ニ開閉器及自動遮斷器ヲ裝置スルコト

五 前號ノ開閉器及自動遮斷器ハ専用ノモノトシ屋内電路用ノモノト兼用セザルコト

六 電球承口其ノ他ノ承口ニハ陶器又ハ絶縁性耐火質物ヲ以テ製作シタル防水型ノモノヲ使用スルコト

綠門等ノ臨時工事

第四百十四條 樹木、裝飾塔、綠門其ノ他之ニ類スルモノニ使用電壓百五十ヴオルト以下ノ電線ヲ臨時施設スル場合ニ於テハ第四種絶縁電線ヲ使用シ電線相互間及電線ト之ヲ取付ケタルモノトノ間ヲ離隔セズシテ施設スルコトヲ得但シ樹木ノ如キ動搖ノ爲電線ヲ損傷スル虞アルモノニ取付クル場合ニ於テハ

第二百二條第二項 (本項以外ハ七頁參照)

前項ノ屋外工事が看板燈其ノ他家屋ノ外面ニ於ケル電氣使用ヲ目的トスルモノナルトキハ該電路ノ電線相互間及全電線ヲ一括シタルモノト大地トノ間ノ絶縁抵抗ハ電球及附屬物ヲ含ミ使用電壓ニ對スル漏洩電流ヲシテ最大供給電流ノ五千分の一ヲ超過セシメザルコトヲ要ス但シ白熱電燈ノミニ電氣ヲ供給スル回路ニ在リテハ電球承口一箇ニ對シ一メガオーム以上タラシムルコトヲ要ス

トヲ要ス

絶縁抵抗ノ測定

其ノ損傷ヲ防止スル爲適當ノ施設ヲ爲スコトヲ要ス
前項ノ電線ノ絶縁抵抗ハ第二百二條第二項ノ規定ニ適合セシムルコトヲ要ス

第四百十五條

臨時工事ヲ施設シタルトキハ其ノ使用開始前ニ電線ノ絶縁抵抗ヲ測定シ其ノ成績ヲ記録スルコトヲ要ス

前項ノ記録書類ノ保存期間ハ第七條ノ規定ニ拘ラズ之ヲ一年間トス

第七條

電氣事業者ハ三年間本令ノ規定ニ依ル記録書類ヲ保存スルコトヲ要ス

電氣工事人取締規則

(遞信省令第三十一號)
昭和十年十月一日實施

電氣工事人取締規則

第一條 屋内及家屋ノ外面ニ於ケル電氣工事（看板、廣告塔等ノ電氣工事ヲ含ム）ニ從事セントスル者ハ本令ノ定ムル所ニ依リ遞信局長ノ免許ヲ受クベシ

第二條 免許ノ有効期間ハ十年トス

免許ハ甲種及乙種ノ區別ニ從ヒ試験ニ依リ之ヲ爲ス
免許ノ取消ヲ受ケ一年ヲ經過セザル者其ノ他遞信局長ニ於テ不適當ト認メタル者ニ付テハ免許ヲ爲サルコトアルベシ

第三條 試験ハ左ノ事項ニ付之ヲ行フ 但シ必要アリト認メタルトキハ簡單ナル實地作業ニ付テモ試験ヲ行フコトアルベシ

- 一 配電一般（電氣工作物規程ヲ含ム）
- 二 電氣工事材料及機械器具一般
- 三 電氣工事施行方法及電氣工作物試験
- 四 配線圖

第四條 甲種免許ヲ受ケントスル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ前條ノ試験ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトヲ得

一 甲種免許ノ有効期間滿了ニ因リ免許ヲ申請シタルモノ

二 電氣事業主任技術者ノ資格ヲ有スル者及第二種自家用電氣工作物主任技術者ノ經歷ヲ有スル者

三 修業年限二年以上ノ學校ニ於テ電氣工學ヲ專修シ其ノ學校ヲ卒業シタル者

乙種免許ヲ受ケントスル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキ亦前項ニ同ジ

一 免許ノ有効期間満了ニ因リ免許ヲ申請シタル者

二 前項第三號及第三號ニ掲グル者

三 講習其ノ他ノ方法ニ依リ電氣及電氣工事ニ關スル智識ヲ修得シタル者

第五條 免許ヲ受ケントスル者ハ履歷書(第二號書式)履歷ニ關スル證明ノ抄本及寫眞申請前六月以内ニ撮影シタル名刺ニシテ裏面ニ撮影年月日及氏名ヲ添ヘ申請書(第一號書式)ヲ其主タル營業地、若ハ勤務地又ハ住所ヲ管轄スル遞信局長ニ提出スベシ

第六條 免許ヲ受ケントスル者ハ左ノ區別ニ從ヒ手数料ヲ納付スベシ

甲 種 四圓

乙 種 三圓

前項ノ手数料ハ其ノ金額ニ相當スル收入印紙ヲ申請書ニ貼付シテ之ヲ納付スベシ

第七條 遞信局長免許ヲ爲シタルトキハ免許證(第三號書式)ヲ申請者ニ附與ス

第八條 不正ノ方法ニ依リ免許ヲ受ケタル事判明シタルトキハ其ノ免許ハ無効トス

第九條 免許ヲ受ケタル者(以下電氣工事人ト稱ス)其ノ業務ニ従事スルニ至リタルトキ八十日以内ニ屆書(第四號

書式)ヲ其ノ營業地又ハ勤務地ヲ管轄スル遞信局長ニ提出スベシ 營業地、勤務地又ハ勤務先ヲ變更シタルトキ亦同ジ

前項ノ屆書ニハ免許證ノ寫シヲ添付スベシ 但シ免許ヲ爲シタル遞信局長ニ届出ヲ爲ス場合ハ此ノ限りニ在ラズ

第十條 甲種免許ヲ受ケタル電氣工事人ニ非ザレバ左ノ工事ヲ爲スコトヲ得ズ

一 高壓電氣工事及「ネオン」管燈工事

二 電氣工作物規程本則第二百二十七條乃至第三百三十條ニ規定スル電氣工事

三 電纜工事、金屬管工事又ハ金屬線樋工事ニシテ長サ十米ヲ超ユルモノ

四 電燈ノ受口五十箇、家庭用電氣器具ノ受口十箇又ハ電動機其ノ他ノ電力裝置三箇以上ヲ施設スル場所ニ於ケル電氣工事

第十一條 電氣工事人ハ電氣工作物規程其ノ他電氣ニ關スル法令ノ定ムル所ニ從ヒ工事ヲ爲スベシ

電氣工事人ハ電氣用品取締規則ニ違反スル電氣用品ヲ工事ノ用ニ供スルコトヲ得ズ

第十二條 電氣工事人同一工事ニ從事スル電氣工事人數人アハ工事着手前配線圖ヲ添ヘ工事ノ概要ヲ關係電氣事業者ニ通知スベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ

前項ノ規定ハ關係電氣事業者ノ設計ニ基キ其ノ指揮又ハ委託ニ依リ工事ヲ爲ス場合ニハ之ヲ適用セズ

第十三條 電氣工事人ハ検査吏員、警察官吏、工事依頼者又ハ關係電氣事業者ノ請求アリタルトキハ免許證ヲ呈示ス

ベシ

第十四條 電氣工事人免許證ヲ亡失シ又ハ毀損シタルトキハ遲滯ナク其ノ再交付ヲ受クベシ此ノ場合ニ於テハ免許證
毀損ノ場 及寫眞ヲ添ヘ申請書(第五號書式)ヲ免許ヲ爲シタル逓信局長ニ提出スベシ
合ニ限ル

電氣工事人ソノ氏名ヲ變更シタルトキハ遲滯ナク免許證ノ書換ヲ受クベシ此ノ場合ニ於テハ免許證ヲ添ヘ申
請書(第六號書式)ヲ免許ヲ爲シタル逓信局長ニ提出スベシ

電氣工事人免許證ノ書換ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク届書(第七號書式)ヲ營業地又ハ勤務地ヲ管轄スル逓信局
長 書換ヲ爲シタルニ提出スベシ
逓信局長ヲ除ク

第十五條 免許證ノ再交付又ハ書換ヲ申請セントスル者ハ手数料二十錢ヲ納付スベシ
前項ノ手数料ノ納付ニ付テハ第六條第二項ノ規定ヲ準用ス

第十六條 逓信局長ハ電氣工事人ノ爲ス電氣工事ニ關シ報告ヲ爲サシメ又ハ検査吏員ヲ派遣シテ検査ヲ爲サシムルコ
トアルベシ

第十七條 電氣工事人左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ旨ヲ具シ遲滯ナク免許證ヲ免許ヲ爲シタル逓信局長ニ返還
スベシ

- 一 電氣工事人其ノ業務ヲ廢止シタルトキ
- 二 免許ヲ取消サレタルトキ
- 三 免許ノ有効期間滿了シタルトキ

四 第八條ノ規定ニ依リ免許無効トナリタルトキ

電氣工事人死亡シタルトキハ免許證ノ保管者ハ前項ノ規定ニ準ジ當該免許證ヲ返還スベシ

第十八條 逓信局長ハ電氣工事人本令又ハ本令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ又ハ電氣工事ニ關シ不正ノ所爲ア
リタルトキハ業務ノ停止ヲ命ジ又ハ免許ヲ取消スコトアルベシ

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

- 一 免許ヲ受ケズシテ第一條ノ電氣工事ニ從事シタルモノ
- 二 第十條又ハ第十一條ノ規定ニ違反シタル者
- 三 正當ノ事由ナクシテ第十六條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シ又ハ検査ヲ拒ミ妨ゲ若ハ忌
避シタル者
- 四 前條ノ規定ニ依ル處分ニ違反シタル者

第二十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ科料ニ處ス

- 一 正當ノ事由ナクシテ免許證ノ呈示ヲ拒ミタル者
- 二 正當ノ事由ナクシテ免許證ノ返還ヲ怠リタル者
- 三 本令ノ規定ニ依ル届出又ハ通知ヲ怠リタル者

附 則

本令ハ昭和十年十月一日ヨリ之ヲ施行ス
 本令施行ノ際現ニ電氣工事人ノ業務ニ従事スル者ハ本令施行ノ日ヨリ三年ヲ限り免許ヲ受ケズシテ仍其ノ業務ヲ繼
 續スルコトヲ得
 前項ノ電氣工事従事者ハ本令施行ノ日ヨリ六月内ニ履歴書(第二號書式)及戸籍ノ抄本ヲ其ノ主タル營業地又ハ勤
 務地ヲ管轄スル逓信局長ニ提出スベシ

(第一號書式)

電氣工事人免許申請書

印 收
紙 入

氏

名

年

月

日生

免許ノ種別
甲種
乙種

私儀電氣工事人取締規則ニ依リ前記種別ノ免許相受度申請候也

年 月 日

住所

氏

名印

逓 信 局 長 宛

附 録

(第二號書式)

附 錄

履 歷 書

本 籍
現住所

氏

年

月

日 生

名

學 業

一、何年何月何日 何學校何科ニ入學

一、何年何月何日 何學校何科修業、卒業又ハ退學

一、何年何月何日 何試驗合格

一、何年何月何日 何

一、何年何月何日 職 務

一、何年何月何日 何官廳(官職名記載)何會社又ハ何商店ニ於テ何々ノ職務ニ從事

一、何年何月何日 何

一、何年何月何日 賞 罰

一、何年何月何日 何

右之通相違無之候也

年 月 日

右

氏

名 印

(第三號書式)

外 横 約十一種
面 約十三種

裏

事 記

折 目

第 號

何種電氣工事人免許證

表

(備考) 番號ノ上ニハ遞信局名ノ頭字ヲ冠ス

附 錄

裏側	折目	表側
寫 眞	一 免許ノ種別 甲種 乙種	
	二 免許ノ有効期限 年 月 日 日免許	
局 遞 長 信 印		氏 名 年 月 日 生
		遞 信 局 長 印

(第四號書式)

就 業 (變 更) 届
何種免許電気工事人

氏

年 月 日 生 名

一 免許ノ年月日及番號

二 營業地又ハ勤務地及勤務先

(變更ノ場合ニ於テハ新舊ノ營業地又ハ勤務地若ハ勤務先)

三 就 業 (變更)年月日

右電気工事人取締規則第九條ノ規定ニ依リ届出候也

年 月 日

住所

氏

名 印

遞 信 局 長 宛

(注意) 營業地及勤務地ハ市區町村別ニ記載スベシ

附 録

(第五號書式)

附 錄

電氣工事人免許證再交付申請書

印	收
紙	入

- 一 免許ノ種類
 - 二 免許ノ年月日及番號
 - 三 再交付申請ノ事由 亡失又ハ毀損ノ事由ヲ記載スベシ
- 右電氣工事人取締規則第十四條第一項ノ規定ニ依リ申請候也

年 月 日

住所

氏

名 印

遞 信 局 長 宛

(第六號書式)

電氣工事人免許證書換申請書

印	收
紙	入

- 一 新 氏 名
 - 二 舊 氏 名
- 右電氣工事人取締規則第十四條第二項ノ規定ニ依リ申請候也

年 月 日

住所

氏

名 印

遞 信 局 長 宛

附 錄

電氣工事人免許證書換屆

何種免許電氣工事人

氏

名

- 一 營業地又ハ勤務地及勤務先
- 二 免許ノ年月日及番號
- 三 舊 氏 名

右電氣工事人取締規則第十四條第三項ノ規定ニ依リ届出候也

年 月 日

住所

氏

名 印

遞 信 局 長宛

(注意) 營業地及勤務地ハ市區町村別ニ記載スベシ

昭和十一年十二月二十五日
昭和十一年十二月二十五日
昭和十一年十二月二十五日
再發行
再發行
再發行

定價金壹圓貳拾錢

編纂者 兼 發行所
東京市芝區田村町一ノ一二
東京電燈株式會社配電課
小林 勳

印刷者 杉 山 退 助
東京市牛込區市谷加賀町一ノ一二

印刷所 大日本印刷株式會社
東京市牛込區市谷加賀町一ノ一二

東京市芝區田村町一ノ一二

東京電燈株式會社

東京市京橋區銀座六丁目一番地

東電電氣商品株式會社

電氣工事讀本
不許複製

發行所
發賣所

終